

本屍ハ一般ニ羸瘦シ皮膚ハ稍々乾燥ス、光澤ナク皺襞ニ富ム、皮色ハ前面一般ニ蒼白背面ハ帶紅蒼白臀部ハ約鶏卵大ノ生理的母斑ヲ存ス、死後ノ強直ハ凡テノ關節ニ於テ存在セズ。

二、頭部 約三・〇厘米長ノ黒髪ヲ密生ス、頭皮ハ一般ニ蒼白所々淡紅色ヲ帶ビ前頭部ニ於テ麻實大黃褐色ノ痂皮ヲ多數附着ス、右顳頂結節ノ前方ニ指横徑ヲ去ル處ニ於テ拇指頭大ノ黒褐色ノ厚キ痂皮ヲ附着スル部アリ、之ニ割ヲ加フルニ稍々腫脹シ皮下組織ノ血管ハ稍々充盈シテ淡赤色ヲ呈シ漿液ニ富ム、左顳頂結節ノ直下一指横徑ノ處ニ小豆大ノ赤褐色表皮缺損部一個ヲ存ス、割ヲ加フルニ薄層ノ出血ヲ存ス、骨ニ異常ナシ、其他ニ損傷異常ヲ認メズ。

三、顔面 前額部ハ全般ニ互リ地圖狀ニ淡紅色ヲ呈シ其間ニ麻實大乃至小豆大ノ暗褐色痂皮十數個散在ス、右側頭結節ノ稍々右側ニ於テ拇指頭大淡赤色ノ表皮粗糙面一個ヲ存シ其表面ハ濕潤ニシテ中央部小豆大圓形ノ部分ハ暗赤色ヲ呈シ之ニ割ヲ加フルニ皮膚組織ハ一般ニ血管充盈シテ赤色ヲ呈シ濕潤ナリ、兩眼瞼ハ閉ジ、之ヲ開檢スルニ右眼瞼竝ニ眼球結膜ハ充盈シ淡赤色ヲ呈スルモ(結膜炎)溢血點ノ存在ヲ認メズ、角膜ハ稍々潤濁スルモ中等度ニ擴大セル瞳孔ヲ透見シ得、左眼瞼竝ニ眼球結膜ハ蒼白溢血點ナシ、角膜及瞳孔ノ性狀右ニ等シ、眼球ハ左右共ニ柔軟ナリ、鼻翼ヲ壓スルニ汚穢灰白色ノ粘稠液ヲ漏ラス、口ハ開キ口唇粘膜鮮紅色著シク乾燥ス、口腔粘膜淡紅色舌尖ハ齒槽ノ間ニ介在ス、口腔内ニ異常ナシ、左右ノ耳翼竝ニ外聽道ニハ頭部ト同性狀ノ變色竝ニ痂皮ヲ存ス(濕疹)。

- 四、頸部 前頸部竝ニ頂部蒼白自然ノ皺襞ノ外損傷異常ナシ。
- 五、胸腹部 膈窩ハ完全ニ形成セラレ腹部ハ稍々膨滿スルモ變色ヲ認メズ、其他ニ損傷異常ナシ。
- 六、背部 損傷異常ナシ。
- 七、上肢 左右共ニ損傷異常ナシ。
- 八、下肢 左右ノ大腿内側部ハ一般ニ淡紅色ヲ呈シ稍々濕潤ス(濕疹)、其他ニ損傷異常ナシ。
- 九、外陰部 小陰唇ハ大陰唇ニヨリ蔽ハル、畸形等ノ異常ナシ。
- 十、肛門 ハ稍々哆開シ淡紅色ヲ帶ビ周圍ハ少許ノ糞便ヲ以テ汚染セラル。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

十一、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際血液ヲ漏サズ、軟部組織ノ前半ハ蒼白、後半ハ淡紅色稍々濕潤ス。(イ)右顳頂結節ノ周圍ニ當リ約鶏卵大ノ部分ハ骨膜下ニ帶藍青色ニ透見セラレ稍々隆起ス、割ヲ加フルニ同大ノ暗赤色軟凝血塊ヲ存シ之ヲ拭淨スルニ纖維素ノ沈著ニヨリ恰カモ蝕蝕セラレタルガ如キ觀ヲ呈ス、該部ノ骨膜ヲ剝離スルニ骨面ハ平滑ニシテ異常ナシ。

大顳門ノ大サ斜徑各二・〇厘米小顳門ハ痕跡ヲ止メズ、頭蓋骨ヲ各縫合ニ沿ヒ剪斷開檢スルニ其際血液ヲ漏サズ、骨ノ厚サ一・〇乃至二・〇厘米耗板障ノ色淡紅色血量多シ、化骨缺損・骨折等ノ異常ナシ、硬腦膜ハ骨ニ固

著ス、内面蒼白腱様滑澤血管ノ充盈稍々著シ、横竇及ビ縦竇内ニハ暗赤色流動性血液稍々多量ヲ存ス、軟
 腦膜ハ透明潤濕血管網ノ充盈ハ稍々著シ、出血等ノ異常ナシ、左右側室内ニハ少許ノ淡紅色液ヲ存ス、脈
 絡叢ノ血管ハ少シ、大脳實質間ノ血點著シカラズ、大脳神経節四疊體シルウキー氏導水管菱形窩小腦小腦
 脚大脳脚ワロル氏橋竝ニ延髓等ニ出血等ノ異常ナシ、底面ノ硬腦膜性状穹窿部ニ等シク頭蓋底ノ骨質ニ損
 傷異常ナシ。

乙 胸腹腔開檢

十二、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱斷開檢スルニ皮下脂肪組織ハ殆ド缺如シ筋肉ハ淡褐色菲薄ニシテ濕潤ナ
 リ。

腹腔臓器ノ位置ニ異常ナク胃ハ著シク膨滿ス、腹腔内ニ淡紅色液少許ヲ存ス、大網膜ノ脂肪沈著少ナシ、
 横隔膜ノ高サ右ハ第三肋間左ハ第四肋骨ニ位ス。

其一 胸腔臓器

十三、胸腔ヲ開檢スルニ左右共ニ癒著ナク少許ノ淡紅色液ヲ存ス。

十四、胸腺左右ノ二葉ヨリ成リ大サ四・〇—五・〇—一・〇〇〇、淡紅色溢血點ナシ、重量一〇・〇〇瓦ナリ。

十五、心囊内ニハ琥珀色透明液約二・〇〇〇ヲ存シ内面蒼白腱様滑澤溢血點ナシ。

十六、心臟 大サ本屍手拳ノ一倍半大外心膜下ニ脂肪沈著ナク蚤刺大溢血點三個ヲ存ス、心尖ハ左心室ニヨ

リ成ル、右心房内ニハ暗赤色流動性血液約二・〇〇〇ヲ同心室内ニハ同様血液少許ヲ含ミ左心房内ニハ同様血
 液約一・〇〇〇ヲ存シ同心室内殆ド空虚ナリ、心臟別出ノ際周圍ノ大血管ヨリ同様血液約五・〇〇〇ヲ漏ラス。

大動脈瓣竝ニ肺動脈瓣ハ灌水ニ由リ能ク閉塞ス、房室間孔右ハ一手指左ハ一手指頭ヲ通ズ、心筋ノ厚サ左
 ハ七・〇耗右ハ六・〇耗淡褐色透明僧帽瓣三尖瓣半月瓣腱索乳嘴筋及肉柱等ニ異常ナク大動脈起始部ノ内面
 蒼白柔軟異常ナシ、卵圓孔ハ閉鎖ス。

十七、右肺 容積稍々膨大ス、表面ノ色赤褐色硬度ハ弾力性柔軟蚤刺大ノ溢血點多數ニ散在ス、硬結等ヲ觸
 知セズ、斷面ノ色表面ニ等シク之ヲ壓スルニ細小泡沫ヲ有スル白色液多量ヲ血管ノ斷端ヨリハ暗赤色流動
 性血稍々多量ヲ漏ラス、氣管枝内ニハ透明淡紅色粘稠ナル液少許ヲ存ス、粘膜蒼白血管充盈ス。

十八、左肺 表面ノ色性狀斷面ノ色性狀竝ニ氣管枝ノ内容性状等右ニ等シ。

十九、頸部器官 舌ハ蒼白、咽頭氣管枝粘膜ハ蒼白異物ナシ、舌骨竝ニ喉頭ノ諸軟骨ニ折傷等ノ異常ナク周
 圍ノ軟部組織ニ於テ出血等ノ異常ナシ。

其二 腹腔臓器

二十、脾臟 大サ六・〇—三・五—一・〇〇〇、表面ノ色暗赤褐色硬度ハ弾力性柔軟斷面ノ色表面ニ等シク脾胞
 脾材ノ別明ラカナリ、血量中等量ナリ。

二十一、右腎 大サ六・〇—三・〇—二・〇〇〇、莢膜剝離シ易シ、表面ノ色淡赤褐色硬度ハ弾力性柔軟斷面ノ色

表面ニ等シク皮質髓質ノ別明カナリ、血量中等度ナリ。

二十二、左腎 大サ六・〇—二・〇—一・五種、表面ノ色性狀断面ノ色性狀共ニ右ニ等シキモ血量多シ。

二十三、膀胱内ニハ淡黄色尿少許ヲ存ス、粘膜蒼白皺襞ニ富ム、溢血點出血等ノ異常ナシ。

二十四、胃内ニハ白色乳様ノ粘稠ナル内容中等量ヲ存ス、粘膜蒼白淡紅色出血粘膜缺損等ノ異常ナシ。

二十五、小腸内上部ニハ汚穢粘稠ナル白色乳様内容少許ヲ存ス、粘膜蒼白乃至淡紅色血管ハ所々樹枝狀ニ充盈スル外出血粘膜缺損等ノ異常ナシ、下部ニハ白色顆粒狀物質ヲ混ズル淡黄色粘稠ナル内容稍々多量ヲ存ス、粘膜ノ性狀上部ニ等シ、大腸内ニハ汚穢ノ粘稠ナル顆粒狀ノ糞便中等量ヲ存ス、粘膜ハ淡紅蒼白色出血粘膜缺損等ノ異常ナシ。

二十六、肝臓 大サ一・二—〇・七—五—三・〇種、表面ノ色赤褐色硬度ハ弾力性柔軟断面ノ色表面ニ等シク小葉ノ分界ハ不明ナリ、血量稍々多シ。

膽嚢内ニハ汚穢帶紅黄色ノ胆汁少許ヲ有ス、内面滑澤異常ナシ。

二十七、脾臓 大サ五・〇—二・〇—一・〇種、帶紅灰色出血等ノ異常ナシ。

二十八、内陰部 子宮長サ三・〇種幅七・〇種(體部)一・〇種(頸部)厚サ五・〇種(底部)同腔内ニハ汚穢黄色ノ粘稠液少許ヲ存シ粘膜蒼白附屬器官ニ異常ナシ。

二十九、胸部及腹部大動脈内面蒼白腱様滑澤柔軟異常ナシ。

右ニテ解剖検査終了時ニ午前十一時三十分ナリ。

説明

一、本屍體中ニ肺肋膜下ニ多數ノ溢血點存スルコト血液ノ色一般ニ暗赤色流動性ナルコト内臟諸器ニ靜脈性充血アルコト(解剖検査記録第十一第十五第十七第十八第二十五及第二十六項)等窒息ノ徵候ヲ具有スルヲ以テ本屍ノ死因ヲ窒息トス。

二、本屍ハ榮養著シク不長ニシテ(同記録第一及第十二項)肺臓ニハ血量多ク細氣管枝ニ多量ノ粘稠液ヲ存シ其硬度海綿様ナラズシテ弾力性柔軟ナル等氣管枝加答兒ノ像ヲ呈ス(同記録第十七及第十八項)、該榮養不良ハ此ノ氣管枝加答兒ノ結果ナリヤ又ハ他ノ原因ニ據ルヤハ解剖的所見ノミニヨリ斷シ難シ、尙此氣管枝加答兒ト本屍死因タル窒息トノ關係ヲ案ズルニ小兒殊ニ嬰兒ハ痰ノ喀出不能ナルガ故ニ加答兒ノ爲滯溜シタル粘稠液等ニヨリテモ呼吸道ノ閉塞ヲ來シ容易ニ窒息ヲ惹起シ得ベク若シ此上ニ聊カナリトモ外部ヨリ呼吸道ヲ壓迫又ハ閉塞シタルガ如キ事實アラバ之ヲ以テ窒息ノ因トナスヲ得ベシ、然レドモ本屍ニ於テハ一方頸部口圍胸部等ニ暴力ノ痕跡ヲ證明スル能ハズ、他方氣管枝加答兒ノ像可ナリ高度ニシテ他ニ全ク原因ナクシテ細氣管枝ノ閉塞ニヨリテ窒息シタリト認メ得ベキ狀況ニアルガ故ニ該窒息ヲ由來セル手段方法ハ解剖的所見ノミニヨリテ決定スル能ハズ、何トナレバ痕跡ヲ止メザル程ノ外力ハ證明シ得ザレバナリ。

三、本屍右顛頂骨骨膜下ニ稍々廣汎ナル出血アルモ數日以上經過シタルモノニシテ(同記録第十一(い))本屍

解剖鑑定例

一九〇

死因ト直接關係ナシ、其他ニ死因ト認ムベキ損傷及ビ病的變化ヲ認メズ。

鑑定

前記説明ノ理由ニ據リ鑑定スルコト左ノ如シ。

一、本屍ノ死因ヲ窒息トス。

此鑑定日數ハ大正七年二月十四日ヨリ同月十八日ニ至ル五日間トス。

大正七年二月十八日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 古畑 種基

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 淺田 一

三 男子—凍死

三月一日午前三時頃發見死亡時は不詳、發見の場所には二月二十八日夕方にては存在せざりしものにして夜中の出來事ならん、死體に右の耳ミ顳顬部ミの間及び後頭部に創傷各一個宛あり、臨檢

は午前三時半頃近隣の醫師が臨檢す。午前四時頃警察官が檢死したり。それによれば凍死にして頭部の創傷は凍死の前に受けしものにして死因に關係なし、本屍は生前同日午後六時過ぎ泥酔して該場所を暴れ廻り居たり、近所に於て有名なる醉漢なり。

死體解剖検査記録

東京市〇〇區富〇町三十一番地

路次内ニ於テ發見

住所不定

〇山〇一

三十四歳

右死因鑑定ノ爲大正七年三月二日午前九時十五分ヨリ東京帝國大學醫科大學法醫學教室解剖場ニ於テ深川扇橋警察署勤務視廳警部補東郷吉彦立會ノ上宮永學而執刀古畑種基補助之ヲ解剖スルニ其所見左ノ如シ。

第一 外表検査

- 一、一男性屍 體重五〇一〇〇・〇瓦身長一五一・〇糎、全身ハ一般ニ泥砂ヲ以テ汚染セラル、殊ニ足部ニ於テ著シ、皮色ハ前面一般ニ蒼白背部ハ淡紅色ヲ呈ス、死後ノ強直ハ凡テノ關節ニ於テ強ク存在ス。
- 二、頭部 長サ二〇乃至三〇糎ニ短截セラレタル黒髮ヲ密生ス。

解剖鑑定例

一九一

(い)左顛顛骨部ニ於テ顛顛結節ヨリ約二・〇糎ノ所ニ後上方ヨリ前下方ニ斜ニ耳根部ヲ去ル約一・〇糎ノ間ニ四・五糎長ノ稍々哆開セル創傷一個ヲ存ス、創縁ハ正銳ニシテ前縁ハ瓣狀ヲ呈シ後縁ハ鈍角ヲ呈ス、創洞ハ同ジク正銳平滑淡紅色ヲ帶ブ、創底ノ一部顛顛筋ニ達ス。

(い)ノ一該創ノ上先端ヨリ約一・〇糎ヲ去ル所ニ前下方ニ向テ一小枝ヲ存シ其創縁モ亦正銳ニシテ稍々瓣狀ヲ呈ス。

(ろ)顛顛結節ノ一指横徑前方ニ於テ楔狀ニシテ瓣狀ヲ呈スル創傷一個ヲ存シ其ノ下部ノ一邊ハ一・五糎上部ノ一邊ハ〇・五糎底邊ハ〇・八糎ヲ算ス、其創縁ハ正銳ニシテ創洞ハ淡赤色ヲ呈シ皮膚組織内ニ止マリ深部ニ達セズ。

(は)顛顛部(ろ)創ヨリ約三指横徑上方ニ隔リタル所ニ於テ麻質大ノ鈍三角ヲ呈スル創傷一個ヲ存シ其周邊ハ淡赤色ナリ、創洞ノ深サ五〇糎ヲ算ス、割ヲ加フルニ創洞ハ淡赤色ヲ呈シ數個ノ組織片架橋ニ存スルヲ認ム。

(に)顛顛部ノ後方顛顛結節ト後頭結節トノ殆ド中間ニ於テ前上方ヨリ少シク斜ニ下後方ニ走ル約三・〇糎ノ創傷ヲ存シ淡赤色ヲ呈ス創洞ノ深サ約五・〇糎ニシテ骨ニ達セズ。其他ニ損傷異常ナシ。

三、顔面 一般ニ浮腫狀ヲ呈シ左右ノ眼瞼亦稍々腫脹ス。

(ほ)右前頭結節直上ニ於テ右上方ニ斜メニ小指頭大ノ暗赤色變色部ヲ存シ稍々腫脹シ凹凸不平ナリ、之ニ割ヲ加フルニ少許ノ皮膚組織間ニ出血ヲ存ス。

兩眼瞼ハ閉鎖ス、之ヲ開檢スルニ眼球竝ニ眼瞼結膜ハ左右共ニ蒼白溢血點ナシ、角膜ハ稍々潤濁スルモ中等度ニ開大セル瞳孔ヲ透見シ得、眼球ハ柔軟ナリ、鼻翼ヲ壓スルニ汚穢灰色ノ粘稠液少許ヲ漏ラス。

(へ)右鼻唇溝ニ大豆大淡紅色變色部アリ、之レニ割ヲ加フルニ皮下ニ出血ナシ。

口ハ半バ開キ口唇粘膜蒼白ナリ、下口唇右側ニ於テ麥粒大粘膜缺損二個ヲ存シ割ヲ加フルニ粘膜下ニ出血ナシ、舌ハ齒列ノ後ニ在リ、口腔内ニ異物ナシ、左右ノ耳翼損傷異常ナク外聽道内ニ異常ナシ、其他ニ損傷異常ナシ。

四、頸部 前頸部蒼白損傷異常ナシ、項部亦然リ。

五、胸腹部 損傷異常ナシ腹部稍々緊滿ス。

六、背部 損傷異常ナシ。

七、左上肢 前面ニ於テ松葉瓢箪短冊桃實等ノ刮青ヲ施ス。

上膊ノ下三分ノ一ノ處ニ約拇指頭大ノ陳舊ナル蒼白色ノ癩痕一個ヲ存ス。

(と)右拇指ノ内側ニ約大豆大ノ皮膚缺損ヲ存シ淡赤色ノ真皮ヲ露出ス、割ヲ加フルニ出血ナシ。

八、右上肢 上膊外側ニ形態不明ノ刮青一個前膊内側ニ人首ヲ刀ニテ貫キタル刮青一個アリ。

- (5) 環指小指ノ第二指關節背面ニ於テ約大豆大ノ表皮剝脱ヲ存ス、割ヲ加フルニ皮下ニ出血ナシ。
- 九、下肢 左右共ニ損傷異常ナシ。
- 十、外陰部 陰阜ニハ黒色ノ陰毛ヲ密生ス、陰莖ニ異常ナク睾丸ハ左右共ニ陰囊内ニアリ。
- 十一、肛門ハ閉鎖シ周圍ハ汚染ナシ。

第二 内景検査

甲 頭腔開検

十二、頭皮ヲ式ノ如ク横断開検スルニ其際血液ノ漏出ナシ。

軟部組織ハ一般ニ蒼白濕潤出血等ノ異常ナシ。

(リ) 右顳額筋間ニ少許ノ出血アリ。

頭蓋骨ヲ鋸断開検スルニ其際暗赤色流動性血液五〇〇㊦ヲ漏出ス、骨ノ厚サ最厚部五・〇㊦最薄部二・〇㊦
 耗板障血量多シ、左右共ニ均等骨折其他ノ損傷異常ナシ、硬腦膜ハ蒼白腫樣滑澤血管ハ稍々充盈ス、内外面
 共ニ出血等ノ異常ナシ、横竇及縦竇内ニハ暗赤色流動性血液ヲ存ス、腦實質ハ彈力性硬固軟腦膜蒼白滑澤血
 管網充盈スルモ出血等ノ異常ナシ、正中及ビ顳頂廻轉溝ハ稍々深クコノ部ノ軟膜ハ稍々白色ニ肥厚ス、側室
 内ニハ潤濁セル水樣液稍々多量ヲ存ス、室壁ノ血管稍々怒張充盈ス、脈絡叢ノ血量少シ、大脳實質ノ血點多
 シ、視神經牀海綿狀體「レンズ」核内囊外囊四疊體菱形窩等ニ出血其他ノ異常ナク大脳脚小脳脚小腦ヲロル

氏橋及延髓等ニ出血其他ノ異常ナシ、底面ノ硬腦膜性狀穿窿部ニ等シク頭蓋底ノ骨質ニ損傷異常ナシ。

乙 胸腹腔開検

十三、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱断開検スルニ皮下脂肪組織ノ發育中等筋肉赤褐色濕潤發育佳良ナリ、大網
 膜ハ腸ノ前面ヲ蔽ヒ脂肪ノ沈著中等ナリ、内臓ノ位置ニ異常ナク胸腔内ニ異液ナシ、横隔膜ノ高サ右ハ第
 五肋骨左ハ第五肋間ニ位ス。

其一 胸腔臓器

十四、胸腔ヲ開検スルニ左右ノ胸腔内ニ癒著ナク異液ナシ。

十五、心囊内ニハ汚穢淡紅液約五〇㊦ヲ存ス、内面ハ蒼白腫樣滑澤溢血點ナシ。

十六、心臟 大サ該屍手拳ヨリ約一倍半大外心膜下ノ脂肪沈著シク多ク筋肉ハ柔軟ナリ、外心膜下ニ溢血
 點ナシ、心尖ハ左室ニヨリテ形成セラル、右心房内ニハ豚脂樣凝塊及暗赤色凝血塊ヲ交ヘタル暗赤色流動
 性血液一六〇〇㊦ヲ同心室内ニハ同様血竝ニ軟凝血五〇〇㊦ヲ存ス、左心房内ニハ鮮赤色血液一〇〇〇㊦
 ヲ同心室内ニハ同様血五〇〇㊦ヲ含有ス、心臟別出ノ際周圍ノ大血管ヨリ同様血約一一〇〇㊦ヲ漏ラ
 ス、大動脈瓣及ビ肺動脈瓣ハ灌水ニ由リ能ク閉鎖ス、房室間孔右ハ三指左ハ二指ヲ通ズ、心筋ノ厚ハ右ハ四・
 〇㊦左ハ一・五㊦耗赤褐色透明内膜ハ右ニ於テ異常ナク左心室进出道ニ於テ稍々肥厚シ白色ヲ呈ス、僧帽瓣三
 尖瓣半月瓣等ニ異常ナク腱索肉柱乳嘴筋等ニ異常ナシ、大動脈起始部ノ内面柔軟ニシテ硬變等ノ異常ナシ。

十七、右肺 海綿様柔軟表面ノ色赤褐色肋膜下ニ溢血點ヲ認メズ、硬結等ナシ、断面ノ色表面ニ等シク之ヲ壓スルニ血管ヨリ赤色ノ血液稍多量ヲ漏ラス、氣管枝ヨリハ白色泡沫少許ヲ漏出ス、氣管枝内ニハ汚穢黄灰色ノ粘稠液ヲ存シ中ニ微細ナル砂塵ヲ交フ、内面蒼白血管稍充盈ス。

十八、左肺 表面ノ色帯紅灰色容積膨大ス、其他ノ性状竝ニ断面ノ色性状氣管枝ノ性状等全ク右肺ニ同シ。十九、頸部器官 舌ハ蒼白異常ナシ、咽頭竝ニ食道粘膜蒼白異常ナシ、咽頭竝ニ氣管粘膜蒼白血管稍充盈ス、内ニ氣管枝内容ト同一ナル粘稠物ヲ存ス、舌骨竝ニ喉頭ノ諸軟骨ニ骨折等ノ異常ナシ。

其二 腹腔検査

二十、脾臟 大サ七・〇—五・五—二・〇糶、表面ノ色紫褐色皺襞ニ富ム、硬度ハ稍軟断面ノ色赤褐色脾胞脾材ノ別ハ明カナリ、血量ハ中等度ナリ。

二十一、左腎 大サ一〇・五—五・五—四・二糶、表面ノ色赤褐色莢膜剝離シ、断面ノ色表面ニ等シク皮質ノ別ハ明カナレドモ皮質潤濁シ血量稍多シ。

二十二、右腎 大サ二・〇—一・六—〇・三糶、表面ノ性状断面ノ性状左ニ等シキモ其色淡褐色ニシテ血量少シ。二十三、膀胱内ニハ約二〇〇珉ノ葉色稍潤濁セル尿ヲ存ス、酒精臭ヲ放ツ、粘膜蒼白血管稍充盈スルモ出血等ノ異常ナシ。

二十四、胃内ニハ黄色竝ニ白色ノ絮狀片ヲ浮游セル稍粘稠ナル流動性ノ内容約一〇珉ヲ存シ酒精臭ヲ放ツ、

粘膜ハ著シク收縮ス、皺襞ニ富ム、一般ニ淡紅色ヲ呈シ皺襞ノ頂點ニ沿ヒ極メテ微細ナル溢血點無數ニ簇集ス、其他ニ潰瘍又ハ粘膜缺損等ナシ。

十二指腸膽道能ク通ズ。

二十五、小腸内上部ニハ胃内容ト同一物ヲ存シ中部及下部ニハ飴色粘稠内容ヲ中等度ニ存シ(奈良漬様殘片ヲ混ズ)最下部ニハ汚穢帯灰黄綠色ノ稍固形ヲ呈スル物質ヲ存ス、粘膜ハ一般ニ淡紅色ヲ呈シ血管樹枝狀ニ怒張充血ス、粘膜缺損出血等ノ異常ナシ。大腸内ニハ汚穢綠黄色ノ軟便多量ヲ存ス、粘膜ハ蒼白出血粘膜缺損等ノ異常ナシ。

二十六、肝臟大サ二五・〇—一五・〇—九・〇糶、表面ノ色淡褐色黄色調ヲ帶ブ平滑ナリ、硬度ハ弾力性硬固、断面ノ色表面ニ等シク小葉ノ分界ハ明カナリ、血量多シ。

膽囊著シク緊満シ中ニ暗綠色ノ胆汁多量ヲ存ス、粘膜ハ同様色ニ著セラレ異常ヲ認メズ。

二十七、脾臟 大サ一九・〇—一三・〇—一・五糶、表面ノ色淡赤褐色實質間ニ少許ノ出血ヲ存ス。

二十八、胸部及腹部大動脈内ニハ暗赤色軟凝血塊又同様色ノ血液少許ヲ存ス、内面ハ蒼白柔軟滑澤硬變ナシ。右ニテ解剖検査終ル、時ニ午前十一時五十五分ナリ。

説明

一、本屍ハ三月一日午前三時頃〇〇區富〇町三十一番地先キ路次内ニ死體トシテ發見サレタルモノニシテ前

日即二月二十八日午後六時頃泥酔シテ其近隣ヲ暴レ廻リ居タリト云フ、而シテ生前ハ有名ナル醉漢トシテ平素區内ノモノヨリ嫌ハレ居タリト(立會官東郷警部補談)。

本屍體中ニ於ケル血液分布ノ不同ナルコト即チ皮膚ハ血液ニ乏シク蒼白色ヲ呈スト雖モ内臟就中肺臟及心臟ニ多量ノ血液ヲ充實スルコト(解剖検査記録第十二第十六第十七及第十八項)、肺臟ノ浮腫、大ニ膨大セルコト、心臟血液ノ色左右異ルコト即チ右心臟血液暗赤色ニシテ左心臟ノ血液ハ鮮赤色ヲ呈スルコト、血液ノ一般ニ流動性ニシ其中僅ニ豚脂様軟凝血塊ヲ混ズルコト、胃粘膜ニ溢血點ヲ存スルコト(同記録第二十四項)等凍死ノ際ニ認ムル徵候ヲ具有ス。

又本屍ニ於テ心臟肝臟腎臟等ニ於テ慢性「アルコホル」中毒ノ像ヲ呈シテ生前酒客ナリシコト、胃内容及尿ハ特有ナル「アルコホル」臭ヲ放チ死亡前飲酒シ居リタルコト等全ク前記東郷警部補ノ談ニ一致シ胃内ニハ殆ンド内容ナク空腹ノ状態ニアリタルコト二月二十八日午後六時頃暴レ廻リ居タリト云ヘバ疲勞シ居リタルモノト認メ得ベク且ツ二月二十八日ニハ降雪アリ翌三月一日午前六時ノ氣温ハ攝氏零下二度三分ニシテ同夜ノ氣温ノ著シク低カリシコトヲ察スベシ。

强健ナル者ニアリテ完全ナル衣服ヲ纏ヒ且其他正常ナル状態ニ於テハ酷烈ノ寒氣例之零下四五十度ノ氣温ニ於テモ尙能ク之ニ堪ヘ得ルモノナレドモ飲酒饑餓疲勞及睡眠時等ニ於テハ寒氣ニ對スル抵抗著シク減弱シテ零度ニ降ラザル氣温ニアリテ既ニ凍死スルコトアルモノトス。

以上ノ事實ヲ彼此參照シテ本屍ノ死因ヲ凍死トス。

二、本屍體中頭部ニ於テ左顳額部ニ長サ四・五釐ノ直線狀創傷一個(イ)顳頂結節前方ニ楔形ノ創傷一個(ろ)麻實大鈍三角形ノ創傷一個(ハ)顳頂結節ト後頭結節トノ略々中間ニ約三・〇釐長ノ創傷一個(ニ)(同記録第二項)。

顔面ニ於テ前頭結節直上左鼻骨溝ニ夫々一個ノ皮膚變色部(ハ)(同記録第三項)手指ニ於テ左拇指ノ内側環指小指ノ第二關節背面ニ夫々一個ノ皮膚缺損(ト)(チ)表皮剝離(リ)(同記録第七及第八項)ヲ存ス。是等損傷中(イ)(ろ)(ハ)(ニ)ノ四創ハ正銳ナル物體ニ由テ生ジ(ハ)(ヘ)(チ)ノ變色部及表皮剝脫ハ鈍體ニヨリテ生ジタルモノナレドモ本屍直接ノ死因トハ關係ナキモノトス。

鑑定

前記説明ノ理由ニ據リ鑑定スルコト左ノ如シ。

一、本屍ノ死因ヲ凍死トス。

此鑑定日數ハ大正七年三月二日ヨリ。同年同月十一日ニ至ル十日間トス。

大正七年三月十二日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 宮 永 學 而

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 古畑 種基

四 男子—肺水腫、脂肪栓塞

本人は精神病に罹り大正七年九月七日長須村役場の委託により脳病院に監置の處大正七年九月十日午前一時三十分死亡、病歴書大正七年十一月發病即ち同月二十七日突然失神卒倒し約四日にして意識恢復せるものの如し、以來言語障礙及耳聾發現し屢々多少の痙攣を伴へる失神發作を來し興奮状態となり智力次第に減退し外出するも歸途に就ての念なく拒絶性の事あり大正七年九月七日王子病院に入院す、當時表出緊張性にして緘黙拒絶症強く問診不能瞳孔光線反應強直あり、次で九月九日午後五時頃再び痙攣を伴ふ失神發作を來し卒倒し深き昏睡状態なり呼吸深く大なる痙攣状態なり心動強盛し瞳孔散大し程なく脈搏稍々微弱となる、其後處置により心動呼吸略々常態に復せしが總て呼吸促迫し心臓衰弱現はれ大正七年十月十日午前一時三十分死亡す。

警察に於て病死と思ふも親戚に於て本人の身體に擦過傷あるを以て病院に於て殺したるものなり

さて告訴す云ひ親戚に於ても解剖を望むものなり云ふ。

死體解剖検査記録

東京府下西ヶ原八百八十九番地

王子脳病院内

○城縣○島郡○須村大字○須三千四百三十四番地

○藤 ○藏

明治十九年三月一日生

右死因鑑定ノ爲大正七年九月十一日午前九時三十五分ヨリ東京帝國大學醫科大學法醫學教室解剖場ニ於テ板橋警察署王子分署勤務警視廳警部補金内庄之助立會ノ上淺田一執刀古畑種基補助之ヲ解剖スルニ其所見左ノ如シ。

第一 外表検査

一、一男性屍身長一六九・〇釐、體重四九五〇・〇瓦、全身ノ皮色前面ハ蒼白腹部ハ暗色ヲ呈ス、側胸部上肢内側背面ハ淡紫赤色ヲ呈ス(屍斑)、死後ノ強直ハ膝關節部及ヒ足關節部ニ於テ僅ニ存在スルモ其他ノ關節ニ於テハ存在セズ。

二、頭部頭髮ハ角刈ニシテ前頭部ニ於テ二・五釐ノ長サヲ存ス、頭皮ハ蒼白損傷異常ナシ。

三、顔面 兩眼閉ツ、之ヲ開檢スルニ眼瞼竝ニ眼球結膜ハ蒼白溢血點ナシ、角膜ハ稍潤濁セルモ中等度ニ開大セル瞳孔ヲ透見シ得、鼻腔ニハ綿栓ヲ填ス、之ヲ除去シテ檢スルニ汚穢帶褐色ノ粘稠液ヲ附着ス、鼻翼ヲ壓スルニ同性液ヲ洩ラス、鼻下ニハ髭ヲ蓄フ。口唇粘膜ハ蒼白口腔粘膜亦然リ、口腔内ニハ鼻腔内ト同一ノ粘稠液ヲ存スル外異物ナシ、左右ノ耳翼損傷異常ナシ。

(い)左外眦ヨリ左耳附着部ニ互リテ約四・〇糎長二・〇乃至二・五糎幅不正形ノ淡褐色ノ表皮粗糙部ヲ存シ所々ニ乾血ヲ附着ス、之ニ割ヲ加フルニ皮膚組織間淡褐色ヲ呈ス。

(ろ)左眉毛ノ外端ト額顫部髮際ノ間ニ麻實大乃至大豆大ノ暗赤色ニ透見セラル、部分ヲ存ス、割ヲ加フルニ皮膚組織間ニ薄層ノ出血ヲ存ス。

ソノ他ノ部分ニ損傷異常ナシ。

四、頸部前頸部皮膚ハ弛緩シテ幅廣キ觀ヲ呈ス。

(は)左鎖骨ノ内端ニ近キ處ヨリ斜ニ後上方ニ走ル約四・五糎長四・〇糎幅ノ皮膚粗糙面ヲ存シ淡褐色乃至淡赤褐色ヲ呈ス、其外端ハ淡赤褐色ニシテ革皮狀ノ抵抗アリ項部損傷異常ナシ。

五、胸腹部左右ノ上胸部ニ於テ五個ノ絆創膏ヲ貼ス、之ヲ除去スルニ其下ニ同數ノ注射痕アリ、其他ニ損傷異常ナシ。

六、背部

(に)第三乃至第四腰椎棘狀突起部ニ相當セル表皮ハ缺損シテ淡赤色ノ眞皮ヲ露出シ小兒手掌大ノ部分ハ皮膚著シク粗糙ニシテ周圍ニ抵抗ヲ存ス、之ニ割ヲ加フルニ皮下組織ハ著シク増殖セルモ出血等ノ異常ナシ、薦骨ノ周圍大人手掌大ノ部分ハ菲薄ナル表皮ヲ以テ蔽ハレ皺襞ヲ呈シ汚穢淡黄色ヲ呈ス、兩肩胛右肩胛骨部ニ栗粒大乃至麻實大ノ皮膚溢血點ヲ存ス、其他全身ニ互リ同大ノ暗褐色ノ斑點多數ニ存在ス。

七、右 upper 肢。

(ほ)上膊ノ上端前面ニ於テ一錢銅貨大淡褐色ノ皮膚變色ノ部一個アリテ革皮狀ニ乾潤シ稍々膨隆ス、之ニ割ヲ加フルニ皮下組織間ハ淡褐色ヲ呈シ著シク硬シ。

外側ニ二錢銅貨大ノ殆ンド同性狀ノ變色部ヲ存ス、割ヲ加フルニ抵抗ナク皮下ニ薄層ノ淡褐色變色ヲ認ム。

(へ)肘關節部ノ尺骨頭部ニ相當セル外側ニ於テ拇指頭大ノ赤褐色ノ痂皮一個ヲ存ス、割ヲ加フルニ皮下組織間ニ暗褐色ノ出血ヲ存シ革皮狀ノ抵抗ヲ存ス、其他ニ損傷異常ナシ。

八、左 upper 肢。

(と)肘關節部ノ二指横徑上方ノ背面ニ於テ示指頭大ノ暗褐色ノ皮膚變色部二個ヲ存ス、割ヲ加フルニ皮下組織間ニ暗赤色ノ出血ヲ存ス、前膊ノ内側尺骨下端ニ相當シテ小指頭大ノ皮膚粗糙面ヲ存シ暗赤褐色ヲ呈シ割ヲ加フルニ皮下ニ出血ヲ存ス、其他ニ損傷異常ナシ。

九、右下肢。

- (ち) 膝關節ノ内側ニ於テ示指頭大ノ淡赤褐色革皮狀ノ抵抗アル痲皮ヲ存ス、割ヲ加フルニ薄層ノ皮下出血ヲ有ス。
- (り) 外側ニ於テ同様ノ表皮剝脱一個ヲ存シ淡褐色ノ痲皮ヲ附着ス。
- (ぬ) 踵趾ノ背面ハ暗紫色ヲ呈シ割ヲ加フルニ皮下組織間ニ廣汎ナル出血ヲ存ス。
- 第二趾ノ爪ハ暗紫色ヲ呈シ爪甲下ニ出血ヲ存ス。

十、左下肢。

- (る) 膝蓋上部ニ一個及下部ニ七個ノ示指頭大乃至蠶豆大ノ暗赤褐色痲皮ヲ附着スル部分ヲ存ス、割ヲ加フルニ革皮狀ノ抵抗アリテ皮下組織間ニ古キ出血ヲ存ス。
- 脛骨ノ前部下端ニ拇指頭大ノ暗赤色ニ透見セラル、部アリテ腫脹ス、割ヲ加フルニ皮下組織ハ淡赤色ヲ呈ス、割ヲ加フルニ出血ナシ。
- (を) 踵趾ノ背面ハ全體ニ互リテ暗紫赤色ヲ呈ス、之ニ割ヲ加フルニ爪甲ノ直上ニ於テ出血ヲ存ス。
- (わ) 其他足背ニ麻實大ノ暗褐色變色部一個ヲ存在ス。
- 其他ニ損傷異常ナシ。

十一、外陰部 陰阜ニ黒色ノ陰毛ヲ叢生シ陰莖ニ異常ナク辜丸ハ左右共ニ陰囊内ニアリ、鼠蹊部ニ瘰癧ナシ。

肛門ハ閉チ周圍ニ汚染ナシ。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

- 十二、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際暗赤色流動性血液ヲ洩ラス、軟部組織ノ前半ハ蒼白後半ハ淡赤色ヲ呈ス、所々ニ蚤刺大乃至麻實大ノ溢血點ヲ存スルモ大ナル出血ヲ存セズ。
- 頭蓋骨ヲ鋸斷開檢スルニ其際暗赤色ノ流動性血液稍々多量ヲ洩ラス、骨ノ厚サ最厚部一・〇釐最薄部二・〇釐ナリ、板障ノ色暗赤色血量多シ、前頭部ハ左右殆ンド相稱ナルモ後頭部ハ稍々不均等ニシテ右半ハ左半ヨリモ大ナリ。
- 硬腦膜ハ骨ニ附着ス、硬腦膜ト骨トノ間ニハ出血ナキモ硬腦膜内ニハ到ル所ニ薄層ノ軟凝血及暗赤色ノ血液ヲ以テ蔽ハル、硬腦膜内面腱樣滑澤ニシテ血管ノ怒張充盈ノ像ヲ認メズ。
- 軟腦膜ハ一般ニ稍々潤濁シ殊ニ廻轉溝ニ沿ウテ白色ニ肥厚ス。
- 血管網ハ毛細管ニ至リ怒張充盈ス、腦縱裂ニ接スル部分ニ於テ
- (か) 右大脳半球ノ前頭廻轉正中廻轉ニ於ケル血管端ニ拇指頭大ノ出血ヲ存シ軟腦膜外ニモ亦出血ヲ認ム。
- 大脳半球左右不同ニシテ右半球ハ前後ニ短ク左半球ハ前後ニ長シ、其長サ左ハ二〇・五右ハ一八・〇釐ナリ、兩半球共ニ廻轉溝比較的深ク瘦削セルヲ認ム。

側室内ニハ淡赤色稍々潤濁セル液多量ヲ存ス、室壁ノ血管ハ正常ナリ、脈絡叢ノ血量少シ、實質ノ血量ハ正常ナリ、大脳神経節蒼白四疊體ジルクキー氏導水管菱形窩蒼白出血等ノ異常ナシ、大脳脚小脳脚ワロル氏橋延髓等ニ出血等ノ異常ナシ、基礎動脈ハ柔軟硬變等ナシ、底面ノ硬膜膜性狀穹窿部ニ等シク頭蓋底ノ骨質等ニ損傷異常ナシ、左岩様顛額破裂部ハ通常ヨリ離開セルモ是レ生理的ノモノニシテ各骨移動ナク硬膜外出血等ノ異常ナシ。

(大脳正中廻轉ノ一部ヲ「アルコホル」ニテ固定シ「パラフィン」包埋切片トナシ「ヘマトキシリン」「エオジン」共染法ヲ施シ顯微鏡下ニ検査スルニ一般ニ「グリヤ」細胞ノ增殖著シク三角神経節細胞ハ所々ニ於テ不規則形ヲ呈シ中ニハ硬化セルモノアルヲ認ム、軟腦膜ハ肥厚シ血量ニ富ム)。

乙 胸腹腔開檢

十三、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱斷開檢スルニ皮下脂肪組織ノ發育ハ佳良筋肉ハ淡褐發育ハ頗ル佳良ナリ、腹腔内ハ汚穢褐色液約三〇・〇㄄ヲ存ス、大網膜及腸管膜ノ脂肪沈著ハ著シク多量ナリ、腹腔内臓器ノ位置ニ異常ナク横隔膜ノ高サハ右ハ第四肋骨左ハ第四肋骨ニ位ス。

其一 胸腔臓器

十四、胸腔ヲ開檢スルニ左右胸腔内ニ癒著ナシ、左胸腔内ニハ淡紫赤色流動性液約三五・〇右胸腔内ニハ暗赤色ノ血樣液五〇・〇㄄ヲ存ス、縱隔洞ハ脂肪ニ富ミ大部分脂肪變性ニ陥リタル胸腺樣物質ヲ認ム。

十五、心囊内ニハ汚穢淡赤色液約一五・〇㄄ヲ存ス、内面蒼白、腱樣滑澤溢血點ナシ。

十六、心臟ハ本屍ノ約手掌大弛緩ス、外心膜下ニ脂肪沈著多シ、蚤刺大ノ溢血點一個ヲ存ス、心尖ハ左心室ニテ形成セラレ冠狀膜管ハ直行ス、右心房内ハ暗赤色流動性血液約一〇・〇㄄心室内ハ殆ンド空虚左心房ハ同性液少許同心室内ハ空虚ナリ、心臟別出ノ際周圍ノ大血管ヨリ同様血液三五・〇㄄ヲ洩出ス、大動脈竝ニ肺動脈竝ニ灌水ニヨリ能ク閉鎖ス、房室間孔ハ右ハ四指頭左ハ三指ヲ通ズ。

心筋ノ色赤褐色著シク柔軟内膜ハ一般ニ血色素ヲ以テ滲潤セラル、モ殆ンド透明ニシテ肥厚等ナシ、僧帽瓣三尖瓣半月瓣腱索肉柱乳嘴筋等ニ異常ナク大動脈起始部ノ内面ハ淡紅色ニシテ麻實大ノ脂肪斑數個ヲ存ス。

十七、右肺 表面ノ色帶紫淡赤色乃至帶青淡赤色容積膨大シ啤嘸ノ感アリ指壓ニ對シテ輕キ指壓痕ヲ殘留ス、所々ニ殊ニ葉間ニ於テ麻實大乃至粟粒大ノ肋膜下溢血點ヲ存ス、上葉ノ肋膜ニハ著シク充血セル毛細管ヲ透見シ得、到ル所ノ肋膜下ニ色素ノ沈著著シキ濾胞ノ存在スルヲ認ム。

断面ノ色ハ表面ニ等シク断面ヨリハ細小泡沫ヲ存スル液著シク多量ヲ洩出ス。血量多シ、氣管内ニハ泡沫液多量ヲ存在ス、粘膜ハ淡紅色其他ニ異常ナシ(組織ハ一片ヲ凍結薄切シ「ヘマトキシリン」「エオジン」共染法及「ズダン」脂肪染色法ヲ施シテ顯微鏡下ニ檢スルニ一部ハ水腫狀乃至氣腫狀ヲ呈シ肺胞間ノ血管著シク充盈シ細胞間内ニ脂肪球栓塞シ肺胞内ニモ脂肪球ノ存在スルヲ見ル)。

十八、左肺 表面ノ色性狀並ニ断面ノ色性狀全ク右ニ等シ氣管枝ノ性狀亦然リ顯微鏡所見亦右ニ同ジ。

十九、頸部器官 舌ハ蒼白濾胞著シク増殖ス、舌根部ノ濾胞亦然リ、咽喉食道ノ粘膜ハ汚穢灰色ニシテ食道内ニハ未消化ノ米飯粒數個介在ス、喉頭管内面ハ汚穢暗灰色粘稠ナル泡沫液中量ヲ存ス、喉頭内ニハ吐物ト認ムベキ食物殘片少量ヲ介在ス、舌骨並ニ喉頭ノ諸軟骨ニ骨折等ノ異常ナシ。

二十、右側胸肋膜ハ第七肋骨ヨリ以下後側全面ニ互リテ肋膜ハ暗青色ニ透見セラレ稍々腫脹ス、之ニ割ヲ加フルニ出血ヲ存ス、第九肋骨第十肋骨ハ其附著部ヨリ一指横徑外方ニ於テ骨折ヲ存ス、斜ニ内前方ヨリ外後方ニ向テ骨折シ其外骨折端ハ肋膜下ニ突出スルモ肋膜ニ破裂ヲ認メズ、骨折端ハ著シク正銳ニシテ棘狀ヲ呈ス、其周圍ノ組織ハ血液ニヨリテ濕潤セラレテ膨隆シ大動脈ノ周圍ニ至ル迄薄層ノ出血ノ滲潤セルヲ認ム。

其二 腹腔臟器

二十一、脾臟大サ九・〇—一六・〇—一五・五、表面ノ色淡紫赤色莢膜ハ弛緩ス、硬度ハ稍々軟断面ノ色淡赤褐色實質ハ崩壞ス、脾材及血管ノ斷端ハ著明ナリ血量少シ。

二十二、左腎大サ一・五—一七・〇—二・五、表面ノ色淡赤褐色硬度ハ彈力性柔軟莢膜ハ剝離シ難シ、断面ノ色表面ニ等シク皮質髓質ノ別ハ明カナルモ潤濁ス、腎盂ノ粘膜下ニ蚤刺大ノ出血ヲ存ス(上記ノ如ク凍結薄切染色シ顯微鏡下ニ檢スルニ急性實質性腎臟炎ノ狀況ニアリ)。

二十三、右腎大サ一三・〇—一七・〇—一三・〇、表面ノ色性狀全ク左ニ等シキモ血量少シ。

二十四、膀胱内ニハ淡黄色潤濁セル尿約三六〇・〇耗ヲ存ス、内面蒼白溢血點ナシ。

二十五、胃内ニハ汚穢灰色ノ未消化米飯粒ヲ混ズル液約二〇〇・〇耗ヲ存ス、粘膜ハ一般ニ蒼白所々ニ血管ノ樹枝狀ニ怒張充盈ス、粘膜缺損出血等ナシ。

二十六、小腸内ニハ汚穢帶黃褐色ノ粘稠ナル内容多量ヲ存シ内ニ蛔蟲二條ヲ存ス、粘膜ハ一般ニ蒼白粘膜缺損出血等ナシ。

二十七、大腸内ニハ汚穢黄色ノ固形便稍々多量ヲ存ス、粘膜ハ一般ニ同性色ニ著色セラレ粘膜缺損等ナキモ盲腸部ノ血管ハ著シク怒張充盈スルヲ認ム。

二十八、肝臟大サ二二・〇—二二・〇—一五・〇、表面ノ色淡紫褐色硬度ハ彈力性柔軟断面ノ色表面ニ等シキモ黄色調ニ富ム、小葉分界ハ著明ナラズ血量多カラズ。

膽囊内ニハ黃褐色胆汁ヲ以テ充サル、粘膜ハ同性色ニ著色セラレ(肝臟ノ一片ヲ凍結薄切染色シ鏡檢スルニ莢膜並ニ間質一般ニ増シ圓形細胞ヲ浸潤シ存ス)。

二十九、脾臟 出血等ノ異常ナシ、一般ニ淡赤色ニ血色素ニヨリテ滲潤セラルルモ出血等ノ異常ナシ。

三十、胸腹部大動脈内淡赤色幅狹隘ニシテ内面平滑脂肪性潰瘍ヲ存スル外硬變等ナシ。

説明

一、本屍頭蓋骨及大脳左右不同ナルコト、軟腦膜ノ潤濁肥厚セルコト、大脳正中廻轉ノ顯微鏡的所見ニ於テ「グリア」細胞ノ増殖著シキコト、神經節細胞稍々異常アルコト(同記録第十二項)、竝ニ背部薦骨ノ周圍ニ大人手掌大ノ古キ褥瘡ノ痕跡及第三第四腰椎ノ部ニ小兒手掌大ノ新シキ褥瘡アルコト(同記録第十六項)等ハ本屍ガ生前麻痺性癱瘓ニ罹リ居リシコトヲ推定セシム(同記録第十二項)。

二、本屍左外毗ヨリ左耳附著部ニ互リテ表皮粗糙面二個(第三項イ)左眉毛ト額部髮際トノ間ニ麻實大乃至大豆大皮下出血(ろ)頸部ニ於テ表皮粗糙面一個(第三項ハ)右肩胛骨部ニ粟粒大乃至麻實大ノ皮膚溢血點(第六項ハ)右上肢肘關節部ニ拇指頭大ノ痲皮ヲ存スル皮下出血一個(第七項ヘ)右上肢ニ皮膚變色部二個(第八項ト)右下肢及ヒ跗趾背面ニ於テ痲皮ヲ有スル皮下出血(第十項ル)跗趾背面全體ニ互ル暗紫色部(カ)及足背ニ麻實大ノ皮膚變色部一個(ワ)アリ、是等ハ何レモ生前鈍體ノ作用セル爲ニ生セルモノナレドモ顧ミルニ足ラザル損傷ニシテ死因ト直接關係ナキモノナリ。

上記ノ如ク本屍胸部及背部皮膚及皮下組織ニ暴力ノ作用シタル痕跡ト認ム可キ變化ヲ存セザルモ後側及左面ニ互リテ暗青色ニ透見シ腫脹シ割ヲ加フルニ肋膜下ノ出血ヲ存ス(解剖検査記録第二十項)、尙第九第十肋骨ハ其附著部ヨリ一指横徑外方ニ於テ斜ニ前内方ヨリ外後方ニ向テ骨折シ其外骨折端ハ肋膜下ニ尖出スルモ肋膜ヲ破ルニ足ラズ(同記録第二十項)、其周圍ノ組織ハ血液ニヨリ浸潤セラレ膨脹シ大動脈ノ周圍モ

薄層ノ出血ノ浸潤スルヲ認ム、此ノ肋骨骨折ハ本屍損傷中ノ最重ナルモノニシテ同ジク鈍體ノ作用ニ由ルモノナルハ疑ナキモ外部即チ皮膚及皮下ニ限局性變化ナキニヨリ察スルニ硬固ニシテ形ノ小ナルモノノ打擊ニヨルニアラズシテ餘リ硬固ナラズ寧ロ抵抗割合ニ少ク且廣キ面積ヲ有スルモノガ本屍背右側下方ニ作用シタルニヨルモノト推測セラル、之ヲ具體的ニ明言スルコトハ困難ナルモ本屍生前興奮躁暴中疊々如キモノノ上ニ右側ヲ下ニシ機ヲ喰ツテ倒レシガ如キ事實アラバ此ノ重傷ヲ來シ得タリシナルベシ、其他烈シキ人工呼吸法ニテ肋骨骨折ヲ來スコトナキニ非ズト雖モ胸部前面ニ其ノ痕跡トモ認ムベキ損傷ナシ。

三、本屍内臟所見ニ於テ最重ナル變化ヲ有スルモノハ腦ト肺臟ナリ、腦ノ變化ハ第一項ニ述ベタル所ナルモ他ニ變化アル限り之ノミヲ以テ直ニ死因ト認メ難シ。

肺臟ニ於テハ肉眼的ニ著シキ肺水腫ノ状態ニアリテ顯微鏡的ニモ水腫狀ヲ呈シ到ル所ノ毛細管内ニ脂肪球ノ栓塞セルヲ見ル、由來血液ノ瓦斯交換ニ最モ必要ナル肺毛細管ガ脂肪球ノ爲ニ栓塞セラレテ血行ヲ障碍セラルルニ於テハ是全ク窒息ニ外ナラザルガ故ニ早晚死ヲ招クニ至ルモノトス、而シテカカル脂肪栓塞死ハ骨折後二三日中ニ來ルコト多キモノナルガ本屍ニ於テハ説明第二項ニ述ベタルガ如ク肋骨ニ骨折ヲ存シ廣汎ナル肋膜下出血ヲ存セリ、〇〇腦病院長代理醫學士〇〇〇ノ調製ニ係ル本屍生前病歴書ニヨレバ〇藏ハ大正七年九月七日午後零時三十分同病院ニ入院シタルガ同日及八日ハ可ナリ發揚躁暴セシモノノ如キモ九日ニハ概子室内ニ横臥シ午後四時半頃夕食中ソノ場ニ突然卒倒シ呼吸殊ニ不長ニシテ翌日午後一時三

十分呼吸麻痺ヲ以テ死亡シタリシトアリ、由是觀之○藏ノ肋骨骨折ハ恐ラク九月七日八日ノ兩日中ニ發生シタルモノノ如シ、何トナレバ七日八日ニ於テ甚シク暴行シタリシ間ハ未ダ骨折ナカリシガ爲ナリト見ルヲ得ベク九日横臥シテ暴行セザリシハ患部ノ疼痛ニ由リ之ヲ欲スルモ爲ス能ハザル状態ニアリシモノト見得ルヲ以テナリ、而シテ○藏ガ夕食中突如トシテ卒倒シ人事不省ニ陥リタルハ麻痺性癡呆患者ニ於ケル癲癇様發作ナリシカ又ハ肺ヲ栓塞セル脂肪ガ腦ノ血管ヲモ栓塞シタルニヨルモノニシテ要之肋骨骨折ニ續發セル脂肪栓塞竝ニ肺水腫ガ本屍ノ主ナル死因ヲナスモノナリ、其他ニハ本屍體中死因ト認ムベキ病變ナシ。

鑑定

以上ノ説明ノ理由ニヨリ鑑定スルコト左ノ如シ。

一、本屍死因ヲ肋骨骨折ニ續發セル脂肪栓塞及肺水腫トス。

此鑑定日數ハ大正七年九月十一日ヨリ同年十月十日ニ至ル三十日間トス。

大正七年十月十日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 淺田 一

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 古畑 種基

五 男子—外力に因する腦底出血(健康基礎動脈の)

離斷にて未だ東西の文獻になく東大法醫學教室にて石川氏の例と此の例と二例あるのみなり)

十月四日午前三時半頃彦太樓前に於て通行人ミ喧嘩中突然あるものが横合より飛び出し下駄を以て頭部(?)を殴りて逃げ去りたるが太○郎は彦太樓前の鐵柵に兩手を以て支へ然る後倒れ絶命せるものなり云ふ。

死體解剖検査記録

東京市淺草區新吉原京町一丁目

彦太樓前道路ニ於テ發見

東京市下谷區西○○町八○○館止宿

○山縣婦○郡四○町番地不詳

賣藥行商

蟻 ○太 ○郎

ニシテ亦凹凸不平ナリ、其深サ斜上方ニ約四・〇耗ヲ算ス、創洞壁間及創底ニハ殘存セル架橋狀組織片數多存在ス、此創縁ニハ僅微ナル挫滅縁ヲ伴ヒ創口ヨリハ暗赤色ノ血液ヲ洩出ス。

(ほ)鼻梁ノ上三分ノ一ノ處ヨリ左方ニ互リ横ニ約一・〇、縦長三・〇耗幅ノ部分ハ暗紫色ニ透見シ其左端米粒大ノ部分ハ表皮缺損シ暗紫色ヲ呈シ同様色ノ乾血ヲ附著ス、其上下兩縁ハ可ナリ正銳ナル直線狀ヲ呈ス、周圍皮色ト著シキ差異ヲ示ス、此(ほ)創ノ延長線上恰モ左上眼瞼上面稍々外側ニ偏シテ蠶豆大ノ部分皮膚暗赤褐色ヲ呈シ皮下ニ薄層ノ出血ヲ存ス、但シ眼球内ニ影響ヲ及ボシ居ラズ。

左右ノ耳翼竝ニ外聽道内ニ損傷異常ナシ。

四、頸部損傷異常ナシ、項部亦然リ。

五、胸腹部損傷異常ナシ。

六、背部損傷異常ナシ。

七、上肢左右共ニ損傷異常ナシ。

八、下肢左右共ニ損傷異常ナシ。

九、外陰部 陰阜ニハ黑色ノ陰毛ヲ叢生シ(冠狀)陰莖ニ異常ナク睪丸ハ左右共ニ陰囊内ニアリ。

肛門ハ閉鎖ス、周圍ニ糞便ノ汚染ナシ。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

十、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際暗赤色流動性血液多量ヲ洩出ス、軟部組織ノ前半ハ蒼白後半ハ淡紅色ヲ呈ス。

(へ)左顳頂結節ニ相當シテ大豆大乃至米粒大ノ軟部組織間出血二個ヲ存在ス、顳頂部ノ骨膜下ニ米粒大ノ溢血點數個存在ス。

(と)眉毛部ノ創縁ニ相當シテ右顳額筋内ニ雀卵大ノ出血ヲ存ス、其他ニ出血ナシ。

頭蓋骨ヲ鋸斷開檢スルニ其際暗赤色流動性血液約二〇〇・〇耗ヲ洩出ス。

骨ハ左右不同ニシテ左後頭部ハ右ヨリ稍々膨隆ス、厚サ最厚部七・〇耗最薄部四・〇耗板障ノ色暗色血量多シ、硬腦膜ノ内面淡紅色腱様滑澤血管網ノ充盈ハ可ナリ著シキモ血管破裂等ヲ認メズ、軟腦膜ハ一般ニ透明暗赤色血管網ハ著シク充盈シ各廻轉溝ニ沿ヒテ血液ノ滯溜スルヲ透見セシム、底面ノ視神經交叉部ヨリワロル氏橋及延髓ニ互ル腦底ハ一面一・〇乃至一・五耗ノ厚サヲ有スル軟凝血塊ヲ以テ蔽ハレ其多クハ軟腦膜下ニ存在シ其部分ニ於ケル軟腦膜ハ稍々暗灰色ニ潤濁シ實質ト剝離セルヲ認ム、之ヲ水中ニ於テ檢スルニ恰モ土耳其鞍部ヨリワロル氏橋ニ互ル間ノ鶏卵大ノ部分ハ軟腦膜缺損セルヲ認ム、基礎動脈ニハ硬變ヲ認メザルモ左右ノ後腦動脈ニ分歧シ上小腦動脈ヲ派セントスル部ニ於テ離斷シ存シ其斷端ヲ觸ルルニ著

シク柔軟ナリ、之ヲ「ルーベ」ニテ廓大熟視スルニ斷端可ナリ正銳ナリ、其周圍ニハ動脈瘤ノ存在ヲ認メズ、
 腦實質ハ透明血點正常大脳神經節ニ於テ出血等ナシ、側室内ニハ恰モ同腔ノ形狀ニ凝血セル暗赤色軟凝血
 塊ヲ存在ス、頭蓋底軟腦膜ノ性状穹窿部ニ等シク損傷ナキモ一面ニ軟凝血ヲ以テ蔽ハル、小腦下面ヨリ大
 後頭孔ヲ經テ脊髓腔内ニ至ルマテ軟凝血充填セルヲ認ム、頭蓋底腦膜ヲ剝離スルニ鷄冠蠅蝶骨小翼遊離
 緣土耳其鞍欄岩様部ノ稜其他頭蓋内面ノ突出部ハ著シク正銳ナルヲ認ム、サレド骨質ニ骨折龜裂等ヲ存セ
 ズ(血管斷端ヨリ一半ハ「ゲラチン」ニ包埋シ「氷結薄切」他半ハ「パラフィン」ニ包埋シテ染色標本ヲ作成シ
 顯微鏡下ニ檢スルニ斷端内層ノ彈力纖維ハ卷縮シ中外層ハ不規則ニ斷裂セラレ存シ各層ニ脂肪變性等ノ異
 常ナク未ダ鐵ノ沈著ナシ)。

乙 胸腔開檢

十一、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱斷開檢スルニ皮下脂肪組織ハ著シク萎縮シ筋肉ハ淡褐色發育佳良ナリ、腹
 腔内異液ナク臟器ノ位置ニ異常ナシ、横隔膜ノ高サ右ハ第五肋骨左ハ第五肋間ニ位ス。

其一 胸腔臟器

- 十二、胸腔ヲ開檢スルニ左右共ニ癒著ナク異液ナシ。
- 十三、心囊内ニハ琥珀色透明液約五〇〇珩ヲ存ス、内面淡赤色腱様滑澤血點ナシ。
- 十四、胸腺尙遺殘シ左右ノ二葉ヨリ成リ其大サ七〇—七〇—一〇〇—五種、大部分脂肪變性ス、被膜下ニ蚤刺

大乃至粟粒大ノ溢血點數個存在ス。

十五、心臟 大サ本屍手拳ヨリ稍、大心外膜下ニ蚤刺大ノ溢血點數個ヲ存在ス、左心室ハ著シク收縮シ心尖
 ヲ形成ス、冠狀脈管ハ殆ンド直行ス、脂肪沈著中等度右心房内ニハ暗赤色流動性血液約五〇〇珩同心室
 内殆ンド空虚左心房内ニハ暗赤色軟凝血塊ヲ混ズル同様血液約五〇〇珩同心室内空虚ナリ、心臟別出ノ際
 周圍ノ大血管ヨリ軟凝血塊ヲ混ズル同様血約七〇〇珩ヲ洩出ス、大動脈瓣竝ニ肺動脈瓣ハ灌水ニ由リ能
 ク閉鎖ス、房室間孔左ハ二指右ハ三指ヲ通ズ、心筋ノ色淡褐色其厚サ左ハ一・五種右ハ〇・五種左心室ノ内
 膜ハ一般ニ肥厚溷濁ス、僧帽瓣腱索乳嘴筋等ニ異常ナシ、右心室ニ異常ナシ、半月瓣ニ異常ナク卵圓孔ハ
 閉鎖ス、大動脈起始部ハ平滑ニシテ異常ナシ。

十六、右肺 表面ノ色帶紫赤色硬度ハ海綿様柔軟稍、指壓痕ヲ殘留ス、肋膜下ニ麻實大ノ溢血點數個存在ス、
 斷面ノ色殆ンド表面ニ等シク上葉ノ斷端ヨリハ少許下葉ノ斷端ヨリハ白色細小泡沫液稍、多量ヲ洩ラス、
 血量ハ中等度ナリ、氣管枝内面赤色泡沫液ヲ存スル外異物ノ介在ナシ。

十七、左肺表面ノ色性状右ニ等シク斷面ノ色殆ンド表面ニ等シク斷面ヨリ少許ノ細小泡沫液ヲ洩ラシ血量少
 シ、氣管枝内ニハ白色泡沫液多量ヲ存シ粘膜炎淡紅色異常ナシ。

十八、頸部器官 舌ハ暗赤色ノ血液ヲ以テ汚染セラル、濾胞一般ニ發育著シク殊ニ舌根部ニ於テ然リ、咽喉
 粘膜炎紫蒼白食道粘膜炎蒼白異物ノ介在ナシ、喉頭内ニハ汚穢暗赤色ノ粘稠液少許ヲ含有ス、氣管内ニハ細

小泡沫液ヲ含ミ粘膜蒼白ナリ、舌骨竝ニ喉頭ノ諸軟骨ニ骨折其他ノ異常ヲ認メズ。

其二 腹腔臟器

- 十九、脾臟大サ一三・〇—七・五—三・五糎、表面帶青灰色硬度ハ彈力性硬固莢膜ハ緊張ス、断面ノ色暗紫赤色脾胞脾材ノ別ハ明カナリ、血量多カラズ。
- 二十、左腎大サ一三・〇—七・〇—四・五糎、莢膜剝離シ易シ、表面ノ色淡紫褐色断面濃褐色皮質髓質ノ別ハ明カニシテ實質ハ一般ニ透明血量著シク多シ。
- 二十一、右腎大サ一二・〇—六・〇—四・〇糎、莢膜剝離シ易シ、表面ノ色性狀断面ノ色性狀左ニ等シ。
- 二十二、膀胱内ニハ淡黄色透明ナル尿約三〇・〇珉ヲ存ス、内面淡赤色血管充盈ス溢血點ナシ。
- 二十三、胃内殆ンド空虚粘膜一般ニ淡赤色粘滑皺襞ニ富ミ其ノ頂點ニ沿ビ蚤刺大ノ溢血點多數群散ス。
- 二十四、小腸上部ニハ汚穢暗赤色ノ粘稠液少許中部ニハ淡黄色ノ粘稠物少許下部ニハ暗灰色微細ナル未消化斷片ヲ混ズル内容稍多量ヲ存ス、粘膜ハ一般ニ血管充盈シ上部及中部ノ粘膜ハ著シク浮腫狀ヲ呈ス、大腸内ニハ淡黄色固形便稍多量ニ存ス、粘膜殆ド蒼白異常ナシ。
- 二十五、膵臟大サ一八・〇—四・〇—一・五糎、血管稍充盈スルモ實質等ニ出血ナシ。
- 二十六、肝臟大サ二五・〇—一四・〇—八・五糎、表面淡紫褐色表面凹凸不硬度ハ稍增加シ莢膜肥厚ス、断面ノ色殆ンド表面ニ等シク小葉ノ分界ハ明カナルモ大小不同ナリ。

膽囊内ニハ帶綠褐色ノ胆汁中等度ヲ存ス、結石ナシ。

二十七、胸部及腹部大動脈内面滑澤異常ナシ。

右ニテ解剖検査終了時ニ午後三時四十分ナリ。

説明

一、本屍頭蓋骨ニ骨折ナク腦動脈ニ硬變等ノ病的變化ナク微細動脈瘤等ノ異常モナク腦實質内ニハ所謂腦溢血樣所見モナシ、然ルニ本屍腦底基礎動脈ハ左右上小腦動脈ヲ分岐セントスル所ニ於テ可ナリ正銳ニ離斷セラレ其周圍ニ多量ノ血液ヲ溢出シ該軟凝血ハ到ル所ノ軟腦膜下廻轉溝内ニ浸潤シ頭腔開檢ノ際流動血ニ〇〇・〇珉ヲ洩出セリ、是レ動脈ノ離斷ニヨル出血ナルヲ以テ本屍即死ノ因タルコト明ナリ、サレド如何ニシテ此動脈離斷ヲ來セシヤニ關シテハ完全ナル説明ヲ施シ難キモ本屍頭蓋腔内ノ骨稜部ハ著シク菲薄正銳ニシテ恰カモ基礎動脈ノ分岐セントセル部分ニ當ル土耳其鞍欄上端モ亦菲薄正銳ナルコト及ビ本屍ハ當時飲酒シ居リタリトノ事實アリトイフヲ以テ飲酒ニヨル血管擴張作用ノ爲メ該動脈モ怒張シ居リタルコトヲ認メ得ベク斯ノ如キ狀態ノ下ニ右眉毛外端ニ作用セル暴力ニ依リ頭顱ガ急劇ナル震動ヲ伴ヒテ後左方ニ傾斜シ此ノ震動ニ際シ其内容即チ腦ハ之ニ適應シタル移動ヲナサントスルモ擴張伸展セル動脈ハ全ク健全ナルニ拘ハラズ前記ノ正銳ナル土耳其鞍欄ニ妨阻セラレ遂ニ離斷サレ出血ヲ來シタルモノト推考スルヲ妥當ト信ズ、然レドモ此損傷ノ主因ガ外力ニアルコトハ勿論ナリ。

解剖鑑定例

二二二

- 二、本屍ニ存スル損傷ハ頭部ニ、
 - (い)右顛頂部皮膚ニ一個、
 - (へ)左顛頂部皮下軟部組織間及骨膜下ニ溢血點數個、顔面ニハ、
 - (ろ)(は)左口角及同部口唇竝ニ口腔粘膜ニ出血數個所但シ打撃ノ際齒牙ノ抵抗ニヨリテ生ジタルモノナリ。
 - (に)右眉毛ノ外端ニ一個。
 - (と)之ニ相當シテ顛頂筋内ニ鶏卵大出血一個。
 - (ほ)鼻梁上ヨリ左眼瞼上ニ互リテ一度ニ生ジタルモノヲ存シ其他四肢胸腹部ニ損傷異常ナシ。
- 是等損傷ハ孰レモ鈍器ノ作用ニヨリテ生ジタルモノナルモ如何ナル鈍器ニシテ各創同一兇器ニヨルヤ否ヤ等ハ明言シ難シ、創傷ノ性状ヨリ兇器ノ大體ヲ推定シ得ルモノハ(は)創ニシテ幅約三・〇耗長サ數種以上ナリ。
- (い)創及(へ)創モ略々同様ノ鈍稜體ニヨリテ生ジタルモノト認メラル、左口角ノ(ろ)(は)創ヲ生セシメタル兇器ハ稜ヲ有セザル稍々廣キ面ヲ有スルモノトス。
- (へ)創ハ鈍稜體ガ被害者ノ右下方ヨリ上方ニ向ヒテ力強ク作用シタルニ因ルモノト解セラル(解剖検査記録第二及第三項)。
- 三、死後經過時間ハ之ヲ明言スルヲ得ザルモ體溫肛門ニ於テ尙攝氏三十度ナルコト瞳孔尙透明ナルコト死後

ノ強直著シキコト背面ニハ屍斑既ニ著シキコト等ヨリ死後十二時間以内ト推測ス(同記録第一及第二項)。

鑑定

前記説明ノ理由ニ由リ鑑定スルコト左ノ如シ。

- 一、本屍ノ死因ヲ外力ニ因スル腦底出血トス。
- 一、本屍創傷ハ頭部ニテハ顛頂部顔面ニテハ右眉毛外端鼻梁上部及ビ左眼瞼竝ニ左口角部ニ存スルノミ。是等ヲ惹起シタル兇器ハ鈍ナリ。
- 一、本屍死後經過時間ハ十二時間以内ト推測ス。

此鑑定日數ハ大正七年十月四日ヨリ同年同月十八日ニ至ル十五日間トス。

大正七年十月十九日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 淺田 一

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 宮永學 而

六 女子—シヨック死

解剖鑑定例

二二三

四月三十日午後六時頃ナ○が頭が痛いにて臥し居りしが内縁の夫林源○○と兄の長○○は屑賣りより歸宅し夕食時なるにも拘はらず尙未だ其の用意なかりしかば源○○は食時の用意にかかりしに兄長○○は夫に食事の用意をさせつつ其嫁が寢て居るは何か云ひたるに對しナ○が抗辯せしを以て更に叱責せしに(前夜も口論せり云ふ)ナ○が別に兄さんに何も云ひたるに非ずと答へたれば兄長○○は生意氣なりて最初頭を手拳を以て打ちたり、是に於てナ○は起き上りて長○○の裾を掴みし際長○○は更にナ○の左の腹部を足を以て蹴りたり、ナ○は此時痛い／＼と叫びしさま様子が變になりし故醫師を呼び迎へ人工呼吸なごを施せしも遂に其儘絶命せるものなり云ふ。

死體解剖検査記録

東京市○谷區○年町二丁目十一番地

○木○三○娘

源○○内縁ノ妻

ナ

○

二十歳

右死因鑑定ノ爲大正七年五月一日午前九時四十分ヨリ東京帝國大學醫科大學法醫學教室解剖場ニ於テ下谷坂

本警察署勤務警視廳警部補伊藤正太郎立會ノ上淺田一執刀古畑種基補助之ヲ解剖スルニ其所見左ノ如シ。

第一 外表検査

- 一、一女性屍。體重三九二〇〇・〇瓦身長一四六・〇浬、顔面殊ニ右半側、肩胛部、背部、右上肢外側及下肢ノ背面ハ著シク暗紫色ヲ呈ス(屍斑)、胸腹部及四肢ノ前面ハ蒼白ナリ。死後ノ強直ハ凡テノ關節ニ於テ稍々強ク存在ス皮膚殊ニ下腹部鼠蹊部ハ溫暖ニシテ體溫直腸内ニ於テ攝氏二十度ナリ(室溫攝氏十八度)。
- 二、頭部 結髮亂レズ、黒髮全長七五・〇浬ナリ、頭皮ハ蒼白異常ナシ。
- 三、顔面 兩眼ハ閉ツ、之ヲ開檢スルニ右眼瞼竝ニ眼球結膜ハ淡紅色血管稍々充盈スルモ溢血點ヲ認メズ、角膜ハ透明中等度ニ開大セル瞳孔ヲ透見シ得、眼球ハ弾力性ニ富ム、左眼瞼竝ニ眼球結膜充血ノ度右ヨリモ輕度ナリ、其他ノ性狀ハ全ク右ニ等シ、左右ノ鼻孔ニハ綿栓ヲ填ス、之ヲ除去スルニ其内端ニハ汚穢暗灰色ノ粘稠液ト少許ノ血液トヲ附着ス、鼻翼ヲ壓スルニ異液ヲ洩サズ、口ハ半開キ口唇粘膜ハ汚穢淡紫色、口腔粘膜亦同様色ヲ呈ス、舌尖ハ齒列ノ後ニ在リ、口腔内異物ヲ認メズ。
- 左右ノ耳翼及外聽道内ニ異常ナシ。
- 四、頸部 前頸部竝ニ項部ニ異常ナシ。
- 五、胸腹部 損傷異常ナシ。

六、背部 肩胛間部及ビ背面中央部、背柱ノ兩側ニ於テ各一個ノ新シキ灸痕ヲ存シ膏藥ヲ貼ス、其他ニ損傷異常ナシ。

七、右 upper 肢 肘關節ノ外側ニ於テ拇指頭大ノ暗赤色ニ透見セル部一個アリ、割ヲ加フルニ皮下ニ暗赤色ノ出血ヲ存ス。

其他ニ損傷異常ナシ。

左上肢 損傷異常ナシ。

八、左右下肢ニ損傷異常ナシ。

九、外陰部 陰阜ニハ黒色ノ陰毛ヲ叢生シ陰門ニ異常ナク處女膜ハ厚クシテ尙健存シ中央ニ大豆大ノ處女膜孔アリ、腔ニ損傷異常ナク内ニ白色粘稠液少許ヲ存ス、顯微鏡下ニ檢スルニ無數ノ扁平上皮細胞少數ノ白血球赤血球ヲ存シ精蟲ノ存在ヲ認メズ。

十、肛門ハ閉チ周圍ニ汚染ナシ。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

十一、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際暗赤色ノ流動性血液稍々多量ヲ洩出ス、軟部組織ノ前半部ハ淡紅色水分ニ乏シク後半部ハ淡赤色ヲ呈シ水分ニ富ム、前半部軟部組織間ニ蚤刺大乃至麥粒大ノ溢血點數個散

在ス。

頭蓋骨ヲ鋸斷開檢スルニ其際暗赤色流動性血液多量ヲ漏出ス、骨ノ厚サ最厚部五・〇耗最薄部二・〇耗板障ハ暗赤色ヲ呈シ血量ニ富ム、骨質ニ骨折等ノ異常ナシ、硬腦膜ハ骨ニ固著ス、内面ハ腱樣滑澤蒼白、大脳線膜起始部ニ相當シテ硬腦膜下ニ少許ノ出血ヲ存ス、其他ニ異常ナシ。

軟腦膜ハ一般ニ透明血管網ノ充盈ハ著シキモ出血等ノ異常ナシ、側室内ニハ淡黄色透明液少許ヲ存シ室壁ノ血管ハ稍々充盈ス、脈絡叢ノ血量中等ナリ、大脳半球ノ血點著シカラズ、視神經牀線狀體「レンズ核」内囊外囊シルウキー氏導水管菱形窩大脳脚小脳脚小脳ワロル氏橋及延髓等ニ出血其他ノ異常ナシ、基礎動脈柔軟異常ナシ、底面ノ硬腦膜性狀穹窿部ニ等シク頭蓋底ノ骨質ニ損傷異常ナシ。

乙 胸腹部開檢

十二、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱斷開檢スルニ皮下脂肪組織ノ發育佳良ニシテ其厚サ腹壁ニ於テ一・五種ナリ、筋肉ハ淡赤褐色發育佳良ナリ、出血等ノ異常ナシ、腹腔内ニハ汚穢帶黄褐色ノ滯濁液一〇・〇耗ヲ存ス、大網膜及腹膜下ノ脂肪含量著シク多シ、腹腔臟器ノ位置ニ異常ナク横隔膜ノ高サ右ハ第四肋間左ハ第五肋骨ニ位ス。

其一 胸腔臟器

十三、胸腔ヲ開檢スルニ左右胸腔ニ癒着ナク同腔内ニ異液ナシ、胸肋膜下ニ出血ナク肋骨ニ骨折等ノ異常ナ

ク同部皮下筋肉内等ニ出血ヲ認メズ。

十四、胸腺尙遺殘ス、左右ノ二葉ヨリ成リ大サ五・五—八・〇—七・〇〇種重量三〇・〇瓦ナリ、表面淡褐色被膜上ニ脂肪沈著多シ、實質ハ血量ニ富ム(胸腺ノ一部ヲ一〇%「フォルモール」液ニテ固定シ之ヲ冰結薄切シテ「ヘマトキシリン」「エオジン」共染法又ハ「ヘマトキシリン」「ズダン」共染法ヲ施シテ顯微鏡下ニ檢スルニ間質稍増殖スルモ尙形態上完全ナル胸腺實質ヲ存シ脂肪變性ノ像ナク充血著シク所々小出血竈アルヲ認ム)。

十五、心囊内ニハ淡黄色透明液四・〇珉ヲ存ス、内面蒼白腱樣滑澤溢血點ナシ。

十六、心臟 大サ本屍手拳ヨリ稍大、外心膜下ニ脂肪沈著稍多シ、心尖ハ左心室ニヨリ形成セラレ冠状脈管ハ蛇行セズ、外心膜下殊ニ左心室背面ニ於テ蚤刺大乃至粟粒大溢血點十數個ヲ群在シ其他ニモ蚤刺大ノ溢出血點數個ヲ存在ス、右心房内ニハ暗赤色流動性血液約五〇・〇珉ヲ含ミ左心房内ニハ同様血液約二五・〇珉ヲ存シ左右心室内ハ殆ド空虚ナリ、心臟別出ノ際周圍ノ大血管ヨリ同様ノ血液約七〇・〇珉ヲ洩出ス、大動脈瓣竝ニ肺動脈瓣ハ灌水ニヨリ能ク閉鎖ス、房室間孔右ハ三指左ハ二指ヲ通ズ、心筋ノ厚サハ左ハ一・〇糎右ハ三・〇糎ナリ、其色褐色ヲ呈シ硬度ハ殆ド正常ナリ、肉眼的ニ脂肪變性ノ像ナシ、内膜ハ殆ド透明出血等ノ異常ナシ、僧帽瓣半月瓣三尖瓣腱索乳嘴筋肉柱等ニ異常ナシ、大動脈起始部ノ内面淡黄色平滑柔軟ニシテ其幅狹ク冠状脈管開口部ニ於テ花壇狀ニ隆起シ脂肪性潰瘍ノ像ヲ呈ス、卵圓窩ニ異常ナシ(心筋

ノ一部ヲ一〇・〇%「フォルモール」液ニ固定シ之ヲ冰結薄切シテ「ヘマトキシリン」「エオジン」共染法又ハ「ズダン」共染法ヲ施シテ顯微鏡下ニ檢スルニ心筋ノ排列ニ異常ナク大サモ殆ド正常ナリ、脂肪ハ間質ニ稍多キモ筋細胞ニアルコト少シ、褐色色素モ甚ダ少ク断裂ノ像モナシ、只所々心筋ノ不規則ニ太ク收縮シタルガ如キ像ヲ存シ間質ノ一部ニ「プラスマ」細胞ヲ少許存セル所アリ)。

十七、右肺 表面ノ色淡紅蒼白色稍浮腫狀ヲ呈ス、硬度ハ海綿樣柔軟嚙ノ感著シ、肋膜下ニ出血溢血點ナシ、断面ノ色表面ニ等シク之ヲ壓スルニ氣管枝ノ斷端ヨリハ細小白色泡沫液多量ヲ、血管ノ斷端ヨリハ暗赤色流動性血液多量ヲ洩出ス、氣管枝内ニハ白色粘稠ナル絮狀片ヲ有スル粘稠透明液乃至泡沫液ヲ以テ充タサル、粘膜ハ著シク充血ス、肺門腺ハ大豆大乃至蠶豆大ニシテ數個ヲ存ス(肺臟ノ一部ヨリ前項同様ノ切片標本ヲ作りテ鏡檢スルニ一般ニ充血著シク肺胞ハ或部分ハ漿液ニテ滿サレ肺水腫ノ像ヲ呈シ或部分ハ擴張シテ胞壁破レ肺氣腫ノ像ヲ呈スルモ大體ニ於テ殆ド正常ナリ、脂肪ハ殆ドナク氣管枝粘膜ノ剝離又ハ其他ノ病的現象ナシ)。

十八、左肺 表面ノ色性狀断面ノ色性狀等右ニ等シ、氣管枝ノ性狀亦然リ、顯微鏡所見モ亦右ニ同シ。

十九、頸部器官 舌ハ淡黄色ノ苔ヲ以テ蔽ハル、舌根部ノ濾胞著シク發育ス、咽頭食道ノ粘膜ハ淡赤色食道ノ下端ニハ未消化ノ米飯粒ヲ介在ス、粘膜ニハ濾胞著シク多數ニ發育シ存ス、喉頭氣管ノ粘膜ハ淡赤色細小泡沫ヲ有スル粘液多量ヲ存ス、舌骨竝ニ喉頭ノ諸軟骨ニ骨折等ノ異常ナシ。

其二 腹腔臟器

- 二十、脾臓 大サ一三・〇—一八・〇—二三・〇種、表面ノ色汚穢帶紫淡紅色硬度ハ稍々軟断面ノ色殆ド表面ニ等シク脾胞ハ著シク増殖シ存ス(脾臓ノ一部ヨリ上記ノ如キ處置ヲ以テ切片標本ヲ作り之ヲ鏡檢スルニ一般ニ脂肪ナク所々髓腔著シク擴張シ鬱血セル所アリ、斯ル所ニハ色素顆粒ヲ有スル脾細胞少カラズ、其他場所ニヨリテハ「プラスマ」細胞ノ群在セル所アリ、尙少許ノ骨髓細胞等他ノ多數ノ脾臓固有ノ細胞内ニ混在シ存ス)。
- 二十一、左腎 大サ一〇・〇—一六・五—二三・五種、莢膜ハ剝離シ易シ、表面ノ色淡赤褐色硬度ハ彈力性硬固断面ノ色表面ニ等シク髓質ハ著シク暗赤色ヲ呈ス、皮質ハ殆ド透明異常ナシ、血量多シ(腎臓ノ一部ヨリ切片標本ヲ作りテ鏡檢スルニ脂肪變性ノ像ナク圓形細胞浸潤等ノ像モナシ、殆ド全ク健康ノ状態ニアルヲ見ル)。
- 二十二、右腎 大サ一〇・五—一六・五—二三・五種、表面ノ色性狀断面ノ色性狀全ク左ニ等シ顯微鏡所見亦左ニ等シ。
- 二十三、副腎 左右共ニ皮質殆ド正常ナルモ髓質著シク萎縮ス。
- 二十四、膀胱内空虚粘膜炎淡紅色ニシテ汚穢淡黃色ノ膿樣液ヲ以テ蔽ハル、出血等ノ異常ナシ。
- 二十五、胃内ニハ未消化米飯粒ヲ混ズル汚穢暗褐色ノ内容約四〇〇・〇珉ヲ存ス、粘膜炎一般ニ血管怒張充盈シ濾胞ノ發育佳良ナリ、小彎ノ周圍ニハ所々粘膜炎下流血點ヲ存ス、其他ニ粘膜炎出血等ノ異常ナシ。
- 二十六、小腸内ニハ汚穢黃褐色ノ粘稠ナル内容少許ヲ存ス、粘膜炎其血管怒張充盈シ孤腺集腺ハ明カナリ、出血其他ノ異常ナシ。
- 二十七、大腸内ニハ野菜片ヲ混ズル帶綠黃色ノ稍々柔軟ナル糞便多量ヲ存ス、粘膜炎淡紅色血管怒張充盈ス、

濾胞ノ發育著シ、其他ニ出血粘膜炎等ノ異常ナシ、腸間膜腺ハ大豆大乃至小豆大ニ腫脹シ其断面ハ髓樣ヲ呈ス。

二十八、肝臓 大サ二一・〇—一四・五—一七・〇種、表面ノ色紫紅色硬度ハ彈力性硬固ナリ、被膜下ニ於テ中心紫紅色ヲ呈シ周圍黃色ヲ呈スル小葉ヲ明カニ透見ス、断面ノ色表面ニ等シク小葉ノ分界ハ明カニシテ表面ノ状態ニ等シ、血量著シク多シ(之ヨリ顯微鏡標本ヲ作りテ檢査スルニ各小葉中心靜脈竝ニ毛細管ハ著シク充血シ肝小葉ハ著シク羸瘦シ其脂肪染色標本ヲ見ルニ到ル處細胞體內ニ至ルマテ微細脂肪顆粒ヲ以テ充タサルヲ見ル)。

膽囊内ハ淡綠色ノ膽汁ヲ中等度ニ存シ粘膜炎ハ「コレステリン」ノ沈澱ヲ存ス。

二十九、脾臓 大サ一七・〇—一三・五—一五・五種、尾部ノ被膜下ニ蠶豆大ノ出血ヲ存ス、實質内ニハ異常ナシ。

三十、内陰部 子宮高サ八・五種幅底部ニ於テ五・五種頸部ニ於テ三・〇種厚サ體部ニ於テ二・五種頸部ニ於テ二・〇種ヲ算ス、子宮口ハ横裂シ痕痕ナシ、子宮腔ヲ開檢スルニ頸部ノ粘膜炎蒼白淡黃色寒天樣内容ヲ存ス、體部及底部ノ粘膜炎著シク暗赤色ヲ呈シ血管充盈ス、其表面ニ汚穢淡黃色膿樣液ヲ固著ス、右卵巢稍々腫大シクラフ氏濾胞著シク大ナリ、喇叭管ハ一般ニ血管怒張充盈ス、左卵巢ハ蒼白殆ンド異常ナク喇叭管ニモ著變ナシ。

三十一、胸部及腹部大動脈ノ内面ハ蒼白脂肪性潰瘍多數ニ散在スルヲ認ム。

解剖鑑定例

二二二

右ニテ解剖検査終了時ニ午前十一時四十分ナリ。

説明

本屍内景ニ於テハ胸腺淋巴腺ノ異常發育以外ニハ何等特記スベキ病變ナク内出血等ノ異常モナシ、心臟肺臟腎臟等ニハ之ヲ組織學的ニ検査スルモ殆ンド全ク正常ノ状態ニアリ、唯肝臟ノ鬱血ハ顯著ニシテ脂肪變性稍著シキモ毫モ急性増悪ノ像ナク久慢ノ病變ニ過ギザレバ之ヲ以テ死因ト認ムルヲ得ズ(解剖検査記録第十六第十七第十八第二十第二十一第二十二第二十八項)、要之本屍ニ於テハ死因ト認ムベキ損傷ノ痕跡乃至病變ヲ肉眼的竝ニ顯微鏡的ニ検査スル能ハズ。

然ルニ本屍剖檢ノ主所見ハ屍斑著シキコト血液ノ到ル所暗赤色流動性ナルコト腹部内臟殊ニ肝臟腎臟等ノ鬱血著シク胸部内臟即チ胸腺肺臟心臟モ高度ノ血量ヲ有セルニ反シ腦實質ノ血點著シカラズ其血量割合ニ少キコト及ビ心臟外膜下ト胸腺實質内ニ溢血アルコト等ニシテ約言スレバ急激屍ノ像ヲ呈セルニアリ(解剖検査記録第十六乃至第二十八項)。

而シテ一方特記スベキコトハ本屍ニハ既掲ノ如ク年少ノ時ニノミ存シ成年ニ達セバ消失スルヲ常トスル胸腺ヲ殘存シ(解剖検査記録第十四項)身體中諸所ノ淋巴裝置著シク増殖シ(同記録第十七第十八第十九第二十第二十五第二十六第二十七項)所謂胸腺淋巴體質形成セラレ存スルニアリ、然リ而シテ胸腺淋巴體質ノ人が通常ノ人ニ何等危害ナキ些少ナル外力ノ作用ニ由リ容易ニ死ニ至ルコト多キハ周ク人ノ知ル所ナリ。

今本屍解剖所見ヲ精査スルニ外表殊ニ左側腹部ニ於テ何等外力ノ作用シタル痕跡即表皮變色皮下血等ヲ認メザレドモ立會官伊藤警部補ノ談ニ「義兄長〇〇ガナ〇ノ左側腹部ヲ足ニ蹴リタルニナ〇ハ痛イノト云ヒサマ倒レ其儘様子が變リ遂ニ間モナク死亡シタリ」トアルニヨリテ之ヲ按ズルニ、本屍ノ死因ハナ〇ガ上記ノ如ク淋巴腺竝ニ胸腺ノ腫脹竝ニ肝臟ノ病變アリテ通常人ニハ何等危害ヲ來サザル程度ノ些小ナル外力ニヨリ容易ニ死ニ至ルベキ體質ヲ有セシガ爲ニ腹部ニ受ケタル僅微ナル外力ノ結果反射的ニ腹部内臟血管神經ノ麻痺ヲ來シ同神經ノ支配セル諸血管ハ弛緩シテ血壓急ニ沈降シ爲ニ腦貧血ヲ生ジ所謂「ショック」死ニ陥レルモノト思料ス。

鑑定

前記説明ノ理由ニヨリ鑑定スルコト左ノ如シ。

一、本屍ノ死因ヲ「ショック」死トス。

此鑑定日數ヲ大正七年五月一日ヨリ同月八日ニ至ル八日間トス。

大正七年五月九日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 淺田 一

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 古畑 種基

解剖鑑定例

二二三

七 女子—腦震盪

大正七年十一月六日午前八時頃東京市本所區松倉町二丁目七十一番地に於て死體發見。
事件は五日正午前後。

○吉は二ヶ月前より田舎の方に行き不在宅にはア○ノミ十五歳十二歳五歳二歳の子供ミ二階に同居者あり、五日十五歳の子供が午後二時に歸宅せるに母不在にて二歳の子供が泣き居りたり、母は夜に入るも歸らず翌朝も歸らざる故近隣の人々の注意に従ひ親類に通知したり、親戚立會するに疊のむくれたる所ありしかばこれを剥ぎしに板の隔間より床下に著物あるを見たり、因て床板を剥したるに死體を發見す、時に六日の午後八時十五分頃にして直に訴へ出づ。家内は亂雜にて金百三十圓許り紛失せるこも二階の同居者(二十三歳)も不在なるが同人が兇行當日晝頃出る所を近隣の人が見たりといふこはこの同居者の犯罪なるを疑はしむるものあり、犯人は果して此の同居者なりき。

死體解剖検査記録

東京市本〇區松〇町二丁目〇十〇番地

佐〇〇吉妻 ア〇ノ 四十三歳

大正七年十一月七日東京地方裁判所豫審判事草野豹一郎ハ氏名不詳殺人被告事件ニ付キ右被害者佐〇ア〇ノ死體ヲ解剖シテ左記事項ヲ鑑定スベキ旨余等ニ命ゼレタリ。

鑑定事項

一、創傷ノ状態 二、殺害ニ用ヒタル兇器 三、死亡ノ原因 四、姦淫ノ有無 以上。

依テ同日午前十時ヨリ東京帝國大學醫科大學法醫學教室解剖場ニ於テ草野豫審判事裁判所書記神田多智馬立會ノ上古畑種基執刀淺田一補助之ヲ解剖スルニ其所見左ノ如シ。

第一 外表検査

一、女性屍 身長一四八糎、體重三八三〇〇・〇瓦、全身ノ皮色前面ハ蒼白背面蒼白死斑ハ胸部ニ於テ群島狀ニ出現ス、死後ノ強直ハ足關節ヲ除クノ外凡テノ關節ニ於テ存在セズ。

二、頭部 長サ一〇〇糎ノ黒髮ヲ密生ス、頭皮ハ蒼白後頭部及ビ左右顛頂部ニ著シキ浮腫ヲ存ス。

(イ)前頭部正中線稍右ニ偏シ髮際ヨリ一指横徑ノ處ニ於テ前面開放セルV字形ノ皮膚斷裂一個ヲ存シ左脚ハ正中線ヨリ斜ニ後右方ニ三・八糎右脚ハ二・〇糎底面ニ於ル兩脚ノ擴ガリハ二・八糎ヲ算ス、創縁ハ直線狀ニシテ創洞壁ト共ニ稍正銳ナルモ創洞壁間ニハ架橋狀組織片ノ殘留スルヲ認ム、中央部ノ瓣狀部皮膚ハ其ノ頂點ニ於テ示指頭大ノ挫滅創ヲ存ス、深サ骨膜ニ達シ骨質ヲ露出ス、割ヲ加フルニ皮下ニ出血アリ。

解剖鑑定例

(ろ)左顛頂結節ヨリ稍、右方ニ於テX狀ニ哆開セル皮膚斷裂ヲ存ス、左前脚ハ二・〇糶右脚ハ一・七糶後左脚ハ一・五糶後右脚ハ三・〇糶前左脚端ヨリ後右脚端ニ至ル長サハ五・五糶前右脚端ヨリ後左脚端ニ至ル長サハ四・三糶ヲ算ス、兩線ノ交叉點ニ於テ創口哆開シ前左右脚ニ圍マルル皮瓣ハ其頂點各拇指頭大ノ部分挫滅セリ、創縁可ナリ正銳創洞壁可ナリ平滑ナルモ架橋狀組織片殘留ス、右後脚ハ稍、彎曲シテ直線狀ノ他ノ三脚ト稍、趣ヲ異ニシ創縁凹凸不平ナリ、創洞ノ深サ交叉點ニ於テ骨膜ニ達シ骨質ヲ露出ス、之ニ割ヲ加フルニ皮下ニ廣汎ナル出血ヲ存ス

(は)創ノ左下方三指横徑ノ部分ニY字狀ノ皮膚斷裂一個ヲ存ス、其兩脚ハ一・〇糶下脚ハ二・五糶ソノ下脚中央部ニ於テ斜ニ前下方ニ五・〇糶ノ支脚ヲ派ス、是等ノ創縁ハ凹凸不平創洞壁モ凹凸不平架橋狀組織片ヲ殘留ス、創底ハ骨質ニ達セズ、割ヲ加フルニ皮下ニ廣汎ナル出血ヲ存ス。

(に)創ノ下方二指左耳輪附著部ヨリ二指横徑後方ノ所ニY字狀皮膚斷裂一創ヲ存ス、兩分脚ハ一・〇糶脚ハ二・〇糶長ニシテ斜ニ走り右分脚ノ延長線上ニアリ、創縁創洞壁凹凸不平ニシテ組織片架橋狀ニ殘存ス、左分脚ト脚トニテ圍マルル皮膚ハ瓣狀ヲ呈シソノ邊縁殊ニ頂點ニ於テ挫滅ヲ存シ著シク陷凹シ之ニ割ヲ加フルニ皮下ニ出血ヲ存シ骨質約拇指頭大ノ部分骨折陷沒ス。

三、顔面 全面ニ互リテ暗赤色乾血ヲ以テ汚染セラル、之ヲ拭除スルニ皮膚損傷ヲ認メザルモ兩眼窠ハ暗赤色ニ腫脹シ右頰部著シク陷凹シ之ニ觸ルルニ頰部骨質骨折移動シ軋音ヲ感ズ。

- (へ)兩眼ハ閉ゾ、右上眼瞼結膜下外眥部眼球結膜下ニ廣汎ナル出血ヲ存シ下眼瞼結膜下ニ蚤刺大乃至麻實大ノ溢血點五個ヲ存ス、角膜ハ潤濁スルモ中等度ニ開大セル瞳孔ヲ透見シ得、眼球硬度ハ柔軟ナリ。
- (と)左眼瞼ハ上下共ニ結膜下ニ廣汎ナル出血ヲ存シ眼球結膜ハ内眥ニ於テ半月狀出血ヲ存シ角膜ハ潤濁セルモ半開大セル瞳孔ヲ透見シ得、鼻翼ヲ壓スルニ汚穢暗赤色液少許ヲ洩出ス。
- (ち)鼻梁ハ稍、腫脹シ割ヲ加フルニ皮下ニ廣汎ナル出血ヲ存ス。
- (り)鼻骨ハ縱徑ノ中央部ニ於テ骨縫合ニ沿ヒテ離開シ右上顎骨前頭突起ハ末端ニ於テ骨折シ鼻梁ヨリ右下方ニ頰部ヲ横斷スル大ナル割ヲ加フルニ、
- (ぬ)顛骨上顎突起及上顎骨體部破碎セラレ幅一・五糶長サ二・〇糶ノ矩形骨片遊離ス、右顛骨ノ骨折端ヲ觸ルルニ動搖ス。
- (ろ)右上顎骨齒槽突起ハ體部ヨリ離斷サレシ上更ニ二個ニ骨折セラル。
- (を)左側上顎骨體部モ骨折シ齒槽突起ヲ離解シ同突起ハ更ニ數個ニ骨折ス、口ハ開キ下顎突出セル觀アリ、口唇粘膜帶紫蒼白。
- (わ)上口唇中央部門齒ニ相當シテ一糶ノ粘膜斷裂一個ヲ存ス、口腔粘膜ハ汚穢淡紅色。
- (か)右下顎犬齒小白齒ニ相當シテ大豆大粘膜下出血三個。
- (こ)下口唇中央部ニ於テ小豆大粘膜下出血二個ヲ存ス、割ヲ加フルニ何レモ出血ヲ存シ上顎右犬齒ニハ小

白齒ノ護謨牀義齒左上顎部ニハ金冠一個ヲ存シ尙下顎ニ左第一門齒ハ缺損シ齒槽陷入スル護謨牀義齒ヲ存ス、下顎齒牙ハ齒根ヲ止ムルノミ、左右耳翼ニ損傷異常ナク外聽道内ニ異物ノ介在ナシ。

四、頸部前頸部、

(た) アダム氏果ニ相當シテ小豆大ノ淡褐色表皮剝脫五個ヲ存ス、之ニ割ヲ加フルニ皮膚組織内ニ薄層ノ出血アリ、其他ニ異常ナシ、項部異常ナシ。

五、胸腹部。

(れ) 右上胸部大人手掌大大部分暗赤色ヲ呈シ皮下ニ暗赤色ノ出血ヲ存ス、其他ニ損傷ナシ。

六、背部 損傷異常ナシ。

七、右上肢 手指背面ニ泥砂ヲ附着スルノ外損傷異常ナシ。

八、左上肢。

(そ) 肘關節上三指横徑ノ所ニ於テ麻實大暗赤色變色三個ヲ存シ割ヲ加フルニ皮膚組織内ニ出血ヲ存ス。

(つ) 前膊下端拇指頭大不規則形ノ淡褐色表皮粗糙部アリ、割ヲ加フルニ皮膚組織間ニ薄層ノ黄色出血アルノミ。

九、右下肢 (れ) 下腿ノ下端外踝ヨリ三指横徑上方ニ於テ粟粒大乃至麻實大暗赤色皮膚損傷アリ、割ヲ加フルニ皮膚組織内ニ薄層出血アリ。

十、左下肢 損傷異常ナシ。

十一、外陰部 陰阜ニハ黒色陰毛ヲ叢生シ小陰唇ハ暗紫色ヲ呈シテ大陰唇ノ間ニ露出ス、是等ノ部分ニ精液ノ汚染ナシ、腔内ニハ白色粘稠ナル物質少許ヲ存ス(之ヲ鏡檢スルモ精液ヲ認メズ)。

十二肛門ハ閉テ周圍ニ糞便ノ汚染ナシ。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

十三、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際血液ヲ漏サズ。

(な) 軟部組織ハ前半ハ蒼白色後半ハ淡赤色左半部ニ廣汎ナル軟部組織間出血。

(ら) 眉間ニ相當スル軟部組織間ニハ鷄卵大。

(む) 前頭骨突起ニ相當シテ鳩卵大軟部組織間出血。

(う) 右顳額筋内ニ鳩卵大出血一個ヲ存ス。

(ぬ) (に) 創ニ相當シ左顳頂骨上第一顳頂線ヨリ一指横徑下方ニ於テ骨質扇形ニ陷入ス、陥沒骨ハ更ニ三個ニ骨折ス、該扇形ノ底邊ニ相當スル處即チ下端ニ於テ幅五・〇耗長サ二・〇耗ノT弧形ノ骨折ヲ存シ而シテ該扇形ノ右脚ハ一・二種ヲ算ス。

頭蓋骨ヲ鋸斷開檢スルニ其際血液ヲ漏サズ、骨ハ一般ニ厚ク最厚部一・〇種、板障ノ色淡赤色血量中等ナ

リ、硬腦膜ハ骨ニ固著シ内面髓様滑澤血管稍、充盈スルモ損傷異常ナシ、軟腦膜ハ透明廻轉溝ニ相當シテ血管ノ充盈著シキモ損傷異常ナシ、大脳前中後ハ著シク淡赤色ヲ呈シ大脳左右側室内ニ淡黄色透明ナル液少許ヲ存ス、大脳實質ノ血管中等視神經牀「レンズ」核線狀體四疊體シルウキー氏導水管菱形高大脚小脚小腦ワロル氏橋延髓等ニ出血等ノ異常ナク基礎動脈ニ硬變ナシ、底面軟腦膜性狀穹窿部ニ等シク(ニ)創ニ相當シテ挫滅創アリ頭蓋底硬腦膜ニ異常ナク(ニ)創ニ相當スル骨折ノ内板ハ内部突隆スルモ遊離スルニ至ラズ。

乙 胸腔臟器

十四、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱斷開檢スルニ皮下脂肪組織ノ發育佳良大網膜ハ腸管ノ前面ヲ蔽ヒ腹腔内臟ノ位置ニ異常ナク胸腔内ニ暗赤色稍、潤濁セル液二五・〇珉ヲ存ス、横隔膜ノ高サ右ハ第四肋骨左ハ第五肋骨ニ位ス。

其一 胸腔臟器

十五、胸腔ヲ開檢スルニ左右胸膜内ニ癒著ナク異液ナシ。
 十六、胸腺 左右ノ二葉ヨリ成リ大サ五・〇―四・五―〇・五種、重量十二瓦アリ、莢膜下ニ蚤刺大ノ溢血點二個存在ス、表面及断面ノ色淡褐色ヲ呈ス。
 十七、心嚢内ニハ暗赤色液少許ヲ存シ内面赤色髓様滑澤溢血點ナシ。

十八、心臟ハ本屍手拳ノ一倍半大著シク弛緩ス、外心膜下ノ脂肪沈著著明ニシテ溢血點ナク冠状脈管ハ蛇行セズ、心尖ハ左室ニヨリテ形成セラル、心臟内空虚心臟別出ノ際周圍ノ大血管ヨリ血液ヲ漏サズ、大動脈瓣肺動脈瓣ハ灌水ニヨリテ能ク閉鎖ス、房室間孔左右共ニ二指ヲ通ズ、心筋ノ厚サ左ハ一・〇右ハ〇・三種、内膜ハ右ハ暗赤色左ハ淡赤色僧帽瓣三尖瓣腱索肉柱乳嘴筋等ニ異常ナシ、大動脈起始部内面淡赤色硬變等ナシ。

十九、右肺 表面ノ色帶青灰色硬度ハ柔軟肋膜下ニ溢血點ナシ、断面ノ色表面ニ等シク之ヲ壓スルニ細小泡沫ヲ混ズル液少許ヲ漏出シ血量少シ、氣管枝内ニハ暗赤色粘稠ナル内容多量ニ存ス、肺門淋巴腺腫脹ス。

二十、左肺 表面ノ性狀色断面ノ色性氣管枝ノ性狀等全ク右ニ等シ。

二十一、頭部器官 舌ハ汚穢淡赤色舌根部濾胞稍、腫脹ス、食道内ニハ汚穢暗赤色内容稍、多量ニ存シ粘膜炎ノ色淡赤色粘膜炎ニ損傷ナク舌骨及喉頭ノ諸軟骨ニ骨折ナシ、氣管枝内ハ暗赤色食道内ト同様ノ内容中等量ヲ存ス。

其二 腹腔臟器

二十二、脾臟 大サ一〇・〇―七・〇―一・五種、表面ノ色暗赤褐色硬度ハ稍、軟断面ノ色表面ニ等シク實質崩壊流出シ脾胞脾材ノ別不明。

二十三、左腎 大サ一〇・〇―一六・〇―一・五種、表面ノ色淡赤褐色硬度ハ稍、軟莢膜剝離シ易シ、断面ノ色表

- 面ニ等シク皮質髓質ノ別明ニシテ血量少シ。
- 二十四、右腎 大サ一〇・〇—五・五—一・五種、表面ノ色性狀断面ノ色性狀左ニ等シク血色ハ中等ナリ。
- 二十五、膀胱内空虚粘膜炎蒼白出血ナシ。
- 二十六、胃内ニハ未消化ノ米飯粒及植物性食物殘片ヲ混ズル汚穢暗灰色ノ液二〇〇・〇ヲ存ス、粘膜炎汚穢暗灰色物ニテ蔽ハレ粘膜炎自身ハ蒼白血管ノ充盈少ク缺損損傷等ナシ。
- 二十七、十二指腸内空虚粘膜炎淡黄色血管所々樹枝狀ニ充盈スルモ出血等ノ異常ナシ、小腸下部ニ於テハ黄色軟便稍々少許ヲ存在ス、盲腸部ニモ小腸下部ト同様ノ内容ヲ存在ス、粘膜炎蒼白ナリ。
- 二十八、大腸殊ニ直腸内ニハ黄色軟便稍々多量ニ存ス、粘膜炎蒼白異常ナシ。
- 二十九、肝臓 大サ二二・〇—一五・〇—四・〇種、表面ノ色汚穢淡赤褐色右葉上面ノ莢膜下ニ多數ノ麻痺大溢血點アリ、断面ノ色表面ニ等シク小葉分界不明、膽嚢内ニハ帶黄綠色内容稍々少許ヲ存ス、粘膜炎同様色ニ著色セラレ異常ナシ。
- 三十、脾臓 大サ一九・〇—四・〇—一・五種。表面ノ色淡赤色断面ニ等シク出血ナシ。
- 三十一、内陰部 子宮幅二・〇(體部)三・〇(底部)高サ九・〇厚サ二・〇種、子宮腔内ニハ汚穢暗赤色粘稠液少許粘膜炎白附屬器官ニ異常ナシ。
- 三十二、胸部及腹部大動脈ノ幅ハ狹隘、面ハ淡赤色上部ハ色素ヲ以テ浸潤セラル、硬度及潰瘍等ナシ。

右ニテ解剖検査終了時ニ午後〇時五十分ナリ。

説明

- 一、本屍頭部ニ於テ皮膚斷裂創四個アリ(いろはに)何レモ皮下ニ廣汎ナル出血ヲ伴ヒ其中(に)創ハ殊ニ重大ナルモノニシテ其部ニ相當シテ頭蓋骨ニ拇指頭大ノ骨折ヲ生ジ其部ハ陥凹シ腦實質ヲ壓迫セルガ故ニ之ニ相當スル大脳顳頂葉ニ拇指頭大ノ挫滅創ヲ存ス(第十三項ほゝ)、其他眉間ニ相當シテ鷄卵大、前頭骨顳骨突起ニ相當シテ鷄卵大ノ軟部組織間出血、右顳額筋内ニ鳩卵大ノ出血一個ヲ存ス(ならむう)。
- 顔面ニ於テ右頰部ハ著シク陥凹シ鼻骨上顎骨及顳骨ニ大骨折アリ(第三項りぬるわ)、是等ハ何レモ皮下又ハ周圍組織内ニ出血腫脹ヲ伴ヒ生活反應顯著ナルガ故ニ生前ノ損傷タルコト明カナリ、且ツ生活ニ最必須ナル腦ヲ包含スル部分ノ損傷ナルガ故ニ本屍死因ニ重大ナル關係アルモノナリ、以上ノ外口唇粘膜炎下出血(わかよ)眼瞼結膜下出血(た)前頸部アダム氏果ニ相當シテ表皮剥脫(左)右上胸部皮膚變色部(れ)左上肢肘關節部ニ皮膚變色部(そ)前膊ニ表皮粗糙部(つ)右下肢下腿ニ於テ麻痺大皮膚損傷(れ)アリ、是等モ亦生活反應ヲ呈シ生前ノ損傷タルコト明カナレド何レモ輕微ニシテ本屍死因トハ關係ナキモノトス。
- 二、本屍ニ存スル主ナル創傷ハ頭部及顔面ニ於ケルモノニシテ頭部ニ於ケル皮膚斷裂ノ創縁及創洞壁ノ平滑ナラズシテ架橋狀組織片ノ殘存スルコト皮膚ニ挫滅創ノ存スルコト及皮下出血ノ著明ナルコト等ヨリ考フレバ銳器ニヨル創傷ニ非ザル事ハ明ニシテ第一、皮膚ノ斷裂ノ形狀ノV字形Y字形又ハ不規則ナルX形ナル

解剖鑑定例

二四四

コト第二、V字形創ニテハ其ノ兩脚ニテ圍マレタル皮瓣ノ角頂部ニ、Y字形創ニテハ兩分脚間皮瓣及左分脚ト幹脚トノ間ノ皮瓣ノ角頂部ニ、X字形創ニ於テ前兩脚間ノ角頂ト前左脚後右脚間ノ角頂トニ於テノミ挫滅創ヲ存スルコト及第三、(c)創骨折状態等ヨリ恐ラクハ一點ニ相會スル三鈍稜部ヲ有スル硬固ナル鈍體ノ二稜一面又ハ三稜二面ノ作用セル結果ナラント推測セラル、モ各稜ノ長サハ各創ニ於テ一定シ居ラザルガ故ニ各稜ハ種々ノ程度ニ於テ作用セシモノト想像セラル、顔面ニ於テハ右半部陷凹シ皮膚ニ損傷ナキニ拘ハラズ廣汎ナル皮下出血鼻骨顚骨上顎骨ノ大骨折ヲ存セルヨリ見ルニ硬固ニシテ重量アル鈍體ガ軟弱ナル物體(例ヘバ蒲團ノ如キモノ)ヲ介シテ強劇ニ作用シタルニヨルモノナリ、之ハ頭部ノ兇器ト同一物ニテモ生ズベキモ顔面骨ノ損傷ニ於テハ兇器ノ形態ヲ印象シ居ラザルガ故ニ如何ナル形態ナルカヲ明言シ難シ。

三、前記以外ニ死因ト認ムベキ病的變化ヲ存セズ、氣管枝内食道内及口腔内ニ胃ノ内容ト同様ノ特質ヲ存スルコトハ(解剖検査記録第二十一第二十項)死ニ際シ嘔吐ヲ催シタル事ヲ證スルモノナリ、而シテ前掲頭部損傷ハ頭蓋骨折及腦挫傷ヲ伴ヒ腦震盪ヲ來スニ充分ニシテ且ツ嘔吐ノ如キ腦症狀ヲ存スルガ故ニ本屍死因ヲ腦震盪トス。

四、本屍生殖器ニ損傷ナク腔内及周圍ニ精液ヲ證明スル能ハザルガ故ニ姦淫ノ事實ヲ肯定スル能ハズ。

鑑定

上記説明ノ理由ニヨリ鑑定スルコト左ノ如シ。

一、本屍頭部ニ於テ皮膚斷裂創四個ヲ存シ其ノ一ハ骨折及腦挫傷ヲ伴フ、此ノ外頭皮下軟部組織間ニ數個ノ出血竈アリ、顔面ニ於テハ眼球及眼瞼結膜下出血口腔粘膜炎下出血並ニ鼻骨及右側顚骨兩側上顎骨ニ多數ノ骨折ヲ存ス、是等ハ何レモ生前ニ發生シタルモノナリ、其他上肢下肢ニ皮膚變色部表皮剝脫等ノ鈍創ヲ存ス。

二、顔面及頭部ノ損傷ニ用ヒタル兇器ハ硬固ニシテ多稜ヲ有スル重キ鈍體ナリト推測ス、然レ共頭部及顔面ニ加ヘタル物體ノ全ク同一兇器ナリヤ否ヤハ明言シ難シ、四肢ノ輕度ノ鈍創ハ手拳又ハ環境ノ物體ニ衝突スルニ因リテモ發生スル性質ノモノナリ。

三、本屍死因ヲ腦震盪トス。

四、本屍ニ姦淫ノ事實ヲ認ムル能ハズ。

此鑑定日數ハ大正〇年十一月〇日ヨリ同年十二月十〇日ニ至ル〇十〇日間トス。

大正七年十二月十二日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 古畑 種基

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 淺田 一

解剖鑑定例

二四五

八 女子—死因不明

麴町區永田町一丁目一番地參謀本部前濠内に二十四五歳位の女浮き居れるを大正七年九月十日午前六時半發見、衣服單衣メンチル女禪五郎に赤花模様の帶を著け頸部にメリンスの細紐を二巻き巻き兩端は左右に遊離して存在せり。

左の耳朵に少し出血を存し右の中指頭に擦過傷右の手首を縛したるが如き形跡あり、左手にも多少現存せり、陰部に損傷ある様なり、水は呑み居らざるが如し、右上眼瞼に擦過傷あり。死因如何。

死體解剖検査記録

東京麴町區參謀本部前濠中ニ於テ發見
族籍住所姓名年齢不詳

女性屍。

右死因鑑定ノ爲大正七年九月十日午後二時四十分ヨリ東京帝國大學醫科大學法醫學教室解剖場ニ於テ麴町警察署勤務視廳警部補築瀧太郎立會ノ上淺田一執刀古畑種基補助之ヲ解剖スルニ其所見左ノ如シ。

第一 外表検査

一、一女性屍 體重四六四〇〇・〇瓦身長一四九・〇釐、顔面及上胸部ハ淡紫色ヲ呈シ皮膚血管ハ樹枝狀ニ充盈透見セラル、其他ノ皮膚ハ一般ニ蒼白ナリ、死後ノ強直ハ凡テノ關節ニ於テ存在ス。

二、頭部 長サ約七七・〇釐ノ帶褐黑色ノ毛髮密生ス、鬢型ハ亂レテ不明ナリ、頭皮ハ前半ハ淡紅色後半ハ蒼白損傷等ノ異常ナシ。

三、顔面稍々浮腫狀ヲ呈シ壓ニ際シテ嘔嘔ノ感アリ、兩眼瞼ハ表皮剝脫シ其周圍及ビ鼻口ノ周圍ハ血液ヲ以テ汚染セラル。

(い) 右上眼瞼ハ小鶏卵ノ部分表皮剝脫シテ暗赤色ノ眞皮ヲ露出ス、其表皮ノ邊緣ハ著シク不規則ニシテ凹凸不平ナリ、眞皮ノ表面ハ一般ニ平滑ナルモ所々殊ニ外眥ニ近キ部分ニ於テ粗糙ニシテ稍々膨隆ス。

(ろ) 左上眼瞼ノ表皮ハ鳩卵大ノ部分表皮剝脫シ其露出セル眞皮ハ右ニ比シテ稍々蒼白ナリ、表皮邊緣ノ性狀ハ右ニ等シ。

(は) 右眉毛ノ内端ニ於テ小豆大ノ暗赤色表皮剝脫一個ヲ存ス。

兩眼ヲ開檢スルニ右眼瞼結膜並ニ眼球結膜ハ淡紅色溢血點ナシ、角膜ハ透明ニシテ中等度ニ擴大セル瞳孔ヲ透見シ得。

左眼瞼並ニ眼球結膜ハ右ニ比シテ稍々蒼白角膜ノ中央ハ潤濁シ瞳孔ノ性狀不明ナリ、溢血點ナシ。鼻翼ヲ壓スルニ汚穢帶黃白色ノ泡沫液少許ヲ漏ラス。

口ハ半開ク、口唇粘膜ハ一般ニ帶紫蒼白色口腔粘膜ハ蒼白舌尖ハ齒列ノ後ニ存在ス、口腔内異物ノ介在ヲ認メズ。

(ニ)鼻尖ニ於テ約拇指頭大ノ部分ハ格子狀ニ交叉セル線狀表皮剝脫數多存在ス、割ヲ加フルニ皮下ニ出血ナク瘰癧ヲ結ブ。

(ホ)上口唇ニ於テハ其左半部ニ於テ前後ニ走レル竝行セル線狀粘膜缺損數個存在ス、割ヲ加フルニ出血ナク瘰癧ヲ結ブ。

(ヘ)右口角ヨリ右方ニ走ル處ノ約四・〇糎長ノ線狀ノ表皮缺損ヲ存ス、其中央部ヨリ斜ニ上方ニ一・五糎長ノ分枝ヲ發シ、

(ト)其上方約一指横徑ノ處ニ略々前創ト竝行セル二・五糎長ノ線狀表皮缺損ヲ存ス、割ヲ加フルニ皮下性狀ニ略々同シ。

(チ)其右端ハ恰カモ頰部ノ中央ニ位シ小豆大ノ暗赤色表皮缺損ヲ存ス。

(リ)左口角ヨリハ左方竝ニ下方ニ不規則ナル放線狀表皮缺損ヲ存ス、割ヲ加フルニ出血ナク瘰癧ヲ結ベリ。

(ロ)下口唇ノ前邊緣ヨリ左頰部ニ向テ淺表ナル約一・〇糎ノ同様ノ線狀表皮剝脫數條ヲ存ス、是等表皮剝脫ハ加割スルモ皮下ニ出血ナク瘰癧ヲ結ブ。

(ル)上顎右第一乃至第二前齒ニ相當スル上口唇口腔粘膜ハ著シク暗紫色ヲ呈シ小指頭大ノ粘膜缺損一個ヲ

存ス。

(を)其右方ノ粘膜モ粗糙ニシテ淡紫赤色ヲ呈ス、下口唇粘膜ハ左上顎第二前齒及右上顎第一第二前齒ニ相當シテ小指頭大乃至拇指頭大ノ暗紫赤色ノ粘膜變色部存在シ同部ノ粘膜ハ粗糙ニシテ齒端ニ相當スル粘膜缺損ヲ存在ス。

(わ)右ノ耳朶ノ邊緣約小指頭大ノ部分ハ表皮缺損シ暗紫赤色ヲ呈ス。

耳朶ノ後側ニ於テ約小指頭大ノ暗紫赤色ノ變色部一個ヲ存ス、割ヲ加フルニ薄層暗赤色ノ出血ヲ存ス、

其他外縁ニ於テ小豆大乃至大豆大暗赤色皮層變色部二個アリ、割ヲ加フルニ薄層ノ暗赤色出血ヲ存ス。

對耳輪ノ内側ニ線狀ノ表皮剝脫二個ヲ存ス、外聽道内ニ異物ナシ、左ノ耳輪外縁ハ粗糙ニシテ淡褐色ヲ呈スルモ缺損出血等ノ異常ナシ、外聽道内ニハ血液ヲ滯溜ス。

四、頸部 前頸部ノ下端ニ水平ニ走ル所ノ約一・〇糎幅ノ周圍ヨリ稍々陷凹シ其右端ニ於テハ漸次蒼白トナリ幅廣クナリテ消失シ其左端ハ幅狹クナリ一般ニ變色著シカラザル索溝樣觀ヲ呈スル部分一條ヲ存ス、項部ハ蒼白損傷異常ナシ。

五、胸腹部 乳房ニハ白色ノ著明ナル妊娠瘰癧ヲ存シ其内側ノモノハ雀卵大外側ノモノハ鳩卵大ナリ(腫物ノ瘰癧?)、下腹部ニハ下腿ノ上部ニ互リ白色ノ線狀妊娠瘰癧多數ヲ存ス、其他ニ損傷異常ナシ。

六、背面ハ蒼白損傷異常ナシ。

七、右下肢。

腕關節部外側ニ於テ橈骨頭ヨリ走り尺骨頭ニ終ル線狀淡褐色皮膚變色部ヲ存シ其所々ニ於テ帽針頭大乃至粟粒大表皮剝脫三個ヲ存ス。

其レト一指横徑上方ニ輪廓不明ナル淡褐色ノ表皮變色部一條ヲ存ス、約示指頭大ノ淡褐色表皮缺損部一個ヲ存ス。

此二條ノ表皮變色ノ附近ニハ蚤刺大ノ表皮缺損十數個ヲ存在ス、割ヲ加フルニ何レモ薄層ノ出血ヲ存ス。腕關節ノ内側ノ表皮ハ橈骨ノ上ニ於テ小豆大ノ表皮剝脫ヲ存スル外損傷異常ナシ、手掌面ノ皮膚ハ稍々肥厚シテ白堊狀ヲ呈ス。

示指中指及無名指ノ中關節外面ニ於テ示指頭大乃至拇指頭大ノ皮膚缺損ヲ存シ其邊緣ハ不平ニシテ汚穢暗褐色ノ真皮ヲ露出ス。

第四指及小指ノ指端ニ於テ大豆大ノ表皮粗糙面ヲ存シ其中央部ハ表皮缺損ス、其他ニ損傷異常ナシ。

八、左上肢。

腕關節部ノ背側ニ於テ一條ノ淡褐色線狀皮膚變色部ヲ存ス、其周圍ニ蚤刺大ノ表皮缺損ヲ散在ス、左手掌面及背面共ニ白堊狀ヲ呈シ肥厚シ皺裂著シ。

拇指ヲ除ク外ノ四指ノ第二指關節ノ背面ハ大豆大乃至蠶豆大ノ表皮缺損ヲ存シ其性狀ハ右手背ト同一ナリ。

第四指ノ指端ニ於テ大豆大ノ表皮缺損ヲ存ス、其他ニ損傷異常ナシ。

九、右下肢。

下腿前面ニ數個ノ麻實大ノ表皮缺損ヲ存スル外損傷異常ナシ、足背ノ表皮ハ皺裂ニ富ム。

左下肢 損傷異常ナシ。

十、外陰部 陰阜ニ黑色ノ陰毛ヲ叢生ス。

(か)小陰唇ハ著シク肥厚シ大陰唇ノ間ニ露出シ其邊緣ノ粘膜剝脫シテ少許ノ出血ヲ伴フ。其他ノ部分ニハ損傷異常ナシ、腔内ニハ帶黄白色ノ粘稠物少許ヲ存ス。

十一、肛門ハ哆開シ周圍ハ汚穢黄色ノ糞便ヲ漏出ス。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

十二、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際暗赤色流動性血液少許ヲ漏ラス、軟部組織ハ一般ニ暗赤色ナリ、出血等ノ異常ナシ、頭蓋骨ヲ鋸斷開檢スルニ其際暗赤色流動性血液極少許ヲ漏ラス、骨ノ厚サ最厚部五・〇耗最薄部二・〇耗板障ノ色淡紫赤色量稍々多シ、硬腦膜ハ骨ニ固著ス、血管稍々怒張充盈ス、内面ハ淡赤色腫樣滑澤出血等ノ異常ナシ、軟腦膜ハ透明血管網ノ充盈ハ稍々著シ、出血等ノ異常ナシ、側室内ニハ暗赤色液少許ヲ存ス、脈絡叢ノ血量多カラズ、室壁ノ血管ハ充盈ス、腦實質ノ血點著シカラズ、視神經牀線狀體

「レンズ」核四疊體シルウキー氏導水管菱形窩大脚小脚小脚ワロル氏橋及延髓等ニ出血等ノ異常ナシ、
底面ノ硬腦膜血管ノ充盈著シキモ出血等ノ異常ナシ。

乙 胸腹腔開檢

十三、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縦斷開檢スルニ皮下脂肪組織ノ發育著シク佳良ニシテ腹壁中央部ニ於テ約
二〇〇種ヲ算ス、筋肉ハ淡赤褐色滲潤發育佳良ナリ。

腹腔内ハ汚穢暗赤色液約二〇〇〇㏄ヲ存ス、腔内臟器ノ位置ニ異常ナク横隔膜ノ高サ右ハ第四肋骨左ハ第五
肋骨ニ位ス。

其一 胸腔臟器

十四、胸腔ヲ開檢スルニ左右胸腔ニ癒著ナク異常ナシ、縦隔洞ニハ多量ノ脂肪ヲ存ス。

十五、心嚢内ニハ暗赤色滲潤セル液約八〇〇㏄ヲ存ス、内面蒼白臃腫滑澤溢血點ナシ。

十六、心臟 大サ本屍手掌ノ一倍半大ナリ、溢血點ノ存在不明ナリ、外心膜下ノ脂肪沈著ハ中等量心尖ハ左
心室ヨリ形成セラル、質柔軟ナリ、右心房内ニハ暗赤色流動性泡沫ヲ存スル血液約一〇〇〇㏄ヲ含ミ同心
室内ニハ同様液少許ヲ存ス、左心房内ニハ同様血液少許同心室内空虚ナリ、心臟別出ノ際周圍ノ大血管ヨ
リ約三〇〇〇㏄ヲ漏出ス、大動脈瓣竝ニ肺動脈ハ灌水ニヨリ能ク閉鎖ス、房室間孔左ハ三指右ハ四指ヲ通
ズ、心筋ノ厚サ左ハ一〇〇㏄右ハ一〇〇㏄四種心内膜ハ一般ニ淡紅色色素ニヨリ滲潤セラル、内面ハ臃腫滑澤

各瓣膜裝置ニ異常ナシ、右ノ心室内膜ハ色素ノ滲潤著明ナリ、大動脈内面平滑色素ノ滲潤著シ(心臟
ノ一小部分ヲ「フォルモール」ニテ固定シ凍結薄切染色シテ顯微鏡下ニ檢スルニ色素顆粒モナク異常ノ病變
モナシ)(檢査材料トシテ心臟ノ二分ノ一ヲ清淨ナル嚢内ニ採ル)。

十七、右肺 表面ノ色帶青淡紫色容積稍々膨大シ哮喘ノ感稍々著シ、肋膜下ハ溢血點ナシ、断面ノ色暗赤色
之ヲ壓スルニ殆ンド異液ヲ漏サズ、血量中等氣管枝内暗紫赤色異物ノ介在ナシ(肺臟ノ一小部分ヨリ前記
同様顯微鏡的標本ヲ製作シテ檢スルニ肋膜著シク肥厚シ血管壁ニ沿ウテ間質ノ増殖ヲ存シ肺胞所々ニ於テ
結締織充填シ肺炎後ノ肉様變化ニ相當スル像ヲ呈ス、此部分ヲ彈力纖維染色標本ヲ製作シテ見ルニ明ニ肺
胞壁彈力纖維ヲ殘存セリ、而シテ一般ニ色素ヲ含有スル單核大細胞ノ現出多シ、脂肪染色標本ハ殆ンド陰
性ナリ、即チ脂肪球ノ存在ナシ)。

十八、左肺 表面ノ色性狀断面ノ色性狀竝ニ氣管枝ノ性狀等凡テ右ニ等シ(鏡檢所見亦同シ)。

十九、頸部 氣管皮下筋肉間ニ出血ナシ、舌ハ白色舌苔ヲ以テ蔽ハル、舌根ノ濾胞ハ著シク發育ス、咽喉食
道ノ粘膜ハ淡紫色異物ノ介在ナシ、内面ハ白色細小泡沫液ヲ以テ掩ハル、異物ノ介在ナシ、舌骨竝ニ喉頭
ノ諸軟骨ニ骨折ノ異常ナシ。

其二 腹腔臟器

二十、脾臟 大サ一〇〇・〇—一六〇・〇—二〇〇㏄、表面ノ色帶紫蒼白色弛緩ス、硬度ハ軟溢血點ナシ、断面ノ色殆

シンド表面ニ等シク血量ニ乏シ(顯微鏡的標本ヲ作り檢スルニ一般ニ髓腔狹ク脾細胞ノ增殖著シ、色素顆粒含有ノ大細胞ノ現出多シ、脂肪球ノ存在及脂肪變性ナシ)(化學檢査材料トシテ清淨ナル罐内ニ取ル)。

二十一、左腎 大サ九・〇—五・〇—三・〇、表面ノ色帶淡赤蒼白莢膜ハ剝離シ易シ、硬度ハ彈力性硬固斷面ノ色暗紫赤色皮質髓質ノ別ハ明カニシテ實質ハ稍潤濁シ血量多シ(檢査材料トシテ清淨ナル罐内ニ採ル、顯微鏡的檢査ニハ死後變化著シキモ病變アルモノト認メ難シ)。

二十二、右腎 大サ一〇・五—六・〇—二・七、表面ノ色性狀斷面ノ色性狀左ニ等シキモ血量ハ左ニ比シテ多シ。

二十三、膀胱内ニハ黃色ノ尿少許ヲ存ス、粘膜ハ暗赤色粗糙ナリ。

二十四、胃内ニハ帶褐灰白色ノ未消化米飯粒及牛蒡樣植物性殘片ヲ含有セル流動性内容約三〇〇・〇ヲ存ス、粘膜ハ汚穢蒼白稍淡黃色ヲ帶ブ、腐敗氣胞ヲ發生シ小葉ニ沿ヒ濾胞顯著ナリ、其他ニ出血等ノ異常ナシ(檢査材料トシテ胃及胃内容ヲ各清淨ナル罐内ニ採ル)。

二十五、小腸内上部ニハ淡褐色流動性ノ内容多量ヲ存ス、粘膜淡紅色所々死後血液沈澱著シク暗赤色ヲ呈スルモ粘膜ニ異常ナシ、中部ハ殆んど空虚下部ニ於テハ帶褐黃色ノ内容中等量ヲ存シ粘膜ハ殆んど蒼白ニシテ所々血管樹枝狀ニ充盈シ淡紅色ヲ呈ス、粘膜缺損出血等ノ異常ナシ。

二十六、大腸 盲腸内ニハ汚穢淡黃色ノ粘稠ナル軟便稍多量ヲ含有ス、粘膜ハ蒼白殆んど異常ナシ、結腸

内ニハ淡黃色固形便稍多量ヲ存ス、下行結腸内殆んど空虚異常ナシ。

二十七、肝臟 大サ二三・〇—二二・〇—七・〇、表面ノ色紫褐色彈力性硬固斷面ノ色表面ニ等シク小葉ノ分界ハ明カナリ、血量稍多シ、膽囊内ニハ膽汁ヲ以テ充サル異常ナシ(鏡檢スルニ各小葉中心靜脈ノ周圍ハ鬱血シ肝小材狹小トナリ脂肪染色標本ニ於テハ中心性ニ脂肪ノ浸潤セルヲ認ム)。

二十八、脾臟 大サ一九・〇—四・〇—一・〇、梗血色素ノ浸潤ニヨリ暗赤色ヲ呈スルモ出血等ノ異常ナシ。

二十九、内陰部 子宮高サ一〇・〇、梗幅頸部六・〇、底部三・〇、梗厚底部三・〇、頸部一・五、種子宮口ハ橢圓形周圍ハ不平ニシテ汚穢暗赤色血液ヲ以テ汚染セラル、内面ハ一般ニ暗赤色稍腫脹シ透明ナル粘稠度ト軟凝血塊少許ヲ存ス、卵巢右ハ小鶏卵大ヲ呈シ鳩卵大ノ囊腫ヲ存シ割ヲ加フルニ暗赤色ノ液ヲ漏ス、左ハ殆ど正常ナリ。

三十、胸腹部大動脈ノ内面ハ血色素ニヨリ滲潤セラレテ暗赤色ヲ呈ス、幅ハ狹隘ニシテ脂肪斑ヲ存ス。右ニテ解剖檢査終了時ニ午後四時五分ナリ。

説明

一、本屍外景ニ於テ頸部ニ索溝樣陷凹ヲ存シ(解剖檢査記錄第四項)窒息ノ疑アルモ頸部皮下筋肉間ニ出血ナク舌骨及喉頭ノ諸軟骨ニ損傷ナシ(同記錄第十四項)、而シテ一般窒息死ノ内景徵候トシテハ血液ノ暗赤色流動性内臟ノ靜脈性鬱血及皮下粘膜炎下肋膜下心外膜下等ノ溢血點ヲ舉グルヲ通則トスルモ本屍ニハ血液コ

ツ暗赤色流動性ナルモ(同記録第十六項)溢血點殆ンド缺如シ内臓ノ血量ハ稍々多キモノアレド最重要ナル肺臓ニ於テ血量中等水分モ少キガ故ニ(同記録第十七項第十八項)之ヲ窒息ト認ムルニハ根據稍々薄弱ナルノ觀アリ、窒息既ニ怪シキ上ニ尙本屍氣管枝内ニ液體ナク(同記録第十七項第十八項第十九項)胸腔内ニ異液ノ滲出ナキ(同記録第十四項)ヲ以テ液體ノ吸入ニヨル窒息即溺死ニアラザルコトハ之ヲ斷言スルニ躊躇セズ、其外本屍肉眼的所見ニ何等死因ト認ムベキ變化ナク唯胃壁極メテ蒼白ナルコト顯著ナルヲ以テ(同記録第二十四項)何カノ中毒ニ非ズヤト疑ハレタリ、然レドモ臭氣ナク特異ナル變化ナキヲ以テ如何ナル毒物トモ見當付カズ、而シテ胃内容及臟器ハ藥學教室和智英雄ノ検査ノ結果檢出シ得ル限りノ毒物ノ何物ヲモ檢出シ得ザリシト云フヲ以テ中毒死ナリトスベキ根據モ薄弱ナリ、然シ乍ラ檢出不能ナル幾多ノ毒素アルヲ以テ本屍ヲ全然中毒死ニ非ズトモ斷言スル能ハズ、次ニ鏡檢ヲ施スニ腐敗可ナリ高度ニシテ顯著ナル病的變化ヲ認ムル能ハズ、唯肺臓ハ肺胞所々ニ於テ肉様變化ノ觀ヲ呈シ呼吸面積ノ甚シク狭小シ居リシコトヲ推想セシメ(同記録第十七項第十八項)肝臓ニ於テハ中心性脂肪浸潤ヲ存シ(同記録第二十七項)本屍生前酸化機轉ノ不充分ナリシコトヲ推測セシムルモ之ヲ以テ直接死因ト認ムル能ハズ、最後ニ比較的輕微ナル外力ノ結果トシテ又ハ投水ニ際シ岸ト衝突若クハ水ノ低温ノ刺戟ニヨリテ忽チ全身神經機能ノ反射的制止又ハ失神ノ状態ニ陥リテ死ニ至ルコトアリ、本屍ニ於テ窒息ニアラズ中毒ニアラズ又病死ニ非ズトセバ此種類ノ死ト認メザルヲ得ザルモ前記窒息及中毒ヲ全然否定シ得ザル限り本屍ノ死因ハ斷定シ難シ。

二、本屍鼻尖ニ於ケル格子狀線狀表皮剝脫數個(ト)上口唇下口唇左右ノ口角右頰部及右對耳輪内側ニ於テ線狀又ハ小豆大乃至小指頭大ノ癢痕(ハへとりぬた)ハ棘狀物上ヲ擦過セルガ如キモ其詳細ハ不明ナリ、其發生ハ陳舊ナリ。

上顎第一第二門齒ニ相當シテ口腔粘膜暗紫色ヲ呈シ小指頭大乃至拇指大粘膜下出血及缺損(るな)アルハ生前口部ニ鈍力ノ作用シタル痕跡ナリ、左右眼瞼ニ於ケル小鷄卵大乃至鷄卵大表皮剝脫夫レ夫レ一個(いろ)右眉毛ノ内端(は)右耳朶ノ邊緣ニ於ケル表皮缺損(わ)等ハ生活反應不明ニテ其發生ノ生前死後ノ別不明ナリ、耳朶ノ後外緣ニ皮下出血アルハ鈍體ノ作用ニ由リシモノニテ生活反應存スルヲ以テ生前ノ傷ト認ム。頸部ニ於テ水平ニ索溝様ニ陷没セル部分アルモ生前(解剖検査記録第四十九項)右上肢腕關節ノ外側ニ線狀皮膚變色及表皮剝脫(同記録第七項れそつ)内側ニ於テ小豆大表皮剝脫一個(れ)及左上肢ノ腕關節外側ニ線狀皮膚變色部蚤刺大表皮缺損(第八項む)ハ共ニ手首ヲ縛サレタル痕跡ナルガ如シ、恐ラク生前ノモノナルベシ、右示指中指及無名指中間節外面ハ皮膚缺損(な)第四指小指ノ指端ニ小豆大表皮粗糙面竝ニ左拇指ヲ除ク四指ノ第二關節背ノ背面ニ表皮缺損(う)第四指ノ指端ニ表皮缺損(わ)右下肢大腿ノ前面ニ表皮缺損數個(の)アルハ何カ鈍體ノ作用セシモノニテ恐ラク生前ノモノナラン、小陰脣ニ粘膜剝脫シテ少許ノ出血アル(お)ハ鈍體ノ作用セシ結果ニシテ生前ノモノナリ、是等ハ何レモ輕微ナル表皮ノ傷害ニシテ死因トハ直接ノ關係アルモノニアラズ。

鑑定

以上説明ノ理由ニヨリ鑑定スルコト左ノ如シ。
一、本屍ノ死因ヲ不明トス。

此鑑定日數ハ大正七年九月十日ヨリ十月三十日ニ至ル五十日間トス。
大正七年十一月五日

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 淺田 一

東京地方裁判所警務囑託

鑑定人 古畑種基

九 女子—心臟麻痺

去る五月三十一日埼玉縣大里郡櫻澤村齒科醫師○野○寶氏が、同郡花園村大字永田木○喜○(四十
四歳)の依頼により右側下顎小白齒一本を抜去したるに右患者は手術終るや顔面蒼白となりたれ
ば、○野氏は大に驚き直に附近の醫師に往診を乞ひ種々應急手當を施したるも終に死亡せり。爲に

○野氏が過失傷害致死の嫌疑にて六月三日熊谷區裁判所に於て公判に附せられ、翌日筒井判事堀井
検事の係りにて公判開廷せらる。小島辯護士は本件につき鑑定を申請したるに、結局筒井判事より東
京醫科大學講師淺田一氏と並に古畑種基氏に依頼して死體解剖を施せり、而して兩氏の鑑定の結
果は患者の死因は心臟麻痺にして、心臟麻痺の重なる原因は其胸腺淋巴體質と肺臓の慢性變化と心
臟大動脈の障碍あること等にして、其誘因は患者が一里半の行程を徒歩したることと其蒙りたる抜
齒手術にあり解剖上腦貧血の形跡あるがこは寧ろ主として心臟麻痺の結果にしてその原因にはあ
らず云々。又筒井判事の口頭訊問に對して淺田氏亦口頭を以て答ふる所あり。曰く患齒は齒槽膿漏
症にして抜齒の適應症なり、患齒附近に骨折龜裂の痕跡ありたるは抜齒術に細心の注意を施せざり
し誹あるも、齒槽の構造は之を起し得べき狀況にありしものなり、局所麻酔を施したらんには或は
抜齒前に死亡したりしやも計り難し、現行齒科醫師免許規定によれば齒科醫が全身的診査を爲さざ
りしこは業務上の不注意に非ずと答へたり。

之を要するに淺田氏等の鑑定は被告○野氏に對して頗る有利なるものなりしなり。而して十月十
九日根本検事、筒井判事立會の上公判開廷小島辯護士の熱心に且つ明快なる辯論ありたりしが、越

えて二十九日に至り遂に被告を罰金五十圓に處する旨の判決を見るに至れり。依つて○野氏は直に控訴手續をなせしが、一方に埼玉縣齒科醫師會は事件發生以來臨時總會を開き、業權擁護の目的を以て○野氏の爲に百方盡力する所ありたり。 (齒界時報十一號抄録轉載)

死體解剖検査記録

- 縣大○郡梅○村六十七番地
- 齒科醫師 ○野○寶方
- 玉縣大○郡花村大字永○一番地
- 寄留 ○七妻 木 ○喜 ○

四十四歳

大正七年六月六日熊谷區裁判所判事筒井雪郎ハ齒科醫師○野○寶ニ對スル業務上過失致死事件ニ付キ被害者木○喜○ノ死體ヲ解剖シテ左記事項ヲ鑑定スベキ旨余等ニ命セラレタリ。

鑑定事項

- 一、本死體ノ下顎右第一小白齒ヲ拔去シタル痕跡アリヤ否ヤ。
- 一、拔去シアリトセバ押收ニ係ル齒牙が同死體ノ下顎右側第一小白齒ニ相當スルヤ。

- 一、其死體ヲ解剖シテ腦貧血ヲ起シタル形跡アリヤ。
- 一、右死體ニ腦貧血ヲ起シタル形跡アリトセバ右拔齒ト原因結果ノ關係アリヤ。
- 一、尙心臟麻痺シタル形跡アリヤ。
- 一、右死體ノ死亡原因ハ心臟麻痺ニ因ルモノナリヤ。
- 一、心臟麻痺ニ因ルモノトセバ心臟麻痺ヲ誘起シタル原因如何。
- 一、腦貧血ニ因リ心臟麻痺ヲ誘起スルコトアリヤ、若シアリトセバ右死體ハ其結果ナリヤ。以上尙右鑑定事項以外ニ筒井判事ハ余等ニ諮ルニ、

- (イ)木○喜○ノ下顎右第一小白齒ハ拔去スベキモノナリヤ否ヤ。
- (ロ)被告人○野○寶ガ木○喜○ニ施シタル拔齒術ニ過失ナカリシヤ否ヤ。
- (ハ)被告人○野○寶ガ拔齒前局所麻酔ヲ施セシナラバ喜○ノ死ヲ豫防シ得タリシヤ否ヤ。
- (ニ)齒科醫トシテ如何ナル範圍ニテ既往症並ニ現症ノ有無ヲ調査シタル上施術スルヲ至當トスルヤ否ヤノ四件ヲ以テセラレタリ。依テ同日午後二時埼玉縣大里郡藤澤村大字折ノ口向井彌太郎外二十一名共同墓地地域内ニ於テ筒井判事熊谷區裁判所檢事堀井治一同區裁判所書記龍前茂三郎立會ノ上淺田一執刀古畑種基補助之ヲ解剖スルニ其所見左ノ如シ。

(天)解剖検査記録

第一 外表検査

一、一女性屍、身長一四二・〇釐、全身ハ高度ノ腐敗瓦斯ニヨリ著シク緊満シ巨人様觀ヲ呈ス。皮色腹部ハ蒼白ナルモ其他ハ一般ニ汚穢淡藍色ヲ呈シ、表皮ハ所々ニ於テ剝離シ眞皮ヲ露出ス。死後ノ強直ハ凡テノ關節ニ於テ存在セズ。

二、頭部、長サ七四・〇釐ノ黒髪ヲ結髮ス。處置ノ際表皮ハ剝離シ、淡藍色ノ眞皮ヲ露出ス。

三、顔面一面ニ暗藍色ヲ呈ス。兩眼ハ閉ジ。眼瞼竝ニ眼球結膜ハ蒼白、腐敗氣泡ヲ發生シ溢血點ナシ。角膜ハ著シク柔軟ナリ。鼻翼ヲ壓スルニ汚穢暗赤色ノ液汁ヲ漏ラス。口ハ漏斗狀ニ開キ、口唇粘膜汚穢淡紅色、口腔粘膜淡紅色、舌尖ハ齒列ノ間ニ突出ス。齒牙ハ上顎ニ於テハ右ハ第一門齒第一小白齒第一大白齒第二大白齒ヲ殘存シ、左ハ第一門齒第一大白齒ヲ存スルノ外凡テ缺如ス。左第一大白齒右第一小白齒ノミハ稍堅ク、其他ノ齒牙ハ弛緩シテ動搖ス。下顎ニ於テ右ハ犬齒第二小白齒左ハ犬齒第一小白齒ヲ存スルノ外凡テ缺如ス。是等ノ齒牙モ凡テ動搖ス。以上殘留齒牙ニ相當スル齒齦及齒槽ハ著シク退縮シ、爲メニ齒根ノ一部ヲ齒齦外ニ露出ス。齒冠部ハ凡テ暗灰色粗糙ナレドモ齶蝕ヲ認メズ。齒牙缺如セル部ノ齒槽及齒齦ハ一層著シク退縮シ、其齒槽面ハ殘留齒牙齒齦部ヨリモ低ク、其表面ハ肥厚セル齒齦粘膜ニテ完全ニ覆ハルルヲ以テ、拔齒又ハ脫齒後久シキヲ經タルモノナルヲ認定セシム。之ニ反シテ右下顎第一小白齒ニ相當セル齒齦齒槽面ハ噴火口狀ニ陷凹シ、其部ニ於テ齒牙缺損シ該陷凹部邊緣ハ可ナリ正銳ニシテ同部粘膜ニ特

ニ炎症腫脹ナシ、同陷凹部内ニハ異物ヲ認メザルモ内面稍々粗糙汚穢暗赤色ヲ呈ス。未ダ肉芽組織ノ發生ナク粘膜ノ新生ヲ認メズ。是等ノ齒齦ニ割ヲ加ヘテ下顎骨齒槽突起部ヲ精檢スルニ、舌面(舌ニ對スル面)ノ齒槽突起ハ缺如セルモ、之ヲ指尖ニテ觸ルルニ平滑ニシテ久シキ以前ヨリ既ニ消耗退縮セルコトヲ推定セシム。其唇面(口唇ニ對スル面)ノ齒槽突起ニハ骨折ヲ存シ小豆粒大不規則多面體骨片一側ヲ本齒槽ト犬齒齒槽トノ隔壁前面ニ近キ齒齦粘膜軟部組織中ニ遊離ス。其骨折面ヲ指尖ニテ觸ルルニ著シク粗糙凹凸不平ナリ。骨折部ノ骨折端及粘膜下ニ於ケル出血ハ著シカラズ。尙ホ上記下顎右第一小白齒拔去痕跡検査中ニ隣接セル右犬齒脱落ス。因テ其部ノ齒槽ヲモ檢スルニ更ニ此齒槽ト之ニ隣接スル右第二門齒齒槽トノ間ノ隔壁ノ頂上ニ於テ斜ニ前後ニ走レル一條ノ骨龜裂ヲ存ス。其他ニハ下顎骨全體トシテ竝ニ其齒槽突起ニ於テ骨折其他ノ損傷異常ヲ認メズ。押收ニ係ル下顎右第一小白齒ハ齒冠暗灰色ヲ呈シテ齶蝕ナク畸形ヲ呈セズ。其性恰モ殘留齒牙ニ酷似シ、之ヲ前記右下顎第一小白齒齒槽部ニ嵌入スルニ齒槽突起骨折ノ爲メ緊密ニ非ザルモ大體ニ於テ能ク適合シ、齒根部ノ一部齒齦上ニ露出セル點モ他ノ齒牙ト同様ニシテ、隣接齒牙トノ間ニヨク調和ヲ保チ、上下顎齒列ヲ合セシムルニ毫末ノ齟齬ナシ。口腔内ニハ異物ナシ。左右ノ耳翼及外聽道内ニ異狀ナク異物ナシ。

四、頸部、前頸部竝ニ項部ニ損傷異常ナシ。

五、胸腹部ハ極度ニ緊満ス、損傷異常ナシ。

- 六、背面ハ著シク暗藍色ヲ呈ス、損傷異常ナシ(死後血液沈滯)。
- 七、左右ノ上肢 表皮ハ大部分剝脱シ存ス、損傷異常ナシ。
- 八、左右ノ下肢損傷異常ナシ。
- 九、外陰部 陰阜ニハ黑色ノ陰毛ヲ叢生ス。陰門ハ腐敗ノタメ翻轉シテ腔粘膜ヲ露出ス、損傷異常ナシ。
- 十、肛門ハ脱肛シテ直腸粘膜ヲ露出ス。

第二内景検査

甲 頭腔開檢

十一、頭皮ヲ式ノ如ク横斷開檢スルニ其際血液ヲ漏ラサズ。軟部組織ハ一般ニ淡赤色出血其他ノ異常ナシ。頭蓋骨ヲ鋸斷開檢スルニ其際血液ヲ漏ラサズ。骨ノ厚サ最厚部一〇〇〇〇〇、最薄部〇・三、骨折其他ノ損傷異常ナシ。腦實質ハ帶青蒼白色ノ硬腦膜ニ包マレ緊滿突出シ、之ヲ開檢スルニ硬腦膜内面蒼白臃腫滑澤、腦實質ハ青鉛色粥狀ヲ呈シ細檢スルニ由ナキモ、出血等ノ異常ヲ認メズ。小腦ノ部ニ於テハ血色ヲ認ムルモ、其他ノ部ニ於テハ蒼白血液ノ充盈ヲ認メズ。基礎動脈柔軟ニシテ血栓ヲ存セズ。横竇及縱竇内ニハ暗赤色流動血少許ヲ存シ、頭蓋底ノ骨質ニ損傷異常ナシ。

乙 胸腹腔開檢

十二、胸腹部ノ正中ヲ式ノ如ク縱斷開檢スルニ、皮下脂肪組織ノ發育中等其厚サ腹壁ニ於テ一〇〇〇〇〇ヲ算ス。

筋肉ハ淡赤褐色發育佳良ナリ。腹腔内ニハ汚穢暗赤色液少許ヲ存ス。腹腔内臓器ノ位置ニ異常ナク。膈横膜ノ高サ右ハ第四肋間左ハ第四肋骨ニ位ス。

其一 胸腔臓器

- 十三、胸腔ヲ開檢スルニ右肺ノ全面ニ互リ肺又胸肋膜ハ纖維性ニ癒著シ、胸腔内ニ異液ナシ。左ハ下葉ノ全面ニ於テ纖維性ノ癒著ヲ存シ、胸腔内ニ異液ナシ。
- 十四、胸腺ハ尙ホ残留ス。大サ六・五—一〇・〇—五、左右ノ二葉ヨリ成リ一部分ハ脂肪組織ニ變化セルモ、尙大部分ハ淡褐色腺實質ヲ残留ス。
- 十五、心嚢内ニハ橙赤色液少許ヲ存ス。内面淡赤色大小不同ノ腐敗氣泡ヲ以テ蔽ハル。
- 十六、心臟 大サ本屍手拳ノ一倍半大、外心膜脂肪沈著ハ中等、心筋ハ著シク柔軟ニシテ觸知ニ際シ嘩嘩ノ感ヲ呈ス。脂肪組織内ニ大小不同ノ腐敗氣泡ヲ發生ス。冠狀脈管ハ蛇行セズ、之ニ觸ルルニ柔軟ナリ、全形巾著様ニシテ左右兩心室ニヨリテ形成セララルガ如シ。心臟内空虚凝血ナシ。大動脈竝ニ肺動脈瓣ハ灌水ニヨリ能ク閉鎖ス。房室間孔右ハ三指、左ハ二指ヲ通ズ。心筋汚穢褐色粥狀ニ軟化崩壞流出スルモ、其ノ厚サ左ハ約一〇〇〇〇〇、右ハ三〇〇〇〇〇ヲ耗ナリ。内膜ニ近キ部分ハ稍、色素ヲ以テ滲潤セララル。内膜ハ一般ニ透明僧帽瓣三尖瓣腱索乳嘴筋肉柱ニ著變ナシ。半月瓣ハ肺動脈ニ於テハアラント氏結節ノ外ニ邊縁ニ於テ尙ホ粟粒大ノ疣贅一個ヲ存ス。大動脈起始部ノ内面著シク粗糙ニシテ所々潰瘍ヲ形成シ、石灰沈著ニヨリテ

高度ニ硬變ス、冠狀脈管口ハ陷凹スルモ硬變ヲ存セズ。肺動脈起始部ノ内面ニ異常ナシ。卵圓窩ニ異狀ナシ。大動脈起始部ノ一部ヲ脱灰シ氷結切片トナシ、染色標本ヲ製出シテ顯微鏡下ニ檢スルニ腐敗ノタメ染色惡シキモ、尙内膜ハ凹凸不平脂肪ノ沈著饒多ニシテ、中層ノ彈力纖維ノ經過モ亦著シク不規則ナルヲ認メ得タリ〔微毒性中層炎及ビ硬變〕。

十七、左肺 表面ノ色汚穢帶紫藍色下葉ノ表面ハ纖維性絮片ヲ以テ蔽ハル。肋膜下ニ出血等ノ異狀ナシ。硬度ハ泥樣軟指壓痕ヲ殘留ス。断面ノ色暗藍色之ヲ壓スルニ汚穢暗赤色液少許ヲ漏ラス。氣管枝ノ内面ハ暗赤色、粘膜ハ透明異物ノ介在ナク、異液ノ滯溜ナシ、肺門腺ハ大豆大ニ腫脹ス(肺臟ノ一部ヲ「フォルモール」ニテ固定シ氷結切片トナシ、染色標本ヲ作りテ顯微鏡下ニ檢スルニ、一部ハ氣腫狀一部ハ水腫狀ニシテ一部ハ結締織増殖シテ全ク無氣様トナレリ。肺胞内又ハ淋巴腔内ニハ心臟疾患細胞無數ニ存在シ炭末ノ沈著モ亦多シ)。

十八、右肺 表面ノ色性狀、氣管枝ノ性狀等右ニ等シ(顯微鏡の所見亦同シ)。

十九、頸部器官、舌ハ汚穢淡黃色損傷異常ナシ。咽頭食道粘膜淡紅色、腐敗氣泡ヲ以テ充サル。喉頭氣管ノ粘膜淡紅、聲門粘膜腐敗氣泡ヲ以テ蔽ハル。舌骨竝ニ喉頭ノ諸軟骨ニ骨折脫臼等ノ異常ナシ。

其二 腹腔臟器

二十、脾臟 大サ一・〇—一・九・〇—二・五種、表面ノ色汚穢紫褐色硬度ハ泥樣ニシテ柔軟、莢膜下ニ腐敗氣泡

ヲ有ス。断面ノ色表面ニ等シ。實質ハ泥樣ニ崩壞流出シ其ノ性狀不明ナリ。血量モ死後血液沈澱ニヨリテ不明ナリ、脾門部血管ニ異常ナシ。

二十一、左腎 大サ一・三・〇—一・八・〇—三・〇種、莢膜ハ剝離シ易シ。硬度ハ泥樣軟表面ノ色汚穢紫褐色断面ノ色表面ニ等シク、皮質髓質ノ別ハ明カナリ。實質ハ透明異常ナシ。血量ハ死後ノ血液沈澱ニヨリ不明ナリ。

二十二、右腎 大サ一・三・五—一・八・五—二・五種、表面ノ色性狀断面ノ色性狀左ニ等シ。

二十三、膀胱内空虚、内膜ハ淡紅色腐敗氣泡ヲ以テ充サル。

二十四、胃内ニハ汚穢淡褐色潤濁セル液中等量ヲ有ス。未消化ノ固形殘片ナシ。粘膜淡紅色腐敗氣泡ヲ以テ蔽ハレ腺ハ腫脹ス。粘膜ハ一般ニ肥厚シ南瓜狀態ヲ呈ス潰瘍出血等ノ異狀ナシ。

二十五、小腸内ニハ少許ノ淡黃色内容ヲ存ス。粘膜ハ殆ンド蒼白、小腸下部ニ於テハ淡黃色無形便中等量ヲ存ス。粘膜ハ淡紅色出血潰瘍等ノ異常ナシ。

二十六、大腸 上行結腸内ニハ綠色ノ軟便ヲ有シ、中ニ黃色ノ顆粒狀物質ヲ有スルモ粘膜ニ異常ナシ。大腸下部ニ於テ同様色ノ物質ヲ存シ、粘膜ハ淡紅色、異常ナシ。腸間膜腺ハ蠶豆大ニ腫大ス。

二十七、肝臟 大サ二七・〇—二三・〇—一八・〇種、表面汚穢赤褐色、硬度ハ著シク柔軟断面ノ色表面ニ等シク實質ハ崩壞流出ス。小葉ノ分界ハ不明ナリ。膽囊内殆ンド空虚、粘膜ハ黃褐色ニ染色セラル、内ニ結石ナク異常ナシ。

二十八、臍臟、異常ナシ。

二十九、内陰部、子宮大サ(高サ)一一〇糎、幅底部ニ於テ七〇糎、頸部ニ於テ五〇糎、高サ底部ニ於テ二〇糎、頸部ニ於テ一〇糎ヲ算ス。子宮孔ハ横裂、子宮腔内淡赤褐色稍、粗糙同様色ノ粘稠液ヲ以テ蔽ハル。子宮壁ハ多數ノ血管ヲ存ス。其他附屬器官ニ異常ナシ。

三十、大動脈、胸部大動脈弓部ノ内面ハ著シク粗糙ニシテ硬固、一面ニ石灰沈著シ、蠶豆大暗黑色ノ潰瘍一個及小豆大ノモノ一個ヲ存ス。同下行脚部ニ於テハ比較的平滑ナルモ尙少許ノ花壇狀隆起(「アテローム」變性竈)ヲ存ス。サレド新ニ決潰セル痕跡ヲ認メズ、腹部大動脈内面ハ急ニ其幅員狭小トナリ、脂肪性ノ潰瘍ヲ散在シ之ニ觸ルルニ平滑ナリ。

右ニテ解剖検査終了時ニ午後三時四十分ナリ。

(地)押收齒牙ノ検査

押收ニ係ル齒牙ノ形態ヲ檢スルニ、齒冠ハ不正圓錐形ニシテ五面ヲ有シ、頰面ハ白色滑澤ニシテ犬齒側ノ半側上部ニ上顎犬齒ニヨル消耗面ヲ存ス。爾餘ノ部分ハ前後ニ凸彎ス。舌面ハ狭小ニシテ齒根ニ近キ半部ハ帶褐暗灰色ニ汚染セラル。煙草ニヨル汚染トシテハ黑色調ニ富ミ、管テ鐵漿ヲ付ケタルコトアルニ非ズヤト思ハシム。上半部ハ白色滑澤前後ニ凸彎ス。犬齒側ハ一般ニ暗灰色ニ汚染セラレ、其頰側上端ニ於テ隣接犬齒ニヨル小ナル消耗面ヲ存ス。

第二小白齒ニ接スル面ハ其端中央ニ於テ隣接齒ニヨル消耗面ヲ存シテ白色滑澤ナルモ、其他ノ部分ハ齒ニ帶褐暗灰色ヲ呈ス。但シ是等ニハ凡テ滑澤ニシテ蝕蝕ナシ。咬合面ハ頰側ニ於テ大ナル突起即咬頭ヲ存ス。舌面咬頭ハ枯瘦ス。是レ第一小白齒ニ相當ス。咬頭間一般ニ稍、陷凹シ、殊ニ不正圓形ノ深キ陷沒部二個ヲ存シ、此ノ所ハ暗灰色ニ汚染セラレ、其他ハ稍、凸凹不平ナルモ白色滑澤ナリ。

齒根ハ單根ニシテ頰舌ノ方向ニ長ク、相隣レル齒ニヨリテ挾マレタル面ニ於テ扁平ナリ。是レ下顎小白齒ニ相當ス。齒根犬齒側ハ淡黄色滑澤、上下ノ方向ニ稍、凸彎シ、縦ニ走レル二條ノ溝ヲ存ス。齒根端約五・五耗ノ部分ハ齒根膜乾固シ汚染淡褐色ヲ呈シ粗糙ナリ。第二小白齒ニ對スル面ハ淡黄色滑澤上下ニ稍凹彎シ、中央部ニ於テ稍、突出シ、コノ部分ニ於テ屈折スルガ如キ觀ヲ呈スルモ、齒根全體トシテハ殆ンド眞直ナリ。コノ屈折線ヨリ下方ノ面ハ大體ニ於テ上部ト同様ナルモ、前方ハ稍、粗糙ナリ。顎面ハ淡黄色上下ニ著シク凸彎シ、下半部ハ齒根膜乾固シ甚ダ粗糙ナリ。舌面ハ上下ニ殆ンド平坦、左右ニ稍、凸彎ス。狭小ニシテ一般ニ淡黄色滑澤ナリ。下半部ニモ粗糙面ナシ。唯上端ニ於テ暗灰色齒石ノ沈著アリ。齒根端ニハ小ナル一個ノ齒髓腔孔アリ。以上ハ本齒ノ下顎第一小白齒ナルコトヲ認定セシム。本齒ハ齒冠ニ蝕蝕ナク、齒根ノ大部分ハ滑澤ニテ齒根端ニ於テ粗糙ナル齒根膜ヲ乾燥固著シ、舌面上部ニハ齒石ヲ沈著ス。是等ハ通例齒槽膿漏ニ見ル變化ナリトス。

説明

一、本屍下顎右第一小白齒ニ相當シテ齒槽上面ニ噴火口狀物質缺損アリ。其部ニハ肉芽組織ノ發生又ハ粘膜層ノ新生ナキガ故ニ該部ハ極メテ新ラシキ拔齒又ハ脫齒ノ痕跡ナリトス。其部ノ骨質ヲ精檢スルニ齒槽突起ノ舌側ハ退縮消耗セルモ、唇側ニハ大部分ヲ遺殘シ、尙遊離セル小豆粒大骨折ヲ存ス。加之右犬齒齒槽ト右第二門齒齒槽トノ間ノ中隔ニ於テ、斜ニ唇側ヨリ舌側ニ向ヒテ走レル一ノ骨龜裂アリ。是等ノ骨傷ハ該缺損齒牙ノ自然ニ脱落シタル痕跡ニ非ズシテ、拔齒ノ際副發シタルモノト認メラル(以上凡テ解剖檢査記録第三項參照)。

二、押收ニ係ル齒牙ハ其模型的外形ニヨリ既ニ下顎第一小白齒ナルヲ認定シ得。之ヲ前項所載ノ拔齒痕跡ニ嵌入スルニ齒槽ノ退縮ト骨折ノ存在トハ緊密ナル適合ヲ許サザルモ、隣接又ハ咬合齒牙トノ間ノ齟齬ナク能ク調和ス。更ニ其齒冠ノ性狀ヲ精査スルニ蝕蝕ナキコト、色調ノ汚穢暗灰色ナルコト、齒根ノ約三分ノ一ヲ露出スルコト等全ク他ノ殘留齒牙ニ等シク、其消耗面ハ全ク隣接又ハ咬合齒牙トノ接觸面ニ恰當ス。是ニ由テ之ヲ觀ルトキハ押收ニ係ル齒牙ハ全ク本屍拔齒痕跡ニ適合スルモノナリ。(同記録第三項及押收齒牙檢査記録參照)。

三、本屍ハ腐敗高度ニシテ腦實質既ニ粥狀ニ崩壞セルモ、血色素又ハ其分解化生産物ニ甚ダ乏シキガ故ニ死後血液沈澱又ハ其他ノ死後變化アリトスルモ、頭蓋腔内ノ出血又ハ腦ノ充血ナカリシコトヲ斷言シ得ベク、尙進ンテ本屍死亡ノ當時腦貧血ノ狀態ニアリタルコトヲ推想スルヲ得。(同記録第十一項)

四、拔齒ト腦貧血トノ間ニハ多少ノ因果的關係ナキニ非ズ。殊ニ神經質ノ人ニアリテハ拔齒前未ダ何等ノ處置ヲ施サザルニ先チ、精神感動ニヨリ腦貧血ヲ惹起スルコトアリ。本件ニ於テモ亦拔齒ニヨル多少ノ精神感動又ハ疼痛ノ感ガ、前項記載ノ腦貧血トノ間ニ幾分ノ因果關係アリタルヤ知ルベカラズト雖モ、寧ロ主トシテ同一誘因ニヨリ發症シタル心臟麻痺ノ結果ナルベシ(說明第五及第六項參照)。

五、心臟麻痺トハ心臟先ヅ衰弱シ又ハ靜止シ其必然ノ結果トシテ死ヲ來スヲ云フ。サレド單ニ解剖所見ノミニ據リテハ斷定スルコト難ク、解剖的變化ノ存在ト死亡前後ノ狀況ノ調査ト相俟ツテ始メテ明ニ心臟麻痺ナル鑑定ヲ下シ得ルモノナリ。

本屍心臟室壁ノ厚サ尋常ニシテ肥大ニ非ズ(通例一・〇種ナルガ本屍モ亦然リ)ト雖モ、其大サ本屍手拳ノ一倍中大ニ擴張ス、冠狀脈管ニ病變ナク全大動脈弓及胸部大動脈内面ニハ高度ノ硬變ヲ存シ、恰モ小川醫師ガ喜〇生前胸部上行大動脈ニ於テ疾患アリシガ如ク供述セルト符合ス。是等ノ病變ヲ有スルモノハ實ニ心臟麻痺ノ遠因ヲナス特異體質ヲ具備セルナリ(解剖檢査記録第十六項及第三十項)。然ルニ喜〇ハ生前一里半ノ行程ヲ徒步シテ〇野齒科醫ヲ訪ヒ、待ツコト僅カニ十分餘ニシテ局所麻酔ナシニ拔齒ノ手術ヲ受ケタリト云フ。是等ハ斯ル特異體質者ニ心臟麻痺ヲ誘起スベキ近因ト認ムルニ足ルモノナリ。此拔齒手術ノ終ルヤ否ヤ喜〇忍チ失神シ、招キニ應ジテ幾瀬醫師ノ駈ケツケタル時ハ、顔面蒼白、眼瞼結膜蒼白、口唇「チアノーゼ」ヲ呈シ、瞳孔散大シ脈ハ幽ニ、呼吸ハ絶止シ居タリト云フ。是レ正ニ心臟麻痺シテ死セントスルモノ、容態ニ相當ス。

是ニ由テ之ヲ觀レバ本屍ハ心臟麻痺ヲ以テ頓死シタルモノト認メラル(小川證人ノ供述、醫師幾瀬量ノ作成セル檢案書及同人第四回判廷ニ於ケル供述參照)。

六、本屍ノ如ク極メテ輕微ナル外力ニヨリテ誘發サル、頓死ノ死因トシテハ、主トシテ(1)頭蓋腔内ノ損傷異常、(2)呼吸器官ノ障礙、(3)消化器官ノ障礙、(4)腎臟病、(5)婦人生殖器疾患、(6)胸腺淋巴體質。

(7)反射的神經官能靜止及(8)循環器障礙ノ一ヲ檢セザルベカラズ。

(1)本屍頭蓋腔内ハ前掲ノ如ク腦貧血ヲ推想シ得ル狀態ニアルヲ以テ、頓死ノ原因タル腦溢血、硬腦膜出血、腦血管動脈瘤破裂、腦膜炎等ノ存セザルコトヲ認定シ得。腦貧血ハ腦「エンボリー」等ノ結果トシテ來リシ時ニ死因トナルコトアルモ、一般ニハ死因ト認メラレズ。而シテ腦「エンボリー」ニ非ズトハ其源泉タル大動脈ニ血栓又ハ新ラシク破裂シタル潰瘍等ヲ認メズ。腦基礎動脈及支脈柔軟ニシテ中ニ異物ノ栓塞ナキニヨリテ推定セラル。腦膿瘍ガ岩様骨骨疽ニ續發シ、又ハ鼓室壁骨疽ノ後頭靜脈出血ヲ來シ頓死ノ因トナルコトアルモ、本屍頭蓋底骨質ハ健在ナルヲ以テ是等ニモ非ズ。之ヲ要スルニ本屍頭蓋腔内ニハ直接死因ト關係アル變化ナキモノト認ム。

(2)呼吸器障礙トシテハ肺充血及肺水腫ガ原因トナルコトアリ。本屍肺臟ニハ顯微鏡檢査ニヨリ一部肺水腫ヲ存シ、一部ハ氣腫狀ヲ呈シ、一般ニハ結締織ノ増殖大ニシテ無氣様トナレル部分モアリ。到ル所著シク鬱血シ、肺胞内ニハ慢性心臟病者ニ見ル所ノ心臟疾患細胞ヲ多數ニ存ス。是等ハ恐ラク慢性ノ疾患ニシテ

本屍頓死ノ遠因ノ一部ヲナスト雖モ、之レノミヲ以テ直接死因ニ關係アルモノト認メ難シ。肺「エンボリー」(「エンボリー」トハ循環器中ニ生ジタル凝血栓ノ崩壞剝離シテ血行中ヲ遊走シ、狹隘ナル血管中ニ來リテ之ヲ栓塞スルヲ云フ。其結果トシテ其血管ニ支配サル、部分ハ急ニ榮養ヲ障礙サレ生活ニ樞要ナル臟器ニ於テハ之レガ爲メニ頓死ヲ來スコトアルモノナリ)ガ頓死ノ因ヲナスコトアルモ、本屍肺動脈内ニ凝血塊ノ栓塞即チ肺「エンボリー」ヲ認メズ。骨折後骨髄中ノ脂肪球ガ血行中ヲ流レテ肺臟毛細管ノ多數ヲ栓塞シ頓死ヲ招クコトアリ。本屍肺胞ヲ顯微鏡的ニ檢スルモ此像ナシ。時ニハ瓦斯ガ毛細管中ヲ栓塞スルコトアリ。本屍ニ於テハ剖檢上腐敗ノタメニ不明ナルモ、其原因ト認ムベキ事實ナキガ故ニ之ヲ顧ルノ要ナキガ如シ。氣道ノ閉塞ハ窒息死ヲ來スコトアルモ、本屍ニハ窒息ノ解剖的所見ナシ。

(3)消化器障礙中頓死ノ因トナルハ胃及十二指腸潰瘍及「チフス」ノ潰瘍等ノ穿孔竝ニ諸種ノ腸閉塞ナリ。本屍ニハ是等ヲ存セズ。肝臟、腎臟等ノ血管破裂ニヨリ内失血死ヲ來スコトアリ。本屍ニハ之ヲ認メズ。尙膽石症發作ニヨリテ死スルコトアルモ、本屍膽囊及輸膽管中ニ結石ナシ(同記録第二、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八項參照)。

(4)腎臟病ガ突然尿毒症ヲ惹起シテ頓死ノ因ヲナスコトアリ。本屍ハ腐敗ノタメ解剖所見不明ナルモ、尠クトモ充血又ハ急性變化ナシ。從テ尿毒症ニテハ非ザリシナルベシ。(同記録第二十一、第二十二項參照)。

(5)婦人生殖器障礙、頓死ノ因トナリ易キハ子宮外妊娠ノ破裂ナルモ、本屍ニハ之ヲ認メズ(同記録第二十九

- 項参照)。子癇モ亦頓死ノ因トナルコトアルモ、本屍ハ妊娠ニ非ルガ故ニ之ヲ其原因ト認ムル能ハズ。
- (6) 胸腺淋巴體質ノモノガ比較的僅微ノ外力ニヨリテ頓死スルコト稀ナラズ。本屍ニハ胸腺ヲ殘存シ、淋巴腺各所ニ腫脹ス(同記録第十七、第十八及二十六項)。然レドモ之ノミヲ以テ直接ノ死因ナリトハ認メ難シ。
- (7) 睡眠中又ハ飽食後喉頭附近腹部等ニ僅微ノ外力ヲ受ケテ突然反射的ニ全身神經官能ノ靜止死亡スルコトアリ。喜○ノ頓死ハ睡眠中ニ非ズ。又一里半ノ行程ヲ徒歩シタル後ニシテ且解剖上胃内ニハ未消化物殘片ナキホドナレバ、飽食後トハ認メ難シ(同記録第二十四項)。而シテ此說明ハ他ニ原因ト認ムベキ變化ナキ場合ニ於テ、初メテ顧慮スベキ問題ナルガ、本屍ニハ既ニ上述セルガ如ク重大ナル死因的變化アリ。
- (8) 心臟大動脈ノ疾患即チ是ナリ(說明第五項参照)。本屍ハ上記ノ如ク頭蓋腔内、消化器官内、生殖器、腎臟等ニ死因ト關係アル著患ナキモ、胸腺淋巴體質ヲ具備シ、心臟及大動脈ノ疾患並ニ肺臟ノ慢性的變化ヲ存ス。是等ノ一ヲ存スルモ既ニ比較的輕微ナル外傷ノ結果、容易ニ頓死スルコトアルモノナルガ、本屍ハ以上ノ三ヲ併有セルモノニシテ或動機ニ觸レ容易ク頓死ヲ遂グベキ特異體質ヲ備ヘ居タリシモノナリ。然ルニ本屍ハ前項ニ述ベタルガ如ク心臟麻痺ノ形跡ヲ備フルガ故ニ、本屍死因ハ實ニ此ノ特異體質ニ基因セル心臟麻痺ナリト認ムルヲ妥當ト信ズ。
- 七、本屍心臟麻痺ヲ誘起シタル原因トシテハ、之ヲ遠近ニ分チテ論ゼザルベカラズ。其遠因ハ即チ前掲ノ特異體質、殊ニ其心臟大動脈ノ高度ノ解剖病變ニシテ、平素安靜ヲ守ルニ非ズンバ何時急變ヲ來スヤモ計リ

難キ状態ニアリシコトナリ(說明第五項及證人小川末一郎調書、證人木村佐七調書参照)。其近因トシテ一里半ノ行程ヲ徒歩シタルコト、拔牙手術トヲ擧ゲザルヲ得ズ。平素家庭ノ雜用ヲモ怠レルホドノ病人ガ、偶々一里半ノ行程ヲ歩ミシコトナレバ、之ニヨリテ其擴張セル心臟ノ負擔ヲ益々大ナラシメタルヤ疑ナシ。之ニ加フルニ喜○ハ更ニ局所麻酔ナシニ拔牙手術ヲ受ケ、其際齒槽ニ骨折ト骨龜裂ト各一個ヲ殘スニ至リシヲ以テ、其疼痛ヲ忍バントセシ努力ハ心臟ノ負擔ヲ愈々大ナラシメ、遂ニ心臟麻痺ヲ惹起スルニ至リシコト之ヲ推想スルニ難カラズ(證人木村佐七調書及被告人調書参照)。此兩個ノ近因中何レガ眞因ナリヤニ關シテハ確實ナル鑑別ヲ下シ難シ。何トナレバ斯ル體質者ガ睡眠中ニ死亡スルコトスラアリ、又或身體的努力後ノ疲勞期中、若クハ精神感動ノ餘リ卒去スルコトモアリ。之ニ反シテ時トシテハ可ナリ努力ニ堪ヘ得ルコトモアルヲ以テナリ。サレバ此ノ場合ハ兩近因ノ複合ニヨリテ本屍心臟麻痺ヲ誘發シタルモノト認ムルヲ妥當ナリト信ズ。

八、腦貧血ト心臟麻痺トハ同一原因ニヨリテ併發スルコトアリ。多クハ寧ロ心臟麻痺ノ結果腦貧血ハ腦ノ特別ナル器質的變化ニ基因セザル限リハ心臟麻痺ヲ惹起スルモノニ非ズ。本屍ノ腦ニハ器質的變化ヲ認メザルガ故ニ、其腦貧血ハ心臟麻痺ノ因ヲナシタリトハ認メ難シ。

以上ハ命令セラレタル鑑定事項ノ說明ナルガ、此外筒井判事ノ特ニ訊問セラレ說明ヲ求メラレタル四事項ニ就キ說明スルコト左ノ如シ。

(イ)木○喜○ノ下顎右第一小白齒ハ拔齒スベキモノナリシヤ否ヤ。

押收齒牙即チ喜○ノ下顎右第一小白齒ハ其検査記録ニ見ルガ如ク齒槽膿漏ノ特徴ヲ備ヘ且ツ生前齒痛ヲ訴ヘシコトナキコト亦恰モ齒槽膿漏ニ罹リ居タルコトヲ確認セシム。尙該齒ニ相當スル齒槽ハ著シク退縮シ、舌側ノ齒槽突起ハ殆ンド全ク消退シ、單ニ唇側ニ於テノミ萎縮セル齒槽突起ヲ殘存セシヲ以テ、爾餘ノ齒モ凡テ動搖セシモ殊ニ該齒ノ動搖ハ甚シカリシコト、推測セラル。一般老人齒牙ノ脱落ハ凡テ齒槽膿漏ノ結果ニシテ斯ル齒牙ハ別段疼痛モナク放置スルニ自然ニ脱落シ來ルモノナリ。サレド將ニ脱落セントシテ尙遺殘セルモノニ於テハ、自ラ拔去センニハ難ク、去リトテ放置セバ咬合ニ際シテ動搖甚シク同時ニ齒槽ヲ刺戟シテ、疼痛ヲ喚起スルガ故ニ、斯ル患者ハ遂ニ醫師ノ門ヲ叩クニ至ルナリ。サレド斯ル齒牙ハ齒槽退縮セル爲メニ植齒ノ望ナキヲ以テ全然拔去スルヲ通則トスルモノナリ。サレバ齒科學の見地ヨリ云ヘバ被告人○野○寶ガ木○喜○ノ下顎右第一小白齒ヲ拔齒シタルハ、全ク適方ニヨリシモノト云ハザルヲ得ズ。(ロ)被告人○野○寶ガ木○喜○ニ施シタル拔齒術ニ過失ナカリシヤ否ヤ。

齒冠ノ完全ナル齒牙殊ニ動搖セルモノヲ拔去スルニハ鉗子ヲ用フルヲ通則トス。鉗子ハ大人小兒又ハ齒片ノ種別ニ從テ其大サニ相違アリ。被告人ガ喜○ニ用ヒタル鉗子(公第二號)ハ下顎第一小白齒ニ最モ能ク適合スルモノニシテ、鉗子ノ選定ニ違算ナカリシモノト認メラル。而シテ本齒牙ノ如キ直根ニシテ畸形ナク且動搖甚ダシキモノハ、拔齒ニ殆ド何等ノ困難ナキ筈ナリ。然ルニ本屍ニ於テ骨折龜裂等ノ痕跡ヲ生ジタ

ルハ何故ナルカラ審按スルニ、式ノ如ク鉗子ニテ齒冠ノ舌側ト唇側トヲ缺ミタル後抵抗少キ舌側(前項參照)ニ曲ゲン際、偶々齒槽淺ク齒根動搖セルヲ以テ普通ヨリ低クナレル舌側ノ齒槽突起上端ハ支點トナリ、力ヲ普通ニ加フルモ此力點ト支點トノ距離ノ積ニ平均スル力ハ支點ヨリ重點即チ齒根端ニ達スル著シク短カキ距離ノ所ニ加ハリシコト故、其力ハ槓杆ノ理ニヨリ甚ダシク倍加セラレシモノト認メラル。加フルニ齒槽骨質ハ齒槽膿漏ニヨル退縮ノ結果其彈力性ヲ失ヒ脆弱トナリ居ルヲ以テ此ノ加力ニ抗スル能ハズ、遂ニ頰側齒槽突起ニ於テ小豆粒大骨片ヲ折離スルニ至リシモノト認メラル。下顎右犬齒ト同右第二門齒トノ間ノ齒槽中隔ニ於ケル骨龜裂ハ右第一小白齒拔齒ノ際多少犬齒トノ隣接面ヲ壓シタルモノト假定セバ説明シ得。何トナレバ第二門齒缺如セルガ故ニ、換言セバ該側面ニ支柱ナキガ故ニ、犬齒ハ壓ニヨリテ該側面ニ倒レントシテ恰モ該中隔側面ヲ斜ニ壓迫シタルトキ、同中隔ハ退縮シ脆弱トナレルガ故ニ此壓迫ニ抗スル能ハズ、骨龜裂ヲ生ズルニ至リシモノト推測セラル。由是觀之○野○寶ノ木○喜○ニ施シタル拔齒術ニハ細心周到ナル注意ヲ施サザリシ誹ハ免レ難キモ、齒槽ノ構造ハ恰モ骨折龜裂等ヲ容易ニ惹起シ得ベキ狀況ニアリシモノト認メザルヲ得ズ。茲ニ附言スベキハ斯ル骨折又ハ龜裂其自身ガ健者ニ頓死ヲ誘發スルガ如キコト絶エテナキコトナリ。生理的又ハ畸形トシテ別レ且ツ擴ガレル齒根ヲ有セル齒牙ニ於テハ、拔齒ノ際必ズ多少ノ齒槽骨折ヲ來スモノニシテ、時トシテハ故意ニ齒槽ヲ破折スルコトスラアルモ生命ニ危險ヲ及ボス如キコトナキモノナリ。

(ハ)被告人○野○寶ガ抜齒前局所麻醉ヲ施セシナラバ喜○ノ死ヲ豫防スルコト得タリシヤ否ヤ。
 ○野○寶ガ若シ喜○ノ齒牙ヲ拔去スルニ先チ「コカイン」注射ニヨル局所麻醉ヲ施セシナラバ喜○ハ拔去セラルル以前ニ死亡シタリシヤ計リ難シ。何トナレバ心臟病者ガ僅微量ノ「コカイン」注射ニヨリテ忽チ痙攣ノ下ニ頓死スルコト決シテ稀ナラザレバナリ。サレバ「コカイン」注射ヲ施サザリシコトハ、本件ノ死因ニ重大ナル關係ナキモノト認メラル。

(ニ)齒科醫トシテ如何ナル範圍ニテ既往症竝ニ現症ノ有無ヲ調査シタル上施術スルヲ至當トスルヤ。

齒科醫トシテ其施術患者ニ就キ調査スベキ既往症竝ニ現症ノ範圍ハ單ニ局所ノミニ止マラズシテ齒科手術ヲ禁忌トスル一般身體狀態ニ互ルヲ必要トス。然リト雖モ現行齒科醫師免許規定ハ單ニ齒牙及其近接部ニ關スル醫學的知識ヲ檢定スルノミニシテ、一般醫學ニ關スル素養ヲ必要トセザルガ故ニ、現行法規ニヨリ許可セラレタル齒科醫師ニ對シテ、前述ノ如キ禁忌ニ關スル一般的既往症及現症ニ對スル注射ヲ缺クコトアルモ、之ヲ同人ノ業務上ニ於ケル不注意トスルヲ得ザルモノトス。

鑑定

前記説明ノ理由ニ據リ鑑定スルコト左ノ如シ。

- 一、本屍體ニ下顎右側第一小白齒ヲ拔去シタル痕跡アリ。
- 一、右痕跡ハ押収ニ係ル齒牙ニ相當ス。

- 一、本屍體ニハ解剖上腦貧血ノ形跡アリ。
 - 一、右腦貧血ハ拔齒トノ間ニ直接竝ニ間接ノ因果的關係アリ。
 - 一、本屍體ニハ心臟麻痺ノ形跡アリ。
 - 一、本屍死因ヲ心臟麻痺トス。
 - 一、本屍心臟麻痺ノ重ナル原因ハ其胸腺淋巴體質アルコト、肺臟ニ慢性變化アルコト、及心臟大動脈ノ障礙アルコトニシテ、其誘因ハ喜○ガ一里半ノ行程ヲ徒歩シタルコトト其蒙リタル拔齒手術トニアリ。
 - 一、本屍腦貧血ハ寧ロ主トシテ心臟麻痺ノ結果ニシテ其原因ニ非ズ。
- 此鑑定日數ハ大正七年六月六日ヨリ同年七月十三日ニ至ル三十七日間トス。

大正七年七月十三日

東京市牛込區神樂町一丁目四番地

鑑定人 醫學士 淺田 一

東京市本郷區駒込動坂町十八番地

鑑定人 醫學士 古畑 種基

鑑定補充書

大正七年七月二十日熊谷區裁判所判事筒井雪郎ハ同年七月十三日附○野○寶業務上過失致死被告事件鑑定書

解剖鑑定例

末尾説明ノ(ロ)「被告人○野○寶ガ木○喜○ニ施シタル抜齒施術ニ過失ナカリシ否ヤ」ノ説明中左項ニ對シ同答スベキ旨公文ヲ以テ要求セラレタリ。

一、「由是觀之○野○寶ノ木○喜○ニ施シタル抜齒術ニヨリ細心周到ナル注意ヲ施サザリシ誹ハ免レ難キモ、齒槽ノ構造ハ恰モ骨折龜裂等ヲ容易ニ惹起シ得ベキ狀況ニアリシモノト認メザルヲ得ズ。茲ニ附言スベキハ斯ル骨折又ハ龜裂其自身ガ健者ニ頓死ヲ誘發スルガ如キコト絶エテナキコトナリ。生理的又ハ畸形トシテ別レ且ツ擴ガレル齒根ヲ有スル齒牙ニ於テハ抜齒ノ際必ず多少ノ齒槽骨折ヲ來スモノニシテ、時トシテハ故意ニ齒槽ヲ破折スルコトスラアルモ生命ニ危險ヲ及ボス如キコトナキモノナリ」トアル中、木○喜○ニ施シタル抜齒施術ニハ細心周到ナル注意ヲ施サザリシ誹ハ免レ難キモノトアル點ハ、明カニ被告ノ施シタル抜齒施術ニ過失アルモノト解セラルルモ、次ニ齒槽構造ハ恰モ骨折龜裂等ヲ容易ニ惹起シ得ベキモノト認メザルヲ得ズトアルハ、被害者ノ齒槽構造ガ何人ノ施術ニ依ルモ骨折龜裂等ヲ免レ難キモノノ如ク解セラル。右ハ前段ノ如ク解スベキヤ將タ後段ノ如ク解スベキヤ、依テ按ズルニ右説明中、

「木○喜○ニ施シタル抜齒施術ニハ細心周到ナル注意ヲ施サザリシ誹ハ免レ難キモノトアルハ左ノ理由ニ基クモノナリ。即チ大體下顎小白齒ナルモノハ他ノ齒牙ト異ナリ、直根ニシテ末端ニ至ルニ從ヒ細クナルガ故ニ、注意セバ骨折龜裂ナシニ拔キ得ベキ齒ナリ、殊ニ木○喜○ノ該齒ハ齒槽退縮シテ齒根ノ約三分ノ一ヲ露出シ、且ツ著シク弛緩シテ動搖甚ダシキガ故ニ、何ノ雜作モナク拔キ得タリシ筈ナリ。サレド此場合齒

根退縮高度ニシテ骨質脆弱トナレルコトハ、該齒舌側部ノ齒槽缺如セルコト竝ニ隣接齒缺損ノ狀態等ガ視診及觸診ニヨリテ恐ラク充分ニ研究セラレザリシガ故ニ、偶然骨折龜裂ヲ殘貽スルニ至リシモノト認メラルルナリ、サレド之ヲ過失ト認ムベキヤ否ヤハ醫學的性質ヲ離レタル問題ナレバ茲ニ贅言セザルベシ。「齒槽ノ構造ハ恰モ骨折龜裂等ヲ容易ニ惹起シ得ベキモノト認メザルヲ得ズ」トアルハ木○喜○ノ齒槽ガ齒槽膿漏ノ狀態ニアリテ一般健者ノ齒槽ト異ナリ、著シク退縮シテ厚サモ薄クナリ骨質ハ脆弱トナリ、加フルニ偶然ニモ舌側部ノ缺損前齒ノ缺如等アリテ龜裂骨折ヲ助長シタルモノト認メラルヲ以テナリ。然シナガラ此場合ハ何人ノ手術ニ依ルモ骨折龜裂ヲ免レズト云フガ如キ必然的ノ意味ニ非ズ。逆ニ多クノ施術者ハ斯ル場合此程度骨折龜裂ヲ惹起スルナラント云フハ妨グズ。尙右引用文末節ニ於テ「生理的ニ又ハ畸形トシテ別レ且ツ擴ガレル齒根ヲ有スル齒牙ニ於テハ抜齒ノ際必ず多少ノ齒槽骨折ヲ來スモノニシテ、時トシテハ故意ニ齒槽ヲ破折スルコトスラアルモ、生命ニ危險ヲ及ボス如キコトナキモノナリ」トアルヲ更ニ詳説セバ左ノ如シ。

前項ノ如ク僅微ナル骨折龜裂位ニテハ健康ナル人ニハ死因トナルモノニ非ズ。偶々木○喜○ガ特異體質ヲ有セシガ爲メニ該抜齒ガ死亡ノ導火線トナリシニ過ギズ。何トナレバ大白齒ノ如キ齒根ノ別レ且ツ擴ガレル齒ヲ抜ク時ニハ必ず齒槽ノ破折ヲ來スベク、又智齒ノ如キヲ抜ク時ニハ豫メ故意ニ齒槽ヲ破折スルコトアル位ニシテ、是等ハ健康ナル強固ナル齒槽ノ破折ナレバ脆弱ナル齒槽ニ於ケルヨリモ遙ニ影響大ナルベキニ、之

解剖鑑定例

二八二

ガ爲メニ死ヲ致スガ如キコトハ絶エテ無キヲ以テナリ。
之ヲ以テ前記鑑定書説明(ロ)項ノ補充トス。

大正七年九月三十日

東京市牛込區神樂町一丁目四番地

鑑定人 醫學士 淺田 一

東京市本郷區駒込動坂町十八番地

鑑定人 醫學士 古畑種基

(附記)判決文次ノ如シ。

判決

埼玉縣大里郡櫻澤村六十七番地平民

齒科醫師 ○野 ○寶

當三十年

右者ニ關スル業務上過失致死被告事件ニ付當裁判所ハ檢事根本仙三郎干典審理判決スルコト左ノ如シ。

主文

被告ヲ罰金五拾圓ニ處ス、右罰金ヲ完納スルコト能ハザルトキハ五十日間勞役場ニ留置ス。

押收物件中差押目録番號二ノ下顎小白齒用拔齒鉗子一個ハ之ヲ沒收シ其他ハ所有者ニ還付ス。
訴訟費用ハ被告ノ負擔トス。

理由

被告ハ齒科醫師ナルトコロ大正七年五月三十一日午後二時過頃被告自宅治療室ニ於テ木○喜○當四十四年ノ下顎右側小白齒拔去施術ニ際シ該齒牙ガ生理的又ハ畸形トシテ別レ且ツ擴ガレル齒根ヲ有セル齒牙ニ非ズ直齒ニシテ末端ニ至ルニ從ヒ細ク加フルニ該齒ノ齒槽ハ退縮シ齒根三分ノ一ヲ露出シ且著シク弛緩シ居リテ他ノ齒科醫師ニ於テハ齒槽ニ骨折龜裂ヲ生セシムルコトナク容易ニ拔去スルコトヲ得タルモノナルニ拘ハラズ業務上必要ナル細心周到ノ注射ヲ怠リ押收ニ係ル下顎小白齒用拔齒鉗子ヲ用ヒ該齒ヲ缺ミ同人ノ口腔舌側ニ曲ゲ齒槽突起上端ヲ支點トシ槓杆作用ニ依リ拔去シ其施術拙劣ナリシ爲メ胸腺淋巴體質ニシテ肺臟ニ慢性變化竝ニ心臟大動脈ニ障礙アリシ喜○ノ該齒齒槽ニ骨折龜裂ヲ生セシメ引テ心臟麻痺ヲ誘起セシメ遂ニ其場ニ於テ死亡スルニ至ラシメタルモノナリ。

右犯罪事實

一、被告ノ當公判廷ニ於ケル自分ハ齒科醫師ナルガ判示日時場所ニ於テ押收ニ係ル下顎小白齒用拔齒鉗子ヲ以テ木○喜○當四十四年ノ下顎右側小白齒拔去施術ヲ行ヒタルトコロ同人ハ氣絶シ其儘死亡シタリ、同人ノ齒ハ弛緩シ居リテ「コカイン」ヲ注射スル痛ヨリモ抜ク痛ノ方が少キモノト思ハレタル故注射セズ抜キタル

解剖鑑定例

二八三

解剖鑑定例

二八四

ナリ、自分ハ興奮劑其他應急手當ヲスル藥劑ノ用意ナカリシ爲メ直チニ醫師ヲ迎ニ遣リタル旨ノ供述。

二、鑑定人淺田一及古畑種基ノ大正七年七月十三日附鑑定書中木○喜○ノ死體ヲ解剖スルニ下顎右側第一小
 白齒ニ相當シテ齒槽上面ニ噴火口狀物質缺損アリ該部ニハ極メテ新ラシキ拔齒又ハ脫齒ノ痕跡アリトス、
 其部ノ骨質ヲ精檢スルニ右犬齒齒槽ト右第二門齒齒槽トノ間ノ中隔ニ於テ斜ニ唇側ヨリ舌側ニ向ヒテ走ル
 骨折龜裂アリ、是等ノ骨傷ハ該缺損齒牙ノ自然ニ脱落シタル痕跡ニ非ズシテ拔齒ノ際副發シタルモノト認
 メラル、押收ニ係ル齒牙ヲ該痕跡ニ嵌入スルニ隣接又ハ咬合齒牙トノ間ニ齟齬ナク能ク調和スルヲ以テ押
 收ノ齒牙ハ本屍ノ齒牙ナリシ者トス、○野○實○木○喜○ニ施シタル拔齒術ハ下顎小白齒用拔齒鉗子ヲ用
 ヒ右齒牙ヲ缺ミタル後抵抗少ナキ舌側ニ曲ゲシ際偶々淺ク齒根動搖セルヲ以テ普通ヨリ低クナレル舌側ノ
 齒槽突起上端ハ支點トナリ力ヲ普通ニ加フルモ此力點ト支點トノ距離ノ積ニ平均スル力ハ支點ヨリ重點即
 チ齒端ニ達スル著シク短カキ距離ノ所ニ加ハリシコト故其力ハ槓杆ノ理ニ依リ倍加セラレ齒槽骨折ヲ來シ
 タルモノニシテ細心周到ナル注意ヲ施サザリシ誹ハ免レズ、本屍體ニハ腦貧血及心臟麻痺ノ形跡アリ腦貧
 血ハ右拔齒トノ間ニ直接竝ニ間接ノ因果的關係アリ、心臟麻痺ハ本屍死因ニシテ該心臟麻痺スルニ至リシ
 原因ハ同人カ胸腺淋巴體質ナルコト肺臟ニ慢性變化アルコト及心臟大動脈ノ障礙アルコトニシテ其誘因ハ
 喜○ガ一里半ノ行程ヲ徒歩シタルコトト其拔齒手術トニ因リタル旨ノ記載、及右鑑定人兩名ノ大正七年九
 月三十日附鑑定補充書中下顎小白齒ナルモノハ他ノ齒牙ト異ナリ直齒ニシテ末端ニ至ルニ從ヒ細クナルガ

故ニ注意セバ骨折龜裂ナシニ拔キ得ベキ齒ナリ殊ニ木○喜○ノ該齒ハ齒槽退縮シテ齒根ノ約三分ノ一ヲ露
 出シ且ツ著シク弛緩甚シキガ故ニ何ノ雜作モナク拔キ得タリシ筈ナル旨ノ記載。

三、押收ニ係ル下顎右側小白齒一個及下顎小白齒用鉗子一個ノ存在ヲ綜合シテ之ヲ認定ス。

法律ニ照スニ被告ノ所爲ハ刑法第二百一十一條ニ該當スルヲ以テ所定罰金刑ヲ選擇シ其刑ノ範圍内ニテ處斷
 ス可ク罰金ヲ完納スルコト能ハザルトキハ同法律第十八條ニ依リ勞役場ニ留置ス可ク押收物件中差押目錄
 番號二ノ下顎小白齒用拔齒鉗子一個ハ本件犯罪行爲ニ供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ屬セザルヲ以テ
 同法第十九條第一項第二號第二項ニ依リ之ヲ沒收シ其他ハ沒收ニ係ラザルヲ以テ刑事訴訟法第二百二條ニ
 依リ所有者ニ還付ス可ク訴訟費用ニ付テハ同法第二百一十一條一項ニ則リ被告ノ負擔トス。

仍テ主文ノ如ク判決ス。

大正七年十月十九日

熊谷區裁判所

判事 筒井雪郎

裁判所書記 龍前茂三郎

右謄本也

大正七年十月二十九日

解剖鑑定例

二八五

前於官廳

裁判所書記 龍前茂三郎

一〇 男子—外傷ニ續發セシ軟腦膜炎及丹毒ニヨル

死(口語體鑑定書例)

鑑定書

昭和四年五月一日長崎醫科大學法醫學教室ア長崎地方裁判所豫審判事小島庸雄氏ハ被告人三〇正〇ノ傷害致死事件ニ關シ被害者大〇武〇ノ屍體ヲ解剖ニ附シテ左記ノ事項ヲ鑑定スル様ニ余ニ命令セラレマシタ。

鑑定事項

- 一、創傷ノ部位形狀、個數、程度、時期
- 一、成傷ノ方法及ビ成傷器物ノ種類
- 一、死因及ビ死亡ノ時期
- 一、疾病ノ有無

尙ホ死體解剖ノ上其經過及ビ結果ニ付鑑定書ヲ作成シ提出セヨト命令セラレマシタ、故ニ同日午前十一時半

カラ長崎地方裁判所豫審判事小島庸雄氏同檢事村上則忠氏同書記光永稔氏等立會ノ上同屍ヲ解剖ニ附シテ本鑑定書ヲ作成シマシタ。

天、屍體解剖検査記録

長崎市竹ノ久保町二七番

左官職 被害者 大 〇 武 〇(當三十九歲)

第一、外表検査

一、體重三七・三〇疋、身長一五九種、體格中等ナルモ營養ヤ、不良ナ一男性屍テ死後ノ強直ハ顎關節ヲ始メ其他ノ諸關節ニ於テ殆ド緩解シ足關節ニヤ、弱ク存在シテ居ル全身ノ皮色ハ一般ニ帶黃褐色テ頭蓋及ビ顔面ニハ繃帶ガ施サレテアル。

二、頭部

頭髮ハ約五—六種内外ノ白毛ヲ交ヘタ黑色毛髮ヲ疎生シ
イ、顛頂部ニ於テハ小兒手掌面大ノ部ハ短截サレ其中央ニ於テ「ガーゼ」ヲ「タンボン」シテ居ル創傷ガ存在シテ居ル、ソノ位置ハ矢狀縫合ノヤ、右側テ左右ノ耳ヲ結ビツケタ線上テ前後ノ方向ニソノ傷ノ前後ノ長サ約一・〇種左右ノ幅最モ廣イ處テ〇・三種、創角創縁ハヤ、鈍テアルガ組織ノ架橋狀ニナツタモノヲ認メナイ。

解剖鑑定例

創角モ鈍テアルガ前後ヲ比較スレバ比較的前ノ創角ガヤ、銳角テ柳葉狀ニ哆開シテ居ル。創口カラ消息子ヲ入レルト約〇・六糎ノ部分ニ達シ創底ニ骨質ヲ觸レル。

創洞ハ皮下ニ於テ多少擴大シテ居ル、帶黃白色ノ膿樣物質ガ存在シテ居ルガ皮膚創縁ノ周圍ハ乾固シテ居ル。左顛頂部カラ顛顛部ニ互ツテ前後徑約九・〇糎、左右徑約六・〇糎ノ橢圓形ノ部分ハ短截サレテ居ル。

ロ、ソノ中央ニ於テ殆ド前後ノ方向ニ長サ約四・五糎、幅最モ廣イ處テ約〇・八糎程ニ開大シテ居ル一大創傷ガアリマス。

後ノ創角ハ二又ニ分岐シテ居ル、他ノ創角ハ肉芽組織テ鈍縁ニナツテ居ル。

創縁モ正銳テナイガ組織ノ架橋狀ニナツタノヲ認メナイ。皮膚ノ創縁ハ帶黃白色ノ膿樣物質ヲ附着シ濕潤テアル。

創洞ハソノ部ノ下ノ骨質ヲ傷ツケテ頭腔内ニ入り帶黃白色「クリーム」樣物質ガ創底ニ存在スルヲ認メル。外部カラ骨ノ移動ナド認メナイ。

三、顔面

帶黃灰白色ノ軟膏樣物質ヲ殆ド全面ニ塗布シテ居テ左側前額部眉間鼻根、背部右頰部頤部等ニハ帶黃白色ヲ呈シテ居ル軟膏樣物質ヲ貼ツテ居ル。之等ヲ除去、清拭シテ見ルト顔面ハ一般ニ甚ダシク浮腫狀ヲ呈

シ顔面ノ皮膚ハ一般ニ左上半面ハ淡紅色、左下半部ト右下半部ハ淡黃色、左上半部ハソノ中ニ帶紫赤色ノ糜爛部ヲ存在シテ居ルガソノ部分ハ左上半面部ダケテナク鼻背ト左ノ頰部鼻翼ト左口角トノ附近右鼻翼ノ外方ニモアル。

左眉毛ノ外側方ニ灰白色ノ膿泡樣部分ヲ存在シテ居ル。

ハ、右顛骨ノ部分ニ鎌狀ノ幅〇・六糎ノモノ、右耳珠前方ニ五糎ノ處ニ大豆大ノ共ニ表面ガ淡褐色ニ乾固シ表皮ハ革皮樣ニナツタ部分ガアル、割ヲ加ヘルト殆ド皮下ニ出血ハナイ。

ニ、右眉毛ノ上ニ表面ガ淡赤褐色ニ乾固シテ居ル部分ガアルソノ大サハ約小鷄卵大表皮ハ革皮樣ニ乾固シテ居ル、割ヲ加ヘルト皮中ニ少許ノ出血ガアルガ皮下ニハ出血ガナイ、擦過傷ノ樣テアル。

右眉毛ノ外三分ノ二ノ部分ニ同様ノ部分ガアル。

眼

兩眼ハ閉ヂ之ヲ開檢スルニ甚ダ困難ヲ感ジ眼瞼ハ帶紫淡赤色ニ甚ダシク浮腫シテ居ル、ソノ際灰白色膿汁樣物ヲ洩ラシ眼瞼結膜ハ帶紫淡赤褐色ヲ呈シ著シク浮腫狀ヲ溢血點等ノ存在ヲ識別シ難イ、眼球結膜ハ灰白色半透明瞳孔ハ殆ド透見スル事ガ出來ナイ。

右眼モ堅ク閉ヂ之ヲ開檢スルノニ同様甚ダシキ困難ヲ感ズ、眼瞼結膜帶紫灰白色溢血點等ノ存在ヲ認メナイ。

眼球結膜灰白色角膜潤濁シ瞳孔ヲ透見スル事ハ出來ナイ。眼球甚ダシク柔軟、其他ノ性狀ハ左ニ等シイ、鼻孔ニハ綿栓ヲ施シソノ内端ニハ帶綠黃色ノ膿汁樣物質ヲ附着シテ居ル。

鼻腔内ハ帶綠黃色ノ膿汁樣物質ヲ附着シ粘膜炎ハ帶黃色ヲ呈シ諸所暗紫色ニ腫脹シテ居ル。

口腔ニハ綿栓ヲ施シ之ヲ除イテ檢スルト同腔内ニハ卵黃樣黃色ノ半泥樣物質多量ヲ存在スル、異臭ヲ放ツ。

口唇粘膜炎ハ帶紫淡紅色、口腔粘膜炎ハ蒼白ナルモ處々暗紫色ノ部分存在シ特ニ齒齦部ニ多イ、右下ノ大白齒缺損ソノ他ニハ異常ヲ認メナイ。

舌ハ齒列ノ後ニアル。

耳、

左耳、汚穢帶紫灰白色表皮ハ殆ド剥ガレカ、ツテ居ル外聽道ノ粘膜炎モ汚穢灰色ヲ呈シ剥ガレカ、ツテ居テ異物等ヲ存在シナイ。

右耳ハ左耳ニ等シイ、但シ帶淡黃色ニ透見セラレル水泡ガ處々ニアル。(米粒大、大豆大)

四、頸部

前頸部ノ右ノ半分ハ軟膏剝離ノ際表皮モ共ニ剝離サレテ淡黃濕潤ノ眞皮ヲ露出シテ居ル。

左半部ハ皺ニ富シダ暗紫色ノ眞皮ヲ附着シテ居ルガ糜爛部或ハ膿泡樣ノ部分ナドハナイ、項部ノ髮際附

近ハ一般ニ暗紫色ノ糜爛シタ部分ガ多イ。

殊ニ左ノ耳ノ後下方ノモノハ暗赤紫色ノ眞皮ヲ露出シタ部分ガアル、項部ノ皮膚ハ暗赤紫色ヲ呈シテ居ルガ異常ハナイ。

五、上肢

左上膊ニ小方形ノ絆創膏ヲ貼ツテアルガ異常ハナイ。(注射針痕)

諸所暗赤紫色ノ地圖狀ノ部分ガアルガ異常ハナイ。

小指ノ爪牀ノ部ニ暗赤色ノ爪下出血ガアル。

右、上膊ニモ小方形ノ絆創膏ヲ貼ス。(注射針痕)

六、胸腹部

季肋部ト腹部ハ淡藍色ニ透見セラレ腹部ハヤ、膨隆スルガ何等ノ損傷異常ヲ認メナイ。

七、背部ハ一般ニ淡赤紫色ノ死斑ヲ存シ腰部ニ於テ第一腰ノ左側ニ米粒大ノ表面淡赤色ニ乾固セル表皮剝離部ガアル。

下肢、左下肢損傷異常ナシ。

八、外陰部、右下肢、大腿内側面略々中央部ニ小方形絆創膏一個ヲ貼ツテアルガ異常ヲ認メナイ。(注射針痕)

三・〇 梗内外ノ黒色陰毛ヲ疎生シ、陰莖陰囊ニ損傷異常ナシ。
肛門ニハ脱脂綿ヲ栓シ軟便等ヲ汚染サレテ居ナイ。

第二 内景検査

甲 頭腔開檢

九、頭皮ヲ式ノ如ク開檢スルト頭皮ハ厚クヨク骨ニ固著シテ居ル、内面ノ色ハ一般ニ帶黄蒼白デアアルガ
ホ、前記顛頂部正中ノ創傷ノ内面ハ其周圍ヤ、暗赤紫色ヲ呈シテ出血ヲ存シテ居ルガ此創傷ハ軟部組織ヲ
貫通シテ居ナイ。

へ、前記左顛頂部ノ創傷ノ周圍内面ノ組織ハ暗赤紫色ヲ呈シ軟部組織間ノ出血ヲ存在シテ創傷ハ軟部組織
ヲ破綻セシメテ居テ更ニソノ直下ノ骨質ヲ傷ツケテ居ル。

此ノ陥没骨傷ハ本鑑定書未添付別圖ノ如キモノデアアル。

ト、頭骨ヲ式ノ如ク鋸斷開檢スルト板障ノ血量ヤ、多ク骨ノ最モ厚キ處テ約〇・七厘、最モ薄イ處ハ〇・二
厘ヲ算スル。

チ、前記頭骨ノ陥没骨傷ノ部分ノ内面ハ暗赤色ノ凝血ヲ附着シテ居ル、ソシテソノ最モ陥没シタ部分ノ直
下ニ於テ硬腦膜ヲ傷ケ之ヲ長サ約二・三厘米ノ間ニ破綻サシテ居ル硬腦膜ノ周縁帶ニハ凝血ト纖維素樣
物質ノ固著ガアル。

リ、硬腦膜ノ破綻部ノ直下ノ腦實質即チ左側顛頂葉ノ正中廻轉ノ部分テ腦實質ヲ傷ケテ居ル。

此部分ノ軟腦膜ハソノ長サ約二・五厘米幅約一・二厘米ノ間ハ破綻シテ居ル、ソノ軟腦膜ト實質ノ間ニハ輕度
ノ癒著ガアツテ腦實質ハ崩壞シテ居ル部分ガアリマス、ソノ部分カラハ暗赤色流動性ノ血液少許ヲ洩シ
テ居ル、硬腦膜ノ血管網ハ樹枝狀ニ充盈シテ居ルガ一般ニ臃腫滑澤テアツテ前記ノ破綻部ヲ除イタ外ニ
ハ出血ソノ他ノ異常ヲ認メナイ、ハビオン氏腺ノ發育良クコノ部分テ甚ダ軟腦膜ト固著シ剝離困難ナリ。

軟腦膜ハ一般ニ透明ナレドモ

ス、矢狀裂口ノ附近ヤ、乳白色ニ潤濁シタ部分ガアル、軟腦膜下ノ血管網ハ左半球ニ於テ著シク怒張充盈
シ暗赤色ニ透見セラレテ居ルガ右半球ハ比較的血量ニ乏シイ。

腦側室内ニハ淡紅稀薄ノ液ヤ、少許ヲ存在シテ居ル。

ル、左ノ顛頂葉ノ正中廻轉ノ前記外表ノ損傷部ノ内面ヲ檢スルト約蠶豆大ノ二個ノ「テール」樣凝血ヲ存在
シ、ソノ周圍ノ腦實質ハ帶紫暗赤色ニ著色シ腦實質ノ軟化シテ居ルノヲ認メル。

其他ノ大脳實質、視神經牀、内囊外囊等ニハ異常ハナイ、脈絡叢ノ血量ハ中等量、小腦、大脳脚、小腦
脚、橋、延髓等ニハ出血化膿竈其他ノ異常ハナイ。

腦底ノ基礎動脈柔軟、弾力性デアアル。

腦底ノ硬腦膜ノ性状ハ穹窿部ノソレニ等シイ。

解剖鑑定例

二九四

ヲ、腦底ノ骨質ニ於テ前記(ト)ノ骨龜裂ノ左顛頂骨ヨリ前頭骨左側ヲ通ジテ居ル龜裂ノ先端ハ左側眼窩上蓋部ニ達シ胡蝶大翼ノ部ニ止マル。
ワ、頭蓋底ノ大後頭孔ノ左後方ニ硬腦膜内ニ小ナル凝血一個ヲ存ス。

乙、胸腹部開檢

一〇、胸腹部ヲ開檢スルニ大網膜ハ腸管ノ前上半部ヲ覆ヒ腸管ハ瓦斯ヲ以テ膨隆サレテ居ルガ腹腔内諸臟器ノ位置ニ異常ヲ認メナイ。横隔膜ノ高サ右第四肋骨、左第四肋間ニ位シテ居ル。

其一、胸腔開檢

胸骨ヲ剝離スルトソノ内面ニ胸腺ハ脂肪様ニ退化シテ附着シテ居ル、縱隔ニハ軟部組織間ニ於テ大小種種ノ腐敗氣泡ヲ存シ組織ハ甚ダシク鬆粗トナツテ居ル。

一一、心嚢内ニハ帶紫赤色葡萄酒様液約二五珄ヲ容ル、内面ハ腱様滑澤テ溢血點等ヲ認メナイ。

一二、心臟

本屍手拳大強直ハ認メナイ。

左心室内殆ド空虚、右心室内ニハ暗赤紫色ノ流動性血液ニ暗赤色ノ凝血及ビ豚脂様血塊ノ大ナルモノヲ存在スル。

心臟別出ノ際ニ周圍ノ大血管カラハ暗赤色凝血ヲ混ジタ多量ノ血液ヲ洩ラス。

左心室壁ノ厚サ約一・二糎、右心室壁ノ厚サ〇・二糎、右心室内乳嘴筋、肉柱、腱索等ニ異常ナシ、二尖瓣ニ異常ナシ。

右心室内ニハヤ、大キナ暗赤色凝血豚脂様血塊ヲ存ス、大動脈ノ内面帶黃色、腱様滑澤、起始部ノ切り開イタ幅五・五糎、右心室右心房内ニ異常ハナイガ右心房内ニハ小鷄卵大ノ豚脂様血塊ヲ存スル。

左胸肋膜ニハ癒著ナク右ニハ上葉ノ部分ハ結締織性ノ癒著ヲ存シ剝離困難ナリ。

一三、左肺表面ノ色ハ黒赤紫色、弾力性柔軟嚙ノ感アリ。

断面ノ色小豆色、稍々血量多ク、諸所ニ著シキ「テール」様ヲ呈シタ部分ガアル。

肺門部ノ淋巴腺ハ黒色大豆大ニ腫脹シタモノ數個ガアル右肺ト左肺ハ表面ノ色、性状ヲ等シクスルガ上葉ト下葉ノ間ニハ著シイ癒著ガアツテ之ヲ剝離スルト組織ハ斷裂シテソノ斷裂部ヲ壓スルト泡沫ニ富ンダ汚穢褐色ノ粘稠ナ物質ヲ洩ス、断面ハ小豆色血量ハ多ク硬結等ハナイ。

一四、頸部器官

異常ヲ認メナイ。

其二、腹腔開檢

一五、肝臟

大サ二七・〇糎、右葉ノ幅一〇・〇糎、左葉ノ幅八・〇糎、左葉ノ高サ三・〇糎、右葉ノ高サ約六・〇糎、表

解剖鑑定例

二九五

面ノ色ハ小豆色ヲ膽囊ハ正常大内ニ黄褐色粘糊ナ膽汁ヲ存スルガ異常ハナイ。
硬度ハ正常テ断面ハ小豆色、小葉ノ別ハ明テアツテ化膿竈等ヲ認めナイ。

一六、脾臓

大サ一二・〇―八・〇―二・六 梗表面ノ色汚穢帯線黒褐色、硬度正常、断面ノ色小豆色、脾胞脾材ノ別不明テアル、化膿竈等ノ存在ヲ認めナイ。

一七、右腎

大サ一〇・〇―五・五―二・六 梗、表面ノ色ハ小豆色、断面ノ色同様、皮質髓質ノ別明カデアアル。

左腎

大サ一一・〇―五・四―二・五 梗、表面断面ノ色性状等右腎ニ等シイ、血量ハヤ、多イ。

一八、膀胱

長サ一二・〇 梗、幅三・〇 梗、小豆色、断面ノ色淡褐色組織間出血等ノ異常ハナイ。

一九、胃

汚穢淡黄色、粘糊ナ液少量ヲ存シテ居ル、異常ハナイ。

二〇、小腸上部ハ瓦斯ヲ以テ中等量ニ膨隆シ上部ハ粘糊ナ乳糜様液、中部ニ黄色ノ軟便ヲ存シテ居ル。大腸ハ美シキ黄色ノ固形便ヲ存シテ居ル。

二一、膀胱

内ニハ茶色ノ尿中等量ヲ容レテ居ル。

二二、胸腹部大動脈ニ異常ナク總腸骨動脈分岐ニテ切り開イタ幅約三・三 梗ヲ算ス。
右ア屍體解剖検査終了時ニ午後二時テアツタ。

説明

一、損傷異常ニ就テ

イ、顛頂部正中ニ於テ長サ一・〇 梗、幅〇・三 梗、深サ〇・六 梗程ノ頭皮損傷ガアリ、其創縁創角ハ鈍テ創洞ハ皮下ニ於テ多少擴大シテ居ルガ軟部組織ヲ貫通シテ居ナイ。(解剖検査記録第二項イ参照)。

ロ、左顛頂部ニ於テ前後ニ走ル長サ約四・五 梗幅約〇・八 梗程ノ頭皮損傷ガアリ、其創縁創角共ニ鈍テソノ直下ノ骨質ヲ傷ツケテ居ル。

ソノ創縁ヤ創洞ニハ帶黄色「クリーム」様膿様物質ガ少許存在シテ居ル。(同第二項ロ参照)

ハ、右顛骨ノ部分ニ鎌状ニ幅〇・六 梗ノモノ、右耳珠前方ニ二・五 梗ノ部分ニ大豆大ノモノ右ノ口角カラ四・五 梗ノ處ニ大豆大ノモノ共ニ表面ハ革皮様ニナツタ淡褐色ヲ呈シタ部分ガアルガ割ヲ加ヘテ見テモ皮下ニ出血ハナイ。(同第三項ハ参照)

ニ、右眉毛ノ上方ニ小鶏卵大ノ表面淡赤褐色ニ乾固シテ居ル部分ガアル、割ヲ加ヘルト皮下ニ出血ハナイ

が皮内ニ少許ノ出血ガアル(擦過傷ノ様テアル)右眉毛ノ外三分ノ一ノ部分ニモ同様ノ部分ガアル。(同第三項ニ参照)

ホ、(イ)創ノ内面ノ頭皮軟部組織中ニハ出血ヲ存シ暗赤紫色ヲ呈シテ居ルガ頭皮ヲ貫通シテ居ナイ。(同第九項ホ参照)

ヘ、(ロ)創ノ周圍ノ内面ノ頭皮軟部組織ハ暗赤紫色ヲ呈シテ組織間ノ出血ヲ存在シ且ツ創傷ハ頭皮ヲ破綻セシメテ直下ノ骨質ヲ傷ツケテ居ル。(同第九項ヘ参照)

ト、(ロ)創直下ノ左顳頂骨部ニ於テ前後徑約四・三―四・四糎、左右ノ幅約二・八糎ノ略ホ楕圓形ノ陥没骨傷ガアル。(同第九項ト及ビ卷末添付圖参照)

チ、(ト)ノ陥没骨傷ノ内面ハ暗赤色ノ凝血ヲ附着シテ居ル其最モ陥没シタ部分ノ直下テ硬腦膜ヲ長サ約二・三糎ノ間ニ於テ破ツテ居ル。

硬腦膜破綻部周縁部ニハ凝血ト纖維素様物ノ固着ガアル。(同第九項チ参照)

リ、(チ)ノ硬腦膜ノ破綻部ノ直下テ軟腦膜ヲソノ長サ約二・五糎、幅一・二糎ノ間ニ於テ破リ、更ニソノ内部ニ存スル左顳頂葉正中迴轉一部ノ腦實質ヲ傷ツケ之ヲ軟化セシメテ居ル。ソノ部分カラハ暗赤色ノ流動性血液ヲ洩シテ居ル。(同第九項リ参照)

ヌ、(リ)ノ部分ノ腦實質内ヲ切斷シテ見ルト約蠶豆大ノ二個ノ「テール」様凝血ヲ存在シソノ周圍ノ腦實質

ハ帶紫暗赤色ニ著色シテ軟化シテ居ル。(同第九項ル参照)

ル、腦底ノ骨質ニ前記(ト)ノ陥没骨傷ノ骨龜裂ノ内、左顳頂骨カラ前頭骨左側ヲ通ジテ居ル龜裂ノ先端ハ下方ニ至リ、左側眼窩上蓋部ヲ通過シテ胡蝶骨大翼ノ部ニ止マツテ居ル。(同第九項ル参照)

ヲ、頭骨底ノ大後頭孔ノ左後方ニ硬腦膜内ニ小ナル凝血一個ヲ存ス。(同第九項ヲ参照)

上述シタルモノ、内(ハ)(ニ)ノ二ツハ顔面ノ擦過傷程度ノモノデアツテ、創傷トシテハ極メテ軽度ノモノデアルガ後述スル丹毒トノ關係ニ於テハ極メテ重大ナモノト認メラレル。

之ヲ除ケバ外表ニアル創傷ハ(イ)ト(ロ)ノ二個ノミデアツテ然モ(イ)ハ單ニ皮膚ニ止ル創傷デアアル。

後述ノ丹毒トノ關係ニハ重大ナル因果關係ニ立ツモノデアルカモ知レナイガ、創傷ノ程度トシテハ(ロ)ト比較スレバ輕イモノデアアル。

(ロ)ハ本屍ニ存スル最大ノ外傷デアルト同時ニ死因トモ重大ナ關係ニアル創傷デアアル。

(ホ)ハ(イ)創ノ内面頭皮ノ變化デアツテ(イ)創ノ本屍ニ與ヘタ直接變化ハ皮膚ニ止マルニ反シテ(ロ)創ノ内部ヲ見ルト(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ル)(ヲ)等ノ頭蓋骨ノ陥凹骨傷ノ骨質ノ龜裂、硬腦膜、軟腦膜ノ損傷、腦實質ノ損傷及出血等ノ重大ナル變化ヲ與ヘテ居ル。

カクノ如キ變化ハ其自身既ニ原因トナリ得ルモノデアルガ、屢々カクノ如キ變化ガアツテモ即死ヲ來サナイ例ガアル。此等ノ創傷ノ發生時期ハ判然トシナイガ創傷が未ダ治癒シテ居ラズ、組織間ノ出血が完

全ニ吸收シ盡サズ然モ頭部ノ創傷ニ於テハ創縁創角ニ肉芽組織ノ發生スルヲ認メルカラ、創傷ノ發生シタ時期ハ餘リ古イモノデハナイガ新ラシイモノデモ無イト云フ事ニナル、肉芽組織ハ三四日カラ一週間位テ其ク増殖シテ來ル。

組織間出血ハ色々程度ノ差其他ノ條件テ違フガ四五日カラ十四五日ノ間ニ吸收セラレル事が多い。從ツテ是等創傷モ是等ノ時日ト一致スル様ナ時期ニ發生シタモノデアラウト思ハレル。

成傷器物ハ重イモノデアララシイ。

頭皮ノ創縁創角ガ正銳テナイノハ(イ)及(ロ)共ニ創傷發生後時日ヲ經過シテ居ルモノト認メラレル。

(ロ)創ハソノ直下ノ骨質ノ變化(ト創)ヲ以テ推定スレバ重イ鈍器デアルト認メラレル。

且鈍器デアツテモ(イ)ヤ(ロ)ノ様ナ創傷ヲ發生シテ少シモ矛盾セヌモノデアアル。之レ頭皮ハソノ直下ニアル硬イ骨質ト鈍器トノ間ニ壓迫サレテ破綻スルカラデアアル。成傷器物ノ大サヲ知ル根據ハ大體(ロ)創テ長サガ四・二種、(ト)創テ長サガ四・三(四・四)種デアリ、(ト)創テ幅ガ二・八種デアアル所ヨリ推定スルト三種―四種程ノ形又ハ之ニ近イ形テ周邊ハ多少稜ヲ持ツタ鈍器ノ様ニ認メラレル。

二、死因及ビ死亡ノ時期竝ニ疾病ノ有無ニ就テ

本屍ニハ前記説明ノ如キ損傷異常以外ニ疾病異常ヲ存在シテ居ル。

ワ、軟腦膜ハ一般ニ透明デアアルガ矢狀裂溝ノ附近稍々乳白色ニ潤濁シテ居ル。

之レハ前記頭部外傷(ロ)(ト)(チ)(リ)等ト關係シテ外傷ニ續發シタ軟腦膜炎ト認メラレル。

次ニ顔面ノ重篤ナノハ丹毒症デアアル。(解剖検査記録第三項參照)

此傳染ノ經路ハ判然トシテ居ナイガ顔面ニハ擦過傷ガアル。(同第三項ハ、ニ參照)

等モ頭部ニハ前記ノ如キ外傷ガアル。ソノ何レヨリ病原菌ノ侵入シタモノデアアルカ不明デアアルガ兎ニ角是等ヨリ感染シ甚ダ重症ナルモノデアアル事ハ顔面全體ヨリ鼻孔口腔内ニ迄波及シテ居ルコトデワカル。

本屍ニハ心臟内ニ凝血及ビ豚脂様血塊ガアル。(同第一二項參照)

之レ受傷後衰弱ノ状態ニ數十時間アツタ證據デアアル。

頭腔内ニハ前記ノ如キ外傷ニヨル直接變化及ビ間接的ニ大脳實質内出血頭腔内出血及ビ大脳實質軟化ヲ認メル。(同第九項ル及ビロ參照)

是等ノ變化ヲ按ズレバソノ輕重ヲ確然ト辨別スル事ハ單ニ屍體解剖ノミヲ以テシテハ困難デアアルガ何レモ死因トナリ得ル可能性ガアルモノデアアルカラ是等ノ變化ノ綜合シタモノガ本屍ノ死ヲ致ス原因トナツタモノト思ハレル、何レニシテ顔面及ビ頭部ノ外傷ニ原因シテ居ルモノデアル。

其他ニハ死因トナル様ナ疾病ノ存在ヲ發見スル事ガ出來ナカツタ。

次ニ死亡ノ時期デアアルガ本屍ニハ死後ノ強直ガ殆ド全身ノ關節ニ緩解シテ居テ僅ニ下肢ニ輕度ニ存在シ

テ居ル。(同第一項参照)

腐敗ハ僅ニ進行シテ居ルガ餘リ高度テハナイ。(同内景検査各項参照)

死後経過時間ノ判定ハ是等ノ條件ニヨルモノテアルガ、カカル條件ハ外界ノアラユル状況ニ左右セラレ
ルモノテアルカラ確言スル事ハ困難テアルガ解剖時即昭和四年五月一日頃ノ氣候其他ノ状況ノ下テハ、
解剖時ヨリ二十時間以上ハ経過シテ居ルモノト認メラレルガ四十八時間以上ヲ経過シタルモノトハ認め
ラレナイ。

以上説明ノ理由ニ據ツテ左ノ如ク鑑定シマス。

鑑定

- 一、顛頂部正中ニ小ナル一個ノ創傷ト左側顛頂部ニ前後ノ方向ニ長サ約四・五釐、幅約〇・八釐ノ創傷ト顔面
右額骨ノ部右耳前方、右口邊、右眉毛上方等ニ擦過傷ガアル。其ノ内左顛頂部ノモノハ頭蓋骨ヲ損傷シ硬
軟兩腦膜ヲ破リ腦實質ヲ損傷シテ居ル。
是等ノ損傷ハ本屍死亡前四五日乃至十四五日間ニ發生シタモノト認メラレル。
- 一、前記左顛頂部ノ最モ重篤ナル創傷ハ三・〇—四・〇釐内外ノ橢圓形又ハ矩形又ハ之ニ近キ形ノ周邊ニ稜ノ
アル比較的重イ堅イ鈍器ヲ以テ上方ヨリ強打シタモノト認メラレルガソノ他ノモノハ成傷方法及ビ成傷器
物が不明テアル然シ刃器ニヨルモノトハ認メラレナイ。

一、死因ハ左顛頂部ノ陥没骨傷ニヨル頭腔内或ハ大脳實質内出血、大脳實質軟化、軟腦膜炎、顔面ノ丹毒等
ノ疾病ニヨル衰弱死テアル。

本屍ハ解剖時昭和四年五月一日午前十一時半乃至午後二時頃ニ於テ死後二十時間ハ経過シテ居ルガ四十八
時間ハ経過シテ居ナイモノト認メマス。

一、前記外傷ニ續發シ軟腦膜炎及ビ丹毒ノ疾病ヲ存シマス。

本鑑定書日數ハ昭和四年五月一日ヨリ同年同月三十日ニ至ル三十日間デアリマス。

昭和四年五月三十日

長崎醫科大學法醫學教室

鑑定人 醫師 淺田 一

一一 首無死體の鑑定

彼杵の海上一里位の所で漁船の網にひつかかつた首無死體であるが結局自殺後四ヶ
月半で発見されたものゝわかつた(口語體鑑定例)

鑑定書

解剖鑑定例

三〇四

昭和四年九月三日長崎地方裁判所検事局検事高橋敏雄氏ハ犯人不明殺人屍體遺棄事件ニ就テ長崎縣東彼杵郡彼杵村宿郷海岸ニ於テ氏名不詳ノ屍體ヲ解剖シ左記ノ事項ヲ鑑定スル様私ニ命セラレマシタ。

鑑定事項

- 一、男女ノ別
 - 二、推定年齢
 - 三、死亡ノ時期
 - 四、傷害ノ有無
 - 五、自他殺ノ別
 - 六、死因
- 依而同日午後八時十分ヨリ長崎地方裁判所検事局検事高橋敏雄氏立會ノ上前屍體ヲ解剖シ此鑑定書ヲ作成シマシタ。

解剖検査記録

氏名不詳屍體

第一、外表検査

一、白ノ毛絲機械織シヤケツヲ着用セル屍體テ皮膚ハ凡テ剥脱シ全面屍蠟化シテ異臭ヲ放チ頭部ト左右ノ足

部及ビ手部トヲ缺損シテ居ル。

下半身ニハズボン様ノモノヲ纏ツテ居ルガ著シク断裂シテ居ル。腰ニハ直径四釐位ノ綜絡繩ヲ三重ニ巻キ前面テ鴨入結ニ結ンテ尙ホ其ノ下ニ黒ノ革帶ヲ帶ビテ居ル。

腹部ニハ腹巻様ノモノ(胴巻?)ヲ纏ツテ居ルガ褌ハ締メテ居ナイ。

體表ハ一般ニ蒼白テコレヲ壓スレバ氣囊ヲ壓スル様ナ弾力性柔軟ノ感ヲ與ヘル。

頸部ニハ頸椎ヲ露出シ、上肢テハ左右共尺骨橈骨ヲ露出シ、下肢テハ左右共脛骨、腓骨ヲ露出シテ居ル。

二、頸部ノ断面ハ蒼白テ出血ノ痕跡ナク、頸椎ハ第一頸椎以下凡テ完全ニ殘存シ、刃器ニヨル損傷ノ痕ハ少シモ殘シテ居ナイ。而シテ頸部軟部組織ノ断面カラ著シク突出シテ居ル様ニ見エル。

頸部斷端ノ性状ハ少シモ正銳テナイ。

軟部組織ノ斷端ノ位置ハ胸骨上窩ニ密接スル水平面ニアル。

三、胸腹部

表面ハ一般ニ蒼白アルガ右ノ乳嘴ヨリ季肋部ニカケテ約大人手掌大ノ部分ハ暗藍色ヲ呈シ、割ヲ加フレバ筋肉組織内モヤハリ暗藍色ヲ呈シテ居ル。然シ左側ノコレニ相當スル部分、竝ニ其他ノ部分ヲ切開シテ何レモ淡赤褐色デアツテ、上記ノ様ナ變化ヲ呈シテ居ナイ。

腹部ニハ外表ニ於テモ變色ナク數ヶ所ヲ切割シテモ筋肉間ノ變色ヲ見出スコトハ出來ナイ。

解剖鑑定例

三〇五

四、背部ハ蒼白、他ノ部分ト異リ壓迫シテモ氣囊様テナク殆ド正常ナル。變色ノ部ハナクテ所々切割シテモ筋肉ハ赤褐色ヲ呈スルノミナル。出血部ハナイ。

五、上肢

前膊ハ軟部組織ヲ失ヒ尺骨橈骨ヲ露出シテ居ル。

軟部組織ノ斷端ハ正銳テナイ。手ハ腕關節近端ヲ失ハレテ居リ、骨ニハ切ツタアトガナイ。

皮膚ニ變色ガナク所々切割シテモ出血ノ痕跡ヲ認メナイ。

左ノ上膊骨頭ヲ縦ニ踞斷開檢スレバ骨成長線ノ限界ガ不明ナル。

六、下肢

下腿ハ軟部組織ヲ失ヒ骨ヲ露出シテ居ル。

軟部組織ノ斷端ハ正銳テナイ。著シイ變色モナク、筋肉間ヲ所々切割シテモ出血ヲ認メナイ。

足部ハ足關節近端ヲ失ハレテ居ルガ骨ニハ切ツタ形跡ガナイ。

七、外陰部ハ陰囊ガ壓縮サレタ様ニナリ、陰莖ハ殆ド消失シテ居ル。辜丸ラシイモノモ觸レナイ。

第二、内景検査

八、胸腹部ヲ開檢スルニ上記右側ノ變色部ヲ除イテハ筋肉一般ニ淡赤褐色ナル。

肋軟骨ハ未ダ凡テ化石シテ居ナイ。胸骨ニハ異常ナク肋骨ニ骨折ヲ認メナイ。

九、右胸腔内ニハ暗赤色流動性ノ液少許ヲ存スルガ凝血又ハ纖維素ヲ認メナイ。

左胸腔テハ斯様ナ暗赤色液ノ量ハ更ニ少イ。胸部臟器ハ凡テ暗藍色ヲ呈シテ居ル。

一〇、肺臟

左右共容積ハ小サクナリ、表面ハ一部分多少氣腫狀ニナツテ居ルガ腐敗瓦斯ガ鈴成リニ多數ニ存スル様ナ所見ハナイ。唯ダ少許ノ比較的大キナ氣泡ガアルノミナル。斷面ハ暗赤色テ著變ヲ認メナイ。

一一、心臟

暗藍色テ著シク柔軟ナル。

左房室内面ハ暗赤色ナルガ、内容ハ空虚ナル。

右房室モ内容ハ空虚ナルガ暗藍色ヲ呈シ同様色ノ粘稠ナ物質ヲ被ハレテ居ル。大動脈ノ内面ハ平滑蒼白ナル。

一二、胃ハ殆ド空虚ナルガ粘膜ハ暗藍色ヲ呈シ同様色ノ粘稠ナ物質少許ヲ以テ被ハレテ居ル。之ヲ顯微鏡下ニ見ルト海藻類ヲカメノ様ナル。

小腸内ニハ少許ノ淡黄色粘稠ナ大便ヲ存シ大腸ノ中ニハ淡黄色ノ固形便ヲ認メル。腸管ノ外面ニ損傷異常ヲ認メナイ。

一三、脾臟ハ既ニ融解シテ居リ、肝臟、腎臟等ハ暗藍色ヲ呈シテ居ルガ腹腔内ニハ特ニ凝血モナク纖維素モ

ナイ。
之ヲ解剖ヲ終ル、時正ニ午後九時デアリマシタ。

説明

- 一、本屍外表ハ既ニ腐敗ノ爲表皮ヲ剝脱シ陰囊モ失ハレ男性ノ確徴タル睾丸ヲ觸レマセヌカラ學問的ニ男性デアルト云フ根據ヲ殘シマセヌガ、乳房ノフクラミナキ事、腰部ガ肩幅ヨリモ狭ク骨盤ノ小ナルヲ認メタ事竝ニ男子ノ服装ヲ着シテ居ル事カラ推シテ本屍ハ男性デアルト認メマス。
 - 二、本屍ノ年齢ヲ考察スルニ肋軟骨ハ未ダ化骨シテ居ナイ故三十未滿ノ様デアリマスガ、上膊骨ノ断面ノ骨成長線ハ不明デアツテ三十以上ノ様デアリマス。故ニ大體ニ於テ本屍ハ三十歳内外デアラウト思ヒマス。
 - 三、本屍ハ既ニ皮膚ヲ失ヒ表面ハ全部屍蠟化シテ居マス、之ハ大人デハ水中テ三四ヶ月ヲ經ナケレバ起リマセヌ、表面デハ最早ヤ腐敗ノ進行ハ屍蠟化ノ爲ニ止マツテ居リマスガ内臓デハ凡テ暗藍色ニ腐敗シ又ハ軟化融解シテ居マス。最モ腐敗シ難イ心臟マデモ著シク暗藍色ヲ呈シテ居マス。
- 水中ニ於キマシテハ三四ヶ月頃ニ此屍蠟化ガ初マリマスガ屍蠟化シタ部分ハツマリ石鹼ニナツタリケデアリマシテ之ハ衣類カ何カテ保護サレナイ限り動ケル水中ニアリマシテハ少シツツ剥ガサレテ行キマスカラ衣類ニ蔽ハレテ居ラナイ頭部ダノ手ダノ足ダノハ先ヅ毛髮グルミ皮ガトレ鼻モ口モ蝕ケテシマヒ軟部組織ガ石鹼ニナツテ取レテ行キ骨バカリニナリ、遂ニ關節カラハナレルノデアリマス。コノ程度ハ四ヶ月半位

ノ時ニ最モ著明デアルトイフ外國専門家ノ報告ガアリマス。

此屍體デハ衣類ノ蔽ウテ居ル所ダケハ屍蠟化シタ組織ガ完全ニ殘リ、衣類ノ蔽ウテ居ナイ所ハ骨ヲ露出シテ居リ頸ナドハ實ニ襟ガ立派ナ堺ニナツテ、襟テ包マレタ所テ首ガ失ハレテシマツテ居リ、石鹼ニナレナイ骨ダケガ突出シテ居マス。

即表面屍蠟化シテ衣類ナキ所ハ剝離シテ骨ヲ露出シ、小サナ關節ガ比較的重イモノヲ結び付ケテ居ル所デハ離斷サレテ居ルノデアリマス。

水中テハ二年位テ死體ハスツカリ形骸ヲ止メナイ様ニ分解離散シテシマフモノト云ハレテ居リマス。

以上ノ諸點竝ニ本屍ガ冬季ノ衣類ヲ着テ居ル點モ考慮ニ入レテ本屍ノ死後經過時間ハ四ヶ月以上六ヶ月以内ト認メマス。

尙新ラシイ死體ニハ蠅ガ來テ卵ヲ産ミツケルモノデアリマスガ三ヶ月以上モ古クナルト蠅ノ嗜食スル蛋白性ノ部分ガ無クナツテ脂肪性ニナツテシマフカラ蠅ハ來ナイモノデアリマス。本屍ニハ一日中放置サレテ居タニ拘ラズ蛆ガ發生シテ居マセンテシタ所ヲ見テモ古イコトガワカリマス。

又地上ニ於ケル古イ死體ハ必ズ蠅ノ幼蟲即蛆ニ食ヒアラサレ殊ニ内臓ガスツカリ食ハレテシマフモノデアルガ本屍ニハソソコトガアリマセン。

之レ本屍ガ水中ニ入ツタノガ蠅ノ無イ時期デアツタカ、蠅ガ居ル時節デモ蠅ノ來ルマデニ入ツテシマツタ

カラ意味スルモノデアリマス。即死亡ト入水ト殆ンド同時デアツタ事ニナリマス。尙本屍ノ胃内容ハ殆ンド空虚デアリマスガ唯少許ノワカメノ様ナモノガアリマス。死後水分ハ出テシマフモノトシマシテモトニカク胃ノ活動ハ殆ンドナカツタ時ト考ヘラレマス。胃ニ胃液ガ盛ニ出テ居ル時デアハ死後胃壁ガ消化サレテ破レテシマヒマスガ本屍ノ胃袋ハ破レテ居マセヌデシタ。即胃ハ最後ノ食事カラ數時間ヲ經テ居リ靜止ノ時デアリマス。或ハ食ハズニ居タカモ知レマセヌガ、普通ナラバ食間ノ短イ日中ヨリモ食後時間ノ多イ夜半ト考ヘラレマス。酒ヲ飲ンデ居タカ否カハワカリマセヌ。

要スルニ今ヨリ四五ヶ月前食事ノ後數時間ヲ經テカラ死ンダモノデア死ヌト殆ンド同時ニ水中ニ置カレタモノト認メラレマス。

四、本屍外表ニハ右側胸部前面ニ大人手掌大ノ筋肉間ノ出血ガアリマス。コレハ何カ比較的面積ノ大キナ鈍體ノ作用ニヨツテ生ジタモノデアルガ其力ハ肋骨ヲ折ルホドデアハナカツタノデアリマス。之ハ他爲的ニモ生ズルシ、自爲的ニモ出來ル可能性ガアリ、墜落等ノ際ニ打撲シテ生ジタトモ云ヘマス。

頸部ノ斷端ハ軟部ト骨部トガ平面ヲ異ニシテ居リマス。軟部ハ衣類ノ端ヲ限界トシテ失ハレ骨部ハ軟部ノ平面ヨリハ著シク突出シテ居リマス。然シテ頸椎ハ第一頸椎ニ至ルマテ悉ク健存シ、少シモ損傷ヲ受ケテ居マセヌ。

又頸部軟部組織ニハ出血ノ痕跡モアリマセヌ。

コレ等ノ所見ヲ綜合シテ考ヘルト死後腐敗ノ爲ニ自然ニ頸部ガ離斷シタモノト考ヘルノガ妥當デアリマス。

手足ノ離斷モ同様デアリマス。

五、本屍ハ大動脈内面ガ平滑テ、心臟モ著シイ病變ヲ認メナイカラ、心臟麻痺トハ考ヘラレマセヌ。

心臟ノ中ニ豚脂様凝塊ガナク、凝血モナイノデア急死デアルコトハ確デアリマス。

頭部ヲ缺損セル故頭部ニ頭蓋骨折、腦出血等ノ死因的變化ガアツタカ否カ不明デアリマスカラ本屍ノ死因ハ斷定シ兼子マス。

前項記載ノ右側胸部損傷ハ死因ト認メルコトハ出來マセヌ。コノ損傷ニヨツテ一時失神スル様ナ事ハアルカモ知レマセヌ。然シ左心房心室内ガ比較的赤褐色テ右ノ心房心室内ガ暗藍色デアル點、肺ガ細小腐敗瓦斯ナクシテ一部氣腫狀デアアルコト豚脂塊ヤ凝血ナキコトナドカラ溺死デアツタラウト推測シマス。但シ屢々最モ重大ナ死因ヲ持ツテ居ル頭腦ノ變化ガ全クワカラナイノデスカラ右ノ死因鑑定ハ甚ダ確實性ヲ缺イテ居リマス。

六、解剖所見ダケカラハ自他爲ノ別ハワカリマセヌ。右側前胸部ノ皮下出血ハ自殺セントシテ入水ノ瞬間ニ途中又ハ水中デ何カニ衝突シタトシテモ説明出來マス。

解剖鑑定例

三一二

コノ打撲テ失神シタ半死半生ノモノヲ海中ニ投ジタトモ考ヘラレマス。
若シ頸ヤ手足ノ離斷ガ切創テ行ハレテアレバ他爲のトイフコトハ明デアリマスガ、之ガ第三項テ説明ノ通
リ全ク自然ニ腐敗屍蠟化ノ進行ト共ニ漸進的ニ行ハレタコトデアリマスカラ致死手段ノ自他爲ノ別ハ不明
ト云ハナケレバナリマセヌ。

上記説明ノ理由ニヨリ左ノ如ク鑑定致シマス。

鑑定

- 一、本屍ハ男性ト認メマス。
- 二、本屍ハ年齢三十歳前後ト認メマス。
- 三、本屍死亡ノ時期ハ四五ヶ月以前ト認メマス。
- 四、本屍右側前胸部ニ大人手掌大ノ皮下筋肉間出血ガアリマス其他ハ不明デス頭部ニハアツタカモ知レマ
セヌ。
- 五、本屍自他殺ノ別ハ解剖所見カラハ全ク不明デス。
- 六、死因ハ頭部缺損ノ爲不明デスが溺死ラシク思ハレル所見ガアリマス。

右鑑定日數ハ昭和四年九月三日ヨリ同年同月六日ニ至ル日間デアリマス。

昭和四年九月六日

長崎醫科大學法醫學教室

鑑定人 醫師 淺田

一



解剖鑑定例

三一三

十四 犯罪の責任に就て

上に述べた所は主として犯罪を加へられた人物を中心として之に關係あるものを検査して其の犯行の生成・經過等に關する真相を明かにせんことを方法に就て説明したのである。斯く被害者側の法醫學的検査を慎重に施すことは加害者の捜査發見を助け又は犯罪の方法手段等を彷彿せしめる上に必要なもので、之により一面に犯人を決定する確定的の證據を得られ、又一面には犯人に對する刑を量定する際には或資料を與へることもある。しかし一方犯罪を遂行した人即ち加害者側を中心として其の人の犯行を爲すに至つた事情を較覈し公平に刑の量定のことを考へる場合には其の犯行の動機竝に犯行の過程に何か普通の心理で律すべからざる因子が内在して居なかつたか否に就て相當の醫學的診査を必要とするこゝが少なくない。夫れは現行刑法第三十九條に「心神喪失者の行爲は之を罰せず、心神耗弱者の行爲は其刑を減輕す」と明示されて居るので、加害者の犯行が若し或る精神病其他の精神異常状態の間に本人の本來の意志に基くこゝなく是非善惡の辨別能力を失墜し或は減

却して居る際に行はれたるものなるまきには、法官は其の刑の決定に或酌量を加へねばならないからである。併しそれが眞に病的の精神異常に基いて行はれたものであるか又其の犯人が精神病の常況にあるものであるかを確實に知るのには、單に法廷に於ける訊問のみでは分らないから、特に其方面の知識を有する醫師に鑑定を命じなければならぬ、但し斯う云ふ特殊な事項の鑑定は精神病學專攻の醫師でないも甚だ困難な點がある。且之は犯人捜査の手掛りとなすべき鑑定なきの場合に違ひ、犯人審理上の參考資料として鑑定せしめるに過ぎないのであるから決して急を要しないも云ふ點もあるので、旁々精神鑑定に一般醫家が法官の命令を受けることは、餘程邊僻な土地でもなければ、先づ無いも云つても宜しからう、從て本書の如き一般實地家向きのものの中に精神鑑定のことを詳しく述ぶる必要はあるまいと思ふが、近時精神鑑定も云ふことはかなり廣く各種の事件に就て行はれるやうになつたから、多少醫師の常識としての參考迄に極く大體の趣意だけを書き記して見たいと思ふ。

現行刑法中には犯罪の責任を除却し刑を減免する如き場合を

(一)精神發育が未熟で、未だ充分に法律上の責任を負ふだけの智能力を有しない年齢の者、即ち

十四歳に満たざる者(第四十一條)。

(二) 五官に生來性又は幼少時に得たる病的缺陷があつて、其の爲め成年に達するも充分の智能を得ること能はざりしもの、即ち瘖啞者(第四十條)。

(三) 持續性或は一時的に精神に病的障礙を起し、其の爲め今迄に獲得したる智能を失ひたる者、又は自家行爲の是非を辨別して其の行動を意識的に制御するの意志能力を全く失墜したる者、即ち或種の精神病者(第三十九條)。

(四) 大腦に生來性又は幼少時に獲たる重大な病的缺陷があつて、其の爲め成年になつても充分に智能の發達を遂げ得ざりしもの、即ち白癡者・癡愚者等(第三十條中に含意せらるゝもの)を認む。

に種別し、此の中のされにも當らない者は凡て全量の刑を負はねばならないことになつてゐる。右の中(一)(二)に當る者は法官自ら之を検知し得るから特に鑑定することゝを要しないが、(三)(四)に當るや否やを明確にするためには必らず其の専門の醫師の鑑定を必要とする。蓋し往々罪責を免れんために故ら佯狂する者があり、又さなくとも一時的精神異常を呈した者なきでは其の異常状態の

去つた後には、其の者の現症から犯行當時の精神状態を推定することは深く精神病の經過に就て知識経験を有する者ならでは不可能であるし、又さう云ふ既往の状態の推定には單に理論上のみならず長い間の多くの實例上の経験を積んだ専門醫でないに精確な論斷を下し得ないことが多いからである。

刑法に所謂心神喪失か心神耗弱か云ふのは法律語であつて醫語でない、加之法文の何處にも其の定義が明確に擧げられてないから要するに法官の手心により其の解釋及び適用に多くの寛嚴の差を見るは免れない所であらうけれども、之が精神障礙の或種類を指してゐるものなることは疑はれない。更に喪失云ひ耗弱云ふは其の障礙の程度の高低を示すものであることも疑ひないが、其の語義の境界は判然しない。今精神病的見地から一般に意識的の行爲の構成を研究し、其の行爲の責任即ち行爲者が自ら意識して自己の選擇により其の行動を決意して行へるものなるか否を考査して、其の責任を認め得ざる場合を列擧するときは、大凡之を左の五類とするこゝが出来る。

(甲) 是非善惡の辨識を有せざるもの。白癡や重症の癡愚者なきでは、其の知能發育の缺陷のため抽象的の概念の構成なく、道義上の知識情操が全く缺けて居るので、己れの行爲の結果が秩序を紊

すか危険を醸すか云ふやうなこゝも考へず、たゞ漫然と怨恨憤怒の如き一時の感情又は好奇的の欲望の動くがまゝに平然と犯罪をなすこゝがある。是等は智力發育の完熟しない幼少者と同一で、責任を問ふ譯に行かない。又一旦は相當の智能を獲て社會的生活を完全に營んで來た人でも、後者に罹つた精神病のため癡呆状態に陥り又は高度の老耆になつたものは、今迄有つてゐた凡ての知能作用を失ひ、道義上の情操をも缺くやうになるから、是等の者も其の行爲の責任を問ふこゝは出來ない。

(乙)行爲の衝動を抑制する能力を缺きたるもの。通常の人が或慣れない行爲をしやうとする際には必ず之を阻めやうとする反對觀念が起り、其間に動機の争ひがあり、短時間乍らも一旦熟慮反省をして然る後に其の行動を敢てすべきか否を決意するのであるが、或精神病者又は低能者にあつては、或行爲をしやうと欲するこゝき其衝動力が病的に餘りに強く、之を熟慮により抑制する力を缺いて居て、思ひ付くや否や直ちに考へもなく行動に移して了ふ云ふ傾向のあるものがある。例へば強迫觀念性精神病・衝動性精神病・白癡・癡愚・早發性癡呆・老耆性癡呆・病的酩酊等の者が一時の衝動に驅られて暴行・猥褻・窃盜等の罪をなすのは此の類であつて、此の種の者は氣の落ち著いたこゝきに

は、あの時さうして氣早く考慮もせずにあんなこゝきをして丁つたのかと我乍ら怪しむこゝきさへもある。即ち病的に衝動性になつて居るのに基く犯罪は其の全責任を負はすこゝきは不當であらう。平素外見上何の精神異常のない人でも一時の感情に激したり危急に迫られたりするこゝよく逆上して一時的に衝動性となるこゝきがあるが、それには多分其の人の生來潜在してゐた精神的素質が與つて斯くせしめたのであつて、斯かる犯罪も一應は其の責任如何を精密する要があらう。

(丙)病的動機に基いて行動せられたもの。精神病のため強力な妄想又は幻覺の症候を有して居るものは、屢々他人から迫害されるこゝか、他人が自分に加へるやうな陰謀をしてゐるこゝか、或は彼の人の物を奪へし云ふ神の御告があつたこゝか、色々無稽な考へを懷き、而も其の判斷力の病的障礙のため是等無稽なこゝきを飽く迄も事實と信じ、之が強い動機となつて遂に他人に犯罪を仕かけるやうになるものがある。斯う云ふ場合には其の人の意識は清明であり又其人自身が其の犯行の悪事たるをよく知つて居つても、其の行爲の動機が既に正常な心理に基いたものでなく、明かに精神障礙に基くものなるこゝきを確認せられたならば、其の犯責を問ふこゝきは出來ない。即ち各種精神病に來る妄想又は幻覺に基く動作は凡て之に屬する。

(丁) 内的の病的強迫に基いて行はれたるもの。劇しい精神的苦悶又は感情の激動等のために一時的に精神異常を來し、内部から抵抗すべからざる強い力で強迫的に或行動をなさざるを得ないやうになり、如何に之を止めやうにしても自ら禁め得ず、或は之に多少の意識濁濁を伴ふときは止めやうとする努力もなしに犯行に走つて了ふことがある。斯かる場合は心迫或は精神障碍のため、自己の行動に對し自由意志決定の能力を失ひ強迫的に之を内壓により行はしめられたもので、之に對し全量の責任を負はずのは穩當でない。強迫性精神病・早發性癡呆・憂鬱病・偏執等の者の苦悶又は暴動發作の際の無鐵砲な動作・躁揚病・緊張病性興奮・癲癇及ヒステリーの發作性興奮の場合なきの烈しい暴行・酒客譫妄者なきが烈しい苦悶怔忡の爲めになせる行爲等は其の例である。

(戊) 深き意識濁濁に陥れるもの。卒中發作・癲癇性又はヒステリー性全身痙攣發作・藥物による全身麻酔又は強度の泥酔時等は全く自家意識を喪失せる者で精神的方面から云へば生なきも同然と看做すべきである。それ程でなくとも癲癇性又はヒステリー性朦朧状態・泥酔・酒客譫妄・阿片・モルヒネ・コカイン等の中毒又は熱性傳染病の譫妄状態・夢中遊行症等の間には意識が深く濁濁するから、其人を傍から見れば意識ある人が行動して居るやうに見えても、それは要するに其人の

下意識(潛在意識)が働いて居るのであつて、其發作状態の去つた後には其人は其の間の行動を夢の如くに感ずるか或は全く追想することが出来ないものである。斯く其人の本來の意識が障碍を蒙つて居る間に行つた行爲は、謂はば統將の失踪した後の兵卒の如く支離滅裂であつて、之を統將の責に歸する譯には行かぬ。

以上舉げたのは強度のもの例であるが之に次で軽度の癡愚者・變質者・氣質異常者・神經衰弱者等に於ては上記のやうな類の病的精神障碍が度が軽く起ることがある。さう云ふ際の犯罪行爲に對しては全く其の責任を免するわけには行かぬが、其の病症が確實に診斷せられ、其の犯行の動機又は過程が其の精神障碍と關係のあることが明らかになれば、其の刑の減輕をなすは當然である。

右の如く犯人自身に就て开が心神喪失者なるか心神耗弱者なるかを鑑定するのには、現在目前に對象物をおいてそれを直接検査する一般法醫學的鑑定の場合と違ひ、事柄が抽象的のものであるだけに、正確な診斷を下さうためには出来る限り慎重の觀察と考慮判定が必要である。即ち(一)其の者の家系歴・經歷・病歴等を精査して精神病傾向の存在を認め得べきか否を探り、(二)精神的及び身體的現在證を詳密に檢診して過去及び現在の精神病的徴候の有無を確認し、更に(三)犯行の性質、

犯行の動機手段、其の後果に對する犯人の感懐、被害者及犯人との關係其他の事情を檢查し、且（四）本人の陳述及他人の供述と一致するや否や、犯人は虚偽の陳述をなすものにあらざるか否、或は過去の事實の追想作用に異常を有せざるかを考へ、斯くて是等の資料に基いて、鑑定命令事項に對する論理的の推斷を下すのである。從て精神鑑定は非常に繁瑣なものであり、又鑑定人が専門知識技能に堪能でないか或は周密なる注意・精緻なる洞察を缺くときには、其の鑑定の結果は全く何の價値もなきものなることがある。時には鑑定人が變るべきは全く其の鑑定の結論まで顛倒して了ふやうな實例もないではない。今其の面倒な鑑定の方法を茲に細々して述ぶるよりも左に述者自らの鑑定例中著しきもの一二の全文を掲出するから、之に就いて精神状態鑑定書作成に關する大要を會得して貰ひたい。

十五 精神鑑定例

ヒステリー・朦朧状態中に妻を傷け妻の母を殺して自殺を圖り、尙在監中數回自殺を企てたる一例

〇〇地方裁判所豫審判事〇〇〇〇〇〇〇〇ハ大正八年五月三十日〇〇地方裁判所豫審廷ニ於テ余ニ命ズルニ殺人及殺人未遂被告事件被告人〇邊〇一〇ニ就キ左記事項ノ鑑定ヲナスベキヲ以テセリ。

鑑定事項

一、〇邊〇一〇ノ精神状態殊ニ大正八年三月二十二日同人ガ〇〇マツヲ殺害シ、〇〇ヌイヲ殺害セントシタル當時ノ精神状態ヲ明カニスルコト。

二、右精神状態ト兇行トノ關係ヲ明ニスルコト。

以上

依テ余ハ〇邊〇一〇ヲ大正八年六月六日ヨリ同年八月十五日迄〇〇監獄内ニ於テ數回親シク檢診シ、且血液ノ生物化學的検査ヲ遂ゲ又被告ノ實姉〇〇スエヲ東京帝國大學醫學部附屬醫院ニ招致シテ參考ノタメ被告ノ既往歴ニ就テ訊問ヲナシ、是等ニヨリテ得タル事實ニ基キ本鑑定書ヲ作成シタリ。

犯罪事實

本項記事ハ調査記録、本人陳述並ニ〇〇スエノ陳述ヲ基トシテ記述セルモノナリ。尙本項ニ記述スベキ事實ニシテ重複ノ悞アルモノハ次項精神鑑定ノ項下ニ詳述シ本項中ニ省略セルモノアリ。

被告人〇邊〇一〇ハ大正六年十一月内縁ノ妻ヌイヲ娶リ尙ヌイノ母マツヲモ迎ヘテ共ニ東京市本所區柳島〇〇町六十三番地ニ居住シ被告ハ隣家ナル金屬挽物職〇村〇十〇方ノ職工ニ傭ハレ日々通勤シ日給夜勤共凡一圓

二三十錢月額凡二十五圓ヲ得、妻ヌイハ本所區〇町〇〇活版印刷所ニ通勤シ日給金七十錢ヲ得之ヲ以テ家計ヲ立テ格別ノ不自由ナク生活セルモノナリ。然ルニ被告ハ從來惱ミ居タル腦病が大正七年七月以來多少増悪シ來リ勞働意ノ如クナラズ收入從テ減少シ生計ノ費ニ追ハレ僅少ノ貯金ヲモ費消スルニ至リタレバ前途ヲ果敢ナミ悲觀ニ沈ミ居タル矢先大正七年十二月中ヨリマツハ顔面右ノ眼下ニ腫瘍ヲ生シ大正八年一月以來醫師金井〇〇ノ診療ヲ受ケツツアリシニモ拘ラズ漸次症狀増悪シ加之老齡ノタメ身體衰弱スルヨリ被告及ヌイハ之ヲ憂慮シ金井醫師モ亦其病症ノ惡症ナルヲ察シ三井慈善病院ニ赴キテ診療ヲ乞フノ可ナルヲ勸メタリ、被告ハ生計困難ニシテ金井醫師ノ藥代サヘ充分仕拂フコト能ハザル際ナレバ三井病院ニテ治療ヲ受クルモ其費用ノ支辨ニ差闕フベシトテ一旦之ニ同意セザリシモ、金井醫師ガ三井病院ハ凡テ治療ニテ一錢モ費用ヲ要セズ且自分自ラマツヲ伴ヒテ病院ニ紹介スベシト云ハレタルヨリ、被告モ遂ニ之ニ同意シ、自ラヌイト共ニマツヲ伴ヒ三月二十一日朝金井醫師方ニ至リマツノ世話ヲ依頼シタリ。依テ金井醫師ハマツヲ伴ヒテ三井病院ニ至リ診ヲ受ケシメタリ。同日午後五時マツ歸宅セシヨリ被告ハ一時自宅ニ戻リ病院ノ診察ノ結果ヲマツニ尋子タルニマツハ醫員ノ談ニヨレバ入院手術ヲ受クルモヨシ又外來ニテモ治療シ得ベシ、然レドモ相當ノ親族アルモノハ全ク無料ニテハ治療スルコト能ハザル規則ナリトノコトヲ語り、尙兩三日中ニ手術料ヲ金策シ次回ニハ被告ガ病院ニ同道スベキコトヲ求メタリ。被告ハ之ヲ聞キ初メ無料ニテ手術モ入院モ出來ルガ如ク話サレタレバコソ病院へ行クコトニ同意シタルナルニ今ニ至リテ費用ヲ要スト云フハ欺サレタルガ如ク意外ニ感ズル所ナリト思ヒツツモマツ

ニハ何事モ告ゲズ再ビ工場ニ赴キタルモ私カニ之ヲ苦慮シテ仕事モ手ニツカズ、六時夕飯ノタメ歸宅セシモ碌碌食モ咽喉ニ通ラズ、談話モ交ヘズシテ又モ工場ノ夜業ニ赴キタリ。被告ハ今家計甚逼迫シ貯金モナク、自分及妻ノ稼ギ高ノミニテハ一家ノ糊口ニサヘ充分ナラザルニ、今母ヲ入院サスルタメニ又纏マリタル金ヲ調達セザル可カラザル難境ニ至レルヲ甚ダシク煩惱シ、如何ニシテ此ノ金策ヲナサンカト只管思ヒ惑ヒシモ彼ニ何等ノ成策ナシ。然モ元來小心ニシテ義理堅キ被告ハ之ヲ母ニ告ゲ治療ヲ思ヒ止マラシムルニ忍ビズ、獨リ心ヲ惱マセテ怏々タリ。金策ノコトニツクテモ亦妻ガ近來其ノ所得ヲ已レニ示サズ私カニ之ヲ使用スルガ如キ事實モ思ヒ出サレ何トナク妻ノ貞操ヲ疑フ心サヘ生シ來リテ一層心ヲ苦シムルコト甚シク、アレコレヲ考フルトキハ煩悶懊惱思案ニ餘リ工場ニテモ氣進マズ數回主人ヨリ叱言ヲウケテ勵マサレタリト云フ。十時頃夜業ヲ了リテ歸宅セルニ妻ハ被告ノ心ヲ察セズ既ニ就牀シテ眠ヲ食レリ。母ハ被告ノ歸宅ヲ待受ケテ再ビ被告ニ迫リ何トカシテ金策ノ道ナキモノニヤト相談セルニヨリ被告ハ今更マツニ對シ金策ノ道ナキヲ告グルニ忍ビズ、唯黙々トシテ自ラ急ニ胸逼ル心持シ、腦内朦朧トシテ逆上ヲ感シタルガ、俄ニ涙ヲ流シテ母マツニ自己ノ不行届ヲ陳謝シ、從來母ニ孝養ヲ盡スノ能力ナク身ノ臍甲斐ナサ誠ニ相濟マズ母上ニ對スル仕向ノ惡カリシ點ハ何卒勘辨シ下サレト辭義ヲシテ詫ブル様平素ノ行動ト異ナルモノアリシヨリ、母モ驚キテ之ヲ宥メ左様ナ事ヲ云ハレテハ自分モ厄介ニナルコト出來ナクナルト云ヒ且ヌイヲ呼ビ取做シ吳レヨト頼ミシカバ妻亦言ヲ添ヘ母ヲ寢子シメ、被告ニモ早ク寢ナケレバ身體ヲ害フベシト云ヒテ其興奮ヲ鎮メ、慰メテ之ヲ就褥セシメタリ。然ルニ被告ハ安眠ヲ

得難キモノ、如クナリシガ夜半三時半頃妻ニ向ヒテ褥中ニテ突如トシテ、オ前ト離別セ子バナラヌコトトナリタリ、今人が迎ヒニ來ルナドト云フ故、妻ハ此夜半迎ヒナドニ人ノ來ル答ナシ又自分ハ今妊娠中ナレバ此身體ニテ離別ナド出來ヌテハナイカト答ヘタリ。爾後モ被告ハ少シモ寢ツキタル模様ナカリキ。然ルニ二十二日朝ヌイハ獨リ午前五時過起牀シ臺所ニテ炊事ノ支度ヲナシ居タルニ、續キテ被告モ起キ出テ便所ニ行キタリ又鼠不入ノ抽斗ヲ開キタリナドシ居タルモ格別意ニ介セザリシニ、突然ヌイノ躡レル背後ニ來リ、左手ヲ後方ヨリヌイノ首ニカケテ抱キ締メ、右手ニ持テル刃物ヲ以テ二回顔面ニ斬リ付ケ鼻梁部ニ長二・五糎、左額骨部ニ長サ一・五糎、右耳下垂直下ニ二・三糎、其直後ニ二・五糎、左外背後方ニ三・五糎、左耳上額額部ニ二・〇糎、右肩胛部肩峯突起前面ニ一・二糎、左拇指掌骨ノ背側中央ニ二・〇糎合計八創ヲ受ケタリ。ヌイハ始メ斬ラレタリト氣ヅカザリシモ顔面ヨリ夥シク出血セルヲ見テ大ニ驚キ何ヲスルノカト云ヒ乍ラ被告ノ手ヲ跳子除ケ忽チ裏口ヨリ逃ゲ出セリ。然ルニ被告ハヌイヲ逐ハズシテ表ニ疊座敷ニ行キ、尙臥牀中ナリシ母マツニ斬リツケタルモノノ如シ、屋内ニ散點セル血痕ニ基ク檢證ニヨルニ、母ハ右耳下垂部ヨリ下方ニ走ル長サ二・五糎ノモノ及前創ノ直後額側ニ之ト平行セル長サ四・五糎ノモノトノ二創ヲ顔面ニ受ケ、抵抗或ハ逃走ノ目的ノタメ屋内各所ヲ歩行シタル後裏口ヨリ出テントシタルモ頸動脈ヨリ失血セルタメ力竭キ、茲ニ打倒レテ失血死ニ陥リタルモノト推セラレ。被告自身ハ母マツヲ斬レル後自身モ自殺ヲ圖リ腹部竝ニ咽喉ヲ切りタルモ創傷輕度ニシテ死ニ至ラズ苦悶中逮捕セラレタルモノナリ。ヌイ、マツ及被告ノ創傷ハ檢證書ニ詳述セルヲ以テ茲ニ再記セズ。被告ノ供述ニヨ

レバ被告ハ此兇行ヲナシタル時全ク無意識ニシテ其犯行ノ動機及ビ方法ニ就テハ何事ヲモ記憶セズ、〇〇病院ニ入院受療中一日突如眼覺メタル如ク我ニ歸リ何故ニ又何時自分ガ病院ニ來リシヤヲ知ラズシテ之ヲ看護婦ニ糺シタルニ看護婦亦心配スルニ及バズト云ヒテ何事モ告ゲズ、後裁判廷ニテ始メテ自己ノナセル犯行ノ概略ヲ聞キ自ラ斯カル大罪ヲ犯シタルコトノ事實ヲ今疑ヒツツアリト云フ。

既往症

(甲)遺傳歴。

兩親ハ尙健存シ、郷里新潟縣下ニ於テ農ヲ營ム。父〇〇ハ七十四歳、平素喘息ヲ病ムト云フ。腦病ト云フ程ニハアラザルモ記憶衰ヘ多少老耄セリ。壯時ヨリ逆上性ニテ人ト談話中興奮シ頭部ニ汗ヲカキ上血スルコト著シク、一體ニ短氣ナリト云フ、右〇〇ニ一人ノ姊アリ近隣〇〇村ノ〇〇某ノ家ヘ嫁ギシガ狂氣シテ死セリト聞ク。

母〇〇七十一歳今尙健ニシテ家事ニ執掌ス。母ノ兄一人(〇〇〇〇)妹一人アルニ其消息不明ナリ。父系祖父母ニ就テハ不明ナルモ、母系祖母ハ明ニ精神病者ニシテ被告ノ幼少ノ時土堤ニ於テ縊死自殺ヲ圖リテ遂ゲザリシコトアリシヲ記憶スト云フ。被告十六七歳ノ頃病死セリト云フモ死スル迄狂氣ナリシト云フ。被告ニハ同胞三人アリ。兄〇〇ハ四十五歳郷里ニテ農ニ從ヒ平生健ナルモ逆上シ易ク不眠頭痛持ナリト云フ。其子男女二人アリ共ニ身體生來虛弱ナルモ腦病精神病等ノ徵候ナシ、妹スエ三十一歳ハ東京ニテ夫〇〇直

吉ト共ニ水屋ヲ營ム、年々二月乃至五月ノ頃ニハ顛頂部ニ吹出物出テ期月ニシテ治ス、其外平素ハ全ク健ナリ。其子男女二人亦異常ナシト云フ。末妹セイ二十五歳モ東京〇〇ニテ〇〇某ト共ニ潰物業ヲ營ミ格別ノ異常ナシト云フ。

(乙) 本人歴。

被告ノ胎生時ノコトハ不明ナルモ、其小兒期ニ於テハ至極健全發育尋常ニシテ、傳染性熱性疾患ニ罹リタルコトナシ。三歳ノトキ頭部ニ火傷ヲ受ケタルコトアリト云ヒ、其ノ瘰癧トシテ現時左顛頂部左耳外耳殻ノ後上方五糧ノ邊ヨリ顛頂部ニ向ヒ縱走スル長サ五・五糧、幅平均一糧ノ皮膚面平滑ニシテ毛髮ヲ有セザル禿部アルヲ認メラル。

七歳ノ時郷里ノ〇〇〇同字内ノ假設小學校ニ行き、一年後隣字〇〇ナル所ノ小學校ニ轉ジ、又一年餘ニシテ字〇〇ナル小學校ニ再歸シタリ、當時恰モ五箇字合村トナリ〇〇村ト改稱シ小學校ヲ新設シタルニヨリ此處ニ又轉學シ同校ニテ尋常科四學年程ヲ卒業シタリ、學業成績ハ普通ナリシト云フ。後十二三歳ノ頃俗ニ傷寒ト云フ熱病ニ罹リタルモ甚シキ症狀ナク數日ニシテ治セリト云フ。小學校通學ノ頃ヨリ往々一時人事不省ニ陥リ立くらみヲナス癖アリ、特ニ考ヘ事ヲナセル時、感情迫リテむらくトスル時等ニ一時夢中トナルコトアルモ時ニハ數分後ニ治シ又時ニ一時間位恢復セザルコトアリ、夢中ニナル時ニハ時ニ嘔吐ヲ催シ吐出スルコトアリ、郷里〇〇村附近ノ理髮所ニ行キテ頭部ニ觸レラルル時往々急ニ胸苦シクナリ嘔吐ヲナシ一時頭内朦朧ト

スルコト屢クアリタリ。

小學校卒業後ハ専ラ家ニ在リテ家事ヲ助ケ農ニ從事セリ、其間十八歳ノ時誤テ二階ヨリ墜落シ右耳殻ニ切創ヲ得且氣絶セリ、當時家人傍ニ在ラザリシタメ、家人來リテ介抱スル迄全ク人事不省ナリシト云フモ、其間何時間經過セリヤハ不明ナリ、徴兵検査ノ際ハ身長不充足且體質虛弱ノ故ヲ以テ合格セズ、二十七歳ノ時先妻〇〇ト結婚セルモ子ナシ。〇〇ト結婚後上京セルガ、上京スル迄ハ郷里ヨリ二里程隔タレル母ノ實家ヘ手助けニ行キタルコト度々アリタルノミ、其他自村外ヘ一步モ出テタルコトナカリシト云フ。

上京後ノ生活ノ景況ハ別項精神鑑定ノ章中ニ本人ノ供述ノ儘速記セルモノヲ記載セルヲ以テ其ノ條下ヲ参照セラレタシ、上京後〇〇ト同棲中モ類同夢中トナリテ氣ヲ失ヒタルコトアリ、〇〇ガ精神病ヲ發スルヤ其看病ニ一方ナラズ苦辛ヲ嘗メ、其病死スルヤ一時ニ落膽セルタメカ昨年七月ヨリハ特ニ腦惡クナリ常ニ頭痛ヲ覺ユルヤウニナリ、物ヲ考ヘ自己ノ行末ニ就キ苦慮スルトキハ情迫リテ心地惡クナリ一時夢中トナリ嘔氣ヲ起ス、近隣ノ理髮所ニテ頭髮ヲ刈ラレ乍ラ急ニ夢中ニナリ理髮師ヨリ驚カレ、後外出シテ溝端ニテ嘔吐ヲナシ漸ク我ニ返レルコトアリ。入監以來モ數回朦朧トセシコトアリ。六月二十三日ニハ一時夢中トナリ汗盛ニ出テ苦悶ノ様子アリタリトテ教誨師來リテ之ヲ慰安シ、入獄中ハ身體ハお上ニ任セ心ハ佛ニ任スガヨロシト論サレ漸ク安心シテ我ニ返リタリト云フ。

三十一二歳ノ頃肋膜炎ヲ患ヒ發熱甚シク耳遠クナリテ少シモ聞エザリシコトアリト云フ。三十六七歳ノ頃ヨリ

屢々夜間盜汗アルヲ氣付ケリト云フ。被告ハ少時ヨリ氣質溫良、小膽、細心翼翼ヲ專ラ業ニ勤ムル志アルモ腦疾ノタメ妨ゲラレテ之ヲ永續スルコト能ハズ、昨年七月來ハ殊ニ一時性ニ茫然トスルコト多ク、ソノタメ作業中過誤ヲナシ役ニ立タヌモノヲ作り出シ、又仕事ニ錯誤失策ヲ起スコト類々タリシト云フ。然モ他ヨリ之ヲ云ハレザル間ハ自發的ニ之ニ氣付クコトナシ。先妻ノ發病死亡、且絶エズ家計上ノ苦慮ニ惱メルタメ一層腦症狀増悪シタリシモノノ如シ。

現。在。症。

(甲) 身體症狀。

被告ノ身體ハ年齢ニ比シ一般ニ小柄ノ方ニシテ六月二十四日ノ檢診ニヨルニ身長五尺一寸二分、體重十一貫九百目、榮養狀態ハ普通ニシテ貧血性ナラズ。

呼吸十八脈搏一分間六十三至、舌苔ナク、元氣ナキモ疲勞ノ様子ナシ。顔貌ハ沈鬱悲哀ヲ帶ビ表情概シテ活潑ナラザルモ、談話中身ノ上ノ悲慘ヲ語ル際ニハ流涕慟哭シテ其情迫レルヲ示ス。談話中少シモ會釋スルコトナク、常ニ眞面目ニシテ寧ろ顔貌ノ變化ニ乏シトス。顔面ノ運動ニ病的搖擗等ノ異常ナシ、頭蓋外形ニ異常ナク、頭蓋ノ大サノ測定ヲ行フニ其結果左ノ如シ。

- 周 圍 五五・〇 釐
- 耳前頭圍 二九・五

耳後頭圍 二一・〇

耳顛頂圍 三三・〇

前後 徑 一八・五

左右 徑 一五・六 (縱橫指數八五)

耳 孔 徑 一三・二

鼻根後頭圍 三五・〇

耳孔鼻棘徑 一〇・八

耳 高 一一・八

頭部ヲ檢スルニ左顛額部左外耳殼ノ後上方五釐ノ邊ヨリ顛頂部ニ向ヒ縱走スル長サ五・五釐幅平均一釐ノ皮膚面平滑ニシテ毛髮ヲ有セザル禿部ノ癢痕アリ、之ハ三歲ノ時火傷ヲ受ケタル痕ナリト云フ。

耳ニ變質徵候・耳血腫等ナキモ左右共聽力著シク減弱シ普通懷中時計ノ秒針ノ進ム音響ハ外耳ヲ去ル約五釐ノ所ニテ既ニ聞エズト云フ、談話ノ際ニモ其ノ甚ダ重聽ナルコトニ氣付カルルモノトス。

眼球ヲ檢スルニ其ノ運動ニ障礙ナク、視力ハ左眼著シク減弱シ二號活字ノ文字ハ二尺五寸ヲ隔テテ之ヲ辨セズ、右眼ハ少シク衰ヘタル如キモ著シキ障礙ナシ。眼底檢査ヲ行フニ鬱血乳頭・視神經萎縮等ノ病變ヲ認メズ。瞳孔ハ左右トモ大サ中等大、其ノ對光反應調節反應尋常ナリ。視野ノ大サヲ檢スルニ甚ダシク縮小セリ。元

來視野トハ一眼ヲ閉テ片眼ニテ其ノ眼前ノ一定點ヲ凝視シ眼球ヲ動かスコトナクシテ同時ニ見得ル全域ノ廣サヲ云ヒ普通視野計ト稱スル器械ヲ用ヒ其ノ視得ベキ最外方點ヲ眼底ト連結セシ直線ト視線トノ間ノ角度ヲ測定シ、之ヲ各方向ニ於テ測リ其ノ實驗的ニ得タル諸點ヲ連結シテ視野表ヲ作ル。此ノ視野ノ範圍ハ白色、青色、赤色、綠色等色ノ異ナルニヨリ夫々其ノ境域ヲ異ニス。今附圖一(掲載ヲ略ス)ニ被告ニ就テ檢セル兩眼ノ白色ニ對スル視野表ヲ掲グ。之ヲ普通人ノ視野ト比較スルニ四方各方向ニ著シク縮小シ、殊ニ左眼ニ於テ著シキヲ視ル。顔面諸筋運動異常ナク、舌尖ヲ挺出セシムルニ微弱ノ震顫アリ。言語ハ低聲ナルモ蹉跌・不明・失語・錯語等ナク、發音ノ際顔面ニ異常運動ヲ伴フコトナシ。四肢其他ニ纖維性搐搦ナキモ、手ハ力ナク握力通常人ノ半ニ達セズ。但歩行ニハ堪ヘ脚力ハ決シテ人ニ劣ラズト稱ス。膝蓋腱反射ハ兩側共少シク亢進スルモ、アヒルレス腱反射、橈骨反射、三頭筋反射等ニハ亢進ヲ見ズ。胸部ヲ聽診及打診スルニ心音心界ニハ異常ナキモ肺臟ハ右側肺上葉・左側肺下葉ニ微濁音ヲ認ム。之ヲ本人ニ糺スニ三十一二歳ノ頃輕キ肋膜炎ヲ病ミ發熱シ一時重篤ニ陥リタリト云フ。又六七年來時々盜汗アリ、一日ノ中ニテモ午後ハ一般ニ氣分勝レズト訴フルニ微シ恐ラク程度ノ肺結核ニ罹レルモノト察セラル。皮膚ノ痛覺・觸覺・溫度感覺ヲ檢スルニ著シキ異常アリ。概シテ左半身殊ニ軀幹部左側ハ正中線ヲ境トシテ一般ニ觸覺・痛覺過敏ニシテ特ニ左下腹部ニ於テ著甚ナリ。上肢ハ上膊・前膊・腕部共左側感覺過敏ヲ訴フルニ、下肢及頭部ニ於テハ痛覺・觸覺左右共略々同様ナリ。左側軀幹手ヲ以テ之ニ觸レザルモ何トナクポーッ／＼トほてゐるが如キ感アリト云フ。殊ニ左半身ニ發汗スルコト右側ヨリモ

多シト云フ。溫覺・冷覺ニ就テハ器具不完全ナリシタメ詳密ナル診査ヲ行フコト能ハザリシモ、略々痛覺・觸覺ト同シク左半身ニ多少ノ異常過敏存在スルモノノ如シ。感覺鈍麻ニ就テハ特ニ著明ナル點アルヲ認メズ。左下腹部、兩側胸部、脊柱部等ニ指壓ヲ加フルニ著シキ痛ミヲ感ズルモノノ如シ。即チ局在セル壓痛點存在ス。但シ此部ニ特ニ腫脹・發赤等ノ跡ナク全ク神經性ノモノナルコト明ナリ。(此感覺過敏ハ入監以來特ニ顯著トナレルコトヲ自覺セリト云フ。「差入辨當をたべてゐる間はさうでもありませんが、お上の御飯斗り續いて食べると感じが變つて來ます。入監以前に働いてゐた頃にはそんなことには氣がつかせませんでした云々」) 筋肉竝ニ關節ノ感覺ニハ異常ナシ。咽喉部及上腹部皮膚ニハ兇行ノ當時自殺ヲ圖リテ自傷セル創痕ヲ認メラル。共ニ完全ナル瘻痕ヲナセリ。咽喉部ノ創痕ハ淺キ切創ニシテ斜走セル四條ノ「ケロイド」性瘻痕ヲ貽シ深サ皮下組織ニ達セルノミニシテ内臟(甲狀腺・副甲狀腺・唾液腺等)ヲ傷ケタル證據ナク、是等ノ附近ノ筋肉組織ト皮膚組織トノ癒著モナシ。呼吸及嘔下ニ格別ノ障礙ナキモ、其自覺證狀ヲ問フニ大キク呼吸ヲスル時ハシメラルル如キ心地シ、嘔下ノ際ニハ何カツカヘテキル如キ心地スト云ヘリ。上腹部ノ傷痕ハ長サ約三糎、上腹部中央線ヨリ少シク右側ニ偏シ上右方ヨリ下左方ニ斜走シ、其創ノ上端ハ胸骨劍狀突起ヨリ六糎、其下端ハ臍窩ヨリ七糎ヲ隔レリ。因ニ右ノ咽喉部ノ創ニ就テハ調書中大正八年五月八日附鑑定人〇〇地方裁判所囑託醫〇〇〇〇ノ鑑定書ニハ全然之ヲ記述セズト雖モ、三月二十二日兇行直後〇〇警察署長ヨリ〇〇地方裁判所檢事正宛事件報告中ニハ明カニ「自身モ腹部竝ニ咽喉ヲ切りテ死ヲ計リシモ遂ゲザリシモノニシテ腹部ノ創傷ハ輕

微ナルモ咽喉ノ傷ハ相當重ク出血多量ナリシガ手當ノ結果目下ノ處死亡ノ虞ナカルベシ云々トアリ。當人ニ糺スニ一切覺エナク何時傷ケシモノナルカ記憶セズト云フモ、恐ラク兇行直後自殺ヲ計リテ傷ケタリト云フガ事實ナルベク、〇〇〇醫師ハ之ヲ記述セザリシモ明ニ鑑定當時癡痕存在シタリシモノト考ヘラル。血液ヲ採取シ之ニ就キワツセルマン反應ヲ檢セルニ其結果陰性ナリ、即チ微毒ニ罹レル證徴ヲ認メザルモノトス。亦腦脊髄液ノ検査ハ之ヲ行ハザリキ。尿ニ就テハ糖竝ニ蛋白ノ有無ヲ検査セシモ其ノ存在ヲ認メズ。糞便ノ検査ハ其ノ必要ヲ認メザリシニヨリ施行セザリキ。

(入監中發作性ニ夢中トナリ房内ニ打倒レタルコト往々アリ。看守人ヨリ大聲ニテ呼ビ覺マサレタルコト數回アリタル旨看守簿ニ記入セラル。又入監中縊死ヲ企テタルコト二回アリ、初メハ發見セラレテ失敗ニ歸セシモ、二度目ハ一時假死狀ニ陥リ後人工呼吸ニヨリテ蘇生セリト云フ。詳細ハ精神症狀中ニ記述スベシ)。

(乙)精神症狀。

被告ノ診察室ニ入り來ル姿勢ヲ見ルニ前屈様ニテ徐行シ、舉止一般ニ不活潑ナルモ、鑑定人ニ對シ鄭重ニ挨拶ヲナシ命ニ應ジテ著席シ其態度極メテ柔順ナリ。但シ顔面ノ感情表出ハ寧ろ遲鈍抑鬱性ニシテ悲哀ノ調ヲ帶ビ少シモ破顔又ハ微笑スルコトナシ。兩手首ハ帶革ニテ固定拘束セラルルモ常ニ著衣ノ不整頓ヲ恥ヂテ之ヲ直サント努メ、舉動安靜、言語亦丁寧ナリ。理稱ハ良ク、問ハレザルコトヲ自發的ニ物語ルコトナク、ヨク問意ニ相當スル答辯ヲナス。音聲低聲ニテ緩急ナク常ニ悲調アルモ冗語・錯亂・迂遠等ヲ認メズ。

指南力・認識力ヲ檢スルニ、自己ノ姓名、職業、年齡、來處、現在ノ年月、現在ノ場所、傍ラノ人々等ニ就テ常ニ正當ナル答ヲナシ、精神界ノ朦朧又ハ錯亂ヲ示ス徵候ナシ。病識ヲ問フニ數年前ヨリ腦病ニテ毎常頭痛頭重等ヲ感ジ仕事ヲ充分ニナスコト能ハズトテ詳細ニ病狀竝ニ既往歴ヲ物語レリ。其速記ハ別録セル所ノ如シ。但シ余ガ日ヲ隔テテ檢診セルニ、毎回多少其氣分ニ變化アルヲ認メラレタリ。即初回六月十四日ニハ著シク沈鬱セル如ク談話モ甚ダ不活潑ナリシガ、次回六月二十四日ニ檢診セル際ニハ稍々元氣アルガ如ク長時間ニ互リテ倦ムコトナク自己ノ身ノ上ヲ物語レリ。第三回ノ時即七月八日ニハ稍々悲哀ニ沈ミ居タルモ第一回時ノ如クニハアラザリキ。斯クノ如ク毎回多少氣分ニ變化アルコトヲ認メラルルヨリ察スルモ、日々常ニ同一ノ氣分ヲ持續スルニアラザルコトヲ察知セラル。

記憶力ヲ檢スルニ過去ノ經歷等ハ甚ダヨク之ヲ記憶シ、之ヲ問フニ一點ノ淀ミナク即答シ殊ニ年月日ヲ誤ラズ。試ミニ鑑定人ニ向テ述ベタル既往經歷ノ速記ノ一部ヲ左ニ轉載スベシ。

「大正四年五月郷里新潟縣東〇〇郡〇〇村から先妻の〇〇〇と二人で出京しましたが、二人共東京は始めての事で様子が分りません故、私は下谷〇〇にゐる妹スエの所へ厄介になり、その家の商賣(氷屋)の手傳ひをし、妻は神田の花屋さんへ奉公に行き、かうして兩人別々に二三ヶ月稼いで見やうといふことになりましたが、〇〇〇は奉公が辛くて堪らず、二ヶ月許りたつと度々葉書をよこして、どんな小さな暮しでもいいから一所に所帯をもちたいと云つて参りました故、その年九月に本所の今の所に家を持ちました、妻は九月十七から〇〇〇ゴ

ム工場に入りまして十九錢づゝ日給をとります、私も方々職を探しましたがありませんで、やうやく二十四日に
○澤○三〇といふ人の金物挽物工場に入り日給三十五錢位貰ふことになりましたが、一週間程通ひますと十月
一日に氣分勝れず休み、二日三日と出ましたが、又四日からどうも眩暈がしたり身體がだるくて食思も進まず
どうしても働けないのでとうとう一と月斗り休んで了ひました。それから後も妻一人の稼ぎで暮して行くこ
とも出来ませんから、私一人は郷里へかへり父母の處で保養をし、十一月二十九日に身體もよくなつたので又
上京して参りました。その時父から百圓貰ふ書付を貰ひまして内金として十圓だけ貰つて來まして、又○澤方
へ参つて挽物をしてゐました。それから一年半程何事もなくつとめてゐましたので、大正六年四月には貯金も
三十圓程出來、初めには何もなかつた家の内にも少しは家財道具も出来るやうになりました、然るに四月十六
日に妻が急に氣がおかしくなり病みつきまして、近所の○池醫師の手當を受けましたが效もなく苦しみに苦し
みまして、五月二十二日になくなりました。そのため一旦歸國いたしました、其時父から十圓、妻の里から五圓
其他土地の人からもいろ／＼貰ひまして香奠が二十圓斗りになりましたので、之を持って六月二十日に又上京し
ました所が其後○澤さんは澁谷の方へ引越すことになりましたので私もそつちへ通ふ譯にも行かず、その夏一
夏は妹の家に泊り込んで家業を手傳ひ、向ふで食べて外に月十圓づゝ貰ひ、自分の家の方はそのまゝ借りて
おいて隣家の人に泊つて貰つてをりました。九月末まで水屋で働きまして十月から自分の方に戻り隣家の○
村○十〇さんの所で挽物の仕事をすることに頼みました。十一月八日には○○○の親戚の者の世話で今の妻ヌ

イを貰ふことになりました。勤めてゐる間にも始終腦の具合が悪く身體が疲れめまひが起り、何處と云つて身
體の痛い所や苦しい所はないのですが、どうしても働けません。月に二日三日位はそのため仕事を休みます。
昨年七月頃よりは時々めまひがして氣が遠くなつて倒れて了ふことがあります、仕事してゐる間にも額に汗が
出て上氣してホッポとするためまひがして來て堪らないので、便所へ参りまして一時休みます。氣がほうと
しますと仕事をしてゐましても時々役に立たぬものを作つたり仕損ひをいたします。

看守人ノ言ニヨルニ人獄以來常ニ憂鬱ニシテ時々茫乎トシテ呼ブモ急ニ答ヘザルコトアリト云フ。最近時ノ記
銘力ヲ檢スルニ鑑定人ガ六月二十四日檢診ノ際「お前は以前私に會つたことがあるか」と尋子シニ六月十四日
ニ檢診ヲ受ケタルコトヲ忘却シ、「今日始めてお會ひするのだと思ひます」と答へ「前に此診察場へ來たことが
あるだらう」と問ヘバ「はい、二三日前に來たやうに覺えます」と云ヒ「午前か午後か」と問フニ「はつきりは存
じませんが此處から歸つてすぐ午飯をたべましたから晝前かと思ひます(正答)」と云ヒ其ノ記録ノ不確實ナル
コトヲ示セリ。之レ六月十四日ハ前記セル如ク被告ノ氣分勝レザル茫乎タル日ナリシタメ其記録不完全ナル
ヲ免カレザリシモノナラン。其他面會人ニ就キ問フニ營テ面會ニ來リシ人(○村○吉妹○村スエ、○村マサ、
妻ヌイ、妹セイ)等ノ名ヲ擧ゲタルモ、其日時對談ノ内容等ニ就テハ詳シク記憶セズ。監房内ノ景況、營テ同
房者タリシモノノ風事等ヲ實スモ明答スルヲ得ズ。即チ最近時ノ記録力ハ著シク侵サレタルモノノ如シ。
次ニ犯行常日ノ顛末ヲ問フニ、

「母が一月頃から顔に腫物が出来たので金井醫師の治療を受けておりましたが、金井さんが之は重い病氣らしいから一度三井病院へ行つて見て貰つた上入院して手術でもしたらどうかと云はれたのでしたが、自分は今迄金井さんに薬代さへろく／＼拂へない位な所へ、入院などして入費がかかつてはやり切れないと考へましたので、金井さんへは何にも返事をしないでぬましたのに、金井さんから度々どうだと云うてくれるので、母は自身で金井さんへ行き三井病院へ連れて行つて貰ふやうに頼んで来たとの事でしたから、私も黙つて居る譯にも参りませんから、二十日の晩ヌイと一所に金井さんの所へ参りましたら、先生の妹さんが居られました故よく願ひし、先生から明朝六時に来いとの事でした故、萬事をよくお頼みして歸りました。そして二十一日朝には六時少し前に私は母とヌイと三人で金井先生の處へ参りましたら、先生はまだ寢ていらしつて、後からすぐ行くから一足先きへ錦糸町の停留場へ行つて待つてゐるとの事でしたから、私も一所に行かうとしますと、母はお前達は稼ぐがいい、道は分つてゐるからと云ひましたので、電車賃として一圓渡して私はすぐ工場へ参りました。

母は歸つて来ましてから私に云ひますには、今日病院で大先生はお留守で代りの先生が見てくれたが、入院してもよし通つて来てもいい、とにかく手術をしなければならぬとの事で、入院するには金があるから何とか工面してくれまいかとの事でした。私もいろ／＼考へて見ましたが、初め診察に行く時には三井病院では一文も金はいらぬといふ話であつたのに、一日行つて見ると、親類があり一戸をなしてゐるものは手術料は出さねば

ならぬとの事で當惑しました。實は妻も印刷所へ出て日給六十錢位取つて来るのですが、それを少しも私に見せず何かに費つて了ひます。尤も母もあり、又前から少しの借金もあるとの事故そんな方に廻すのかも知れないと思ひ、私も強ひて其金を催促もしませんでした、何しろ三人家内の處へ私の稼は月に僅十七圓から二十圓位故、とてもやり切れず、貯金も段々と下げてなくなつて了ひますし衣類も大抵質に入れて了ひましたし、妹の方から少し金を借りてるやうな有様で、其時には丁度米屋に一ト月半も借りがあるのにもう四五日で米もなくなるといふ時でしたから、餘計入院のことも心配になりまして、どうして金策していいか途方に連れて、終ひには上氣して了ひました。夕飯時に一度家へ歸りましたが、胸がつまつて飯もろく／＼咽喉へ通らず、言葉も交さずすと工場へ夜業に参りまして、十時前に歸つて来ますとヌイはもう牀に入つて寢てをりました。母は私の歸るのを待つてゐて、明日手術料の金が出るだらうかと云はれましたので、今迄の心配が又急に胸へ上つて来まして、そのまゝ卒倒して氣が遠くなつて倒れて了ひました。暫らくたつて我にかへつて仕度をして牀に入りましたが、心配があるので眠られませぬ。それから後は何が何だか夢中にして、妻や母を斬つたといふ事も少しも覚えはありません。私が氣がついた時には私は病院に入つておました。いろ／＼傍の人に尋ねましたら、病氣に障るから後で話すと云つて何にも話してくれませんでした。後にいろ／＼私のした事を聞いて驚いたのです。

傷が治つたので四月四日に病院から此〇〇監獄に来ました、一體何病院にゐたのかわかりませんが、何でも本所

の川のそばです。監獄へ来てから始めて母や妻を私が斬つたといふ詳しいことを聞いたのです。今迄二度裁判所へ呼び出されましたが、二度目の時は永らく待つたあと、判事さんがお忙しいといふことでお調べなしに歸されました。

ト云ヒ全然犯行ニ就テ記憶ナシト云フ。六月二十四日更ニ犯行ノ記憶ニ就テ糺セルニ、

「人を殺したなどといふことは決して存じません。誰を殺したのが更に覚えのないことです。監獄へ来て間もなく運動に出るとき看守さんがお前は人を殺したといふことだがどういふ譯で誰を殺したのだと問はれ、始めてさうか己が人を殺したか、ヌイでも傷けたのか知らんと考へついたのでした。それから裁判所でも人を殺したと云はれましたが、知りませんと申し上げたら、お前は妻ヌイの後ろからその顔をかかへて斬つたのだと云はれました。どうも私には分りませんと申し上げたら、自分でしておいて分らぬといふことがあるかと叱られ、裁判官からちやんと己が見てゐて知つてゐるぞと云はれ、左様ですかと申し上げましたが、どうも私には腑に落ちません、私は人様に傷つけるなど云ふことは決して怖くて出来ません云々。

ト答へ、全ク犯行ニ就テノ記憶ナキコトヲ云ヘリ。又、

「斬つたにしても何で斬つたものか少しも覚えがありません。裁判所でお見せになりました出刃庖丁は覚えのあるもので、隣の○村さんから一月頃借りたものでありますが、あれで妻を斬つたとはどうしても私には思はれません。

病院に入つてをりまして○村のおかみさんが尋ねて来て呉れた時聲かけられて始めて気がつきました。おかみさんに、気がついたかい私の云ふことが分かるかいと云はれて、我にかへつて不思議に思ひました。何故こんな病院へ入つてゐるのだらうと看護婦さんに尋ねましても、今に病氣が直れば凡て分ると云つて何も話して呉れませんでした。気がついた時には傷口もまた充分直らずそれから十日斗りも病院にゐました。病院から直ぐ監獄に連れて來られたのです。

夢中でゐました間は別に傷が痛いと思ひませんでした、気がついてからは傷口が始終痛みました」。

ト答ヘタリ。然ラバ裁判所ニテ犯行事實ヲ承認セルハ如何ト詰リタルニ「あの時は私は何も知りませんし、裁判といふことも始めてで分りません故、何事もお上の仰しやる通り左様ですが、と申し上げて聞いてをりましたのです、私は少しも妻や母を斬つたといふことには覚えがありません」ト主張セリ。

即チ犯行時以前ノコトハ克ク明細ニ之ヲ記憶シ且想起シ、又犯行数日後自ラ我ニ返レリト稱スル時以後ノコトハ比較的ヨク想起シ得ルガ如キモ、犯行直前ヨリ数日間ニ互ル出来事ハ自己ノ犯行ニ就テハ勿論、周圍ノ事情ニ就テモ一切記憶セズト云ヒ、之ヲ明細ニ問フモ返答要領ヲ得ズ。其ノ記憶ナキヲ伴ハルモノニアラズヤトノ懸念ヨリ數回ニ互リ同一ノコトヲ日ヲ隔テテ問フニ同一ノ返答ヲナシ、又ゾムメル氏ノ聯想法ニヨリ種々ノ刺戟語ヲ與ヘテ簡單ナル聯想ヲナサシメ、其ノ聯合作用ニ要スル時間ヲ精細ニ測定シオキ、其間ニ不意ニ犯行ニ直接關係アル刺戟語ヲ與ヘテ試ミルニ、若シ伴リテ記憶セズト云フトモ、眞ニ記憶ヲ有スルモノナラバ其際際

匿セントノ内的努力ニヨリ多少聯合時間長引キ反應時間ニ不規則ナル異例ヲ示スヲ例トスルモノナルガ、被告ニハサルコトナク、次ノ實驗表(掲載ヲ略ス)ニ見ル如ク全ク聯合作用ハ單ニ一般ニ遲滯スルノミニシテ犯行ニ關係アル刺戟語ニヨリテ聯合作用ノ平衡ヲ亂セルノ事實ヲ見ズ、之レ明カニ犯行當時ノ記憶存セズ其事ヲ問ハルルモ心中ニテ取り繕ヒタル返答ヲナスノ努力ナキコトヲ證スルモノナリ。

知識及智力ニ就キ檢診スルニ、其ノ教育程度ニ應ズル簡單ナル事項ハヨク之ヲ知ルモ、暗算、作文等ヲ試ミルニ充分ナラズ。但シ日常生活上ノ事務ノ處辨ハ充分ニ之ヲ行フコトヲ得ルモノノ如キモ、一般ニ智力ノ活用ニ遲鈍ナル所ヲ認メラレ、所謂氣ノ利キタル所更ニナク、時ニハ全ク茫乎ト見ユルコトアリ。妹スエノ談ニ依ルニ被告が大正六年中スエノ夫○村○吉方ニ備ハレツツアリシ間ニモ簡單ナル計算ヲ誤マリ又ハ得意先ノ用向ヲ忘却シナドシ商賣上損失ヲ招ケルコト一再ナラズ、一體ニ愚圖ニシテ役ニハ立タヌ男ナリト云ヒ、又被告ヲ使用セル○村十○ノ談ニヨルモ被告ハ往々仕事ヲ誤リ無用ノモノヲ製出スルコト往々アリ、概シテ其作業モ遲キ方ナリト云ヘニ徵スルモ、其智力竝ニ意志ノ活動ハ稍々劣レルモノナルコトヲ察セラル。

妄覺・妄想等ノ有無ヲ檢スルニ、病的ト認ムベキ幻視・幻聽乃至妄想等ハ之ナキモ、其思想一般ニ沈鬱内氣ニシテ敢爲ノ氣性ナキモ、周圍ノ事情、妻ノ舉動等ニ對シテハ常ニ自己ニ不利ナル如ク曲解シ、或ハ些細ノ動機ヨリ妻ノ貞操ヲ疑ヒテ嫉妬シ又ハ妻ガ自己ニ祕シテ母ト共ニ金錢ヲ浪費スル如ク考ヘ、平素明ラ様ニ之ヲ口外シテ妻ヲ詰ル如キコトハ稀ナルモ内々妻ノ行方ヲ捜査シナドシテ内心ノ悶ヲ行ル如キ舉動ニ出テ、爲メニ外面

的ニハ夫婦相和スルガ如ク親族友人等ヨリ觀察セラルルモ、心中ニハ常ニ多少ノ嫉妬ヲ藏セシモノノ如シ。但シ之ハ輕度ノ妄想ト云フベキヨリモ寧ロ其ノ小膽内氣ナルヨリ來リシ自然ノ心理ナルベキガ如シ。

其觀念聯合ガ常ニ傾クコトハ其境遇ノ影響ニヨル所多カルベキモ、亦其性格ノ反映ト見ルベキモノナクンバアラズ。例ヘバ入監ノ始メ○村○吉ノ差入ニヨリ差入辨當ヲ食セルニ、同房者之ヲ羨ミ差入ハ重罪人ニハ許サレヌコト故斷ハレト勸メラレテ直チニ之ヲ斷ハリタリト云ヒ、七日八日當人ノ談ニヨレバ差入ヲ喰メルト差入レタ人マテ罪ニナルト云フ話ヲ聞キテ之ヲ斷ハリタリト云ヒ、後○山辯護士ヨリ其ノ事實ナラザルコトヲ確カメテ七月七日再ビ差入ヲ晝飯ダケ食スルコトトセリトノコトハ、如何ニ其ノ小膽ナルカラ見ルニ足ルベシ。其他事毎ニ悲觀シテ直チニ絶望的トナリ自暴自棄的ノ言辭ヲ弄スルノ風アリ。

次ニ獄中ノ記録中ニ記載セル五月二十一日午前零時十分雜居房内ニテ突然熟睡中ナル同房者○本○造ノ咽喉ヲ扼シ、又更ニ隣席ニ熟睡セル○田○一ノ蒲團ノ上ニ跨リ兩手ヲ以テ其咽喉部ヲ壓迫シタルニ依リ○一モ苦痛ニ目覺メ格闘シタルニ、被告ハ○一ノ手ニ咬ミ付キ手甲・掌ニ各一ヶ所無名指ニ一ヶ所ノ擦過傷ヲ負ハセ、看守及同房者ニ取押ヘラレタルコトアリトノ事實ニ就キ本人ニ糺セルニ、

「それは話が餘程違ふのであります。實は其日の午後雜居房で外の者といろ／＼話をしておりました時、一人の者が房の開き戸の外を覗きまして、外の方に何か不思議な物が出来たと云ひましたので私も見度いと思ひましたが、看守さんが來ましたので見る事が出来ませんでした。夜中にふと目が覺めまして、今それを見ませう

と思ひまして一寸外を覗きに起ちまして、その時牀へ歸る時にふと足が他の人に當つたので、其人が目さまし何をするのだ此野郎といふ風に怒鳴りましたので、驚きまして又よろけて次の人のからだに當つて倒れたのです。それ翌朝その人達が私が手を咽喉へ當ててしめ殺さうとしたの、又馬乗りにもその人の上に乗つて首をしめやうとしたのと申上げたのです。私は決してそんなことは致しません。又之は夢中で致したのではなくよく覚えてをります、その人の手に咬みついたことなども決してごさいません」。

ト云へり。當時○草監獄醫が同房ノ者ヨリ聞キタル所ニヨルニ當日晝間四人ノ同房者相語りツツアリシニ、其一人(○本)ハ被告ヲ擲掬セントテ被告ノ如キ重罪人ニハ面會許可セラレズ予ハ今日被告ノ代リトシテ被告ノ妹ニ面會セリナドト語り、又被告ガ平素差入辨當ヲ食シ居ル故之ヲ妬ミ差入ナドハ重罪人ニハ出來ナイコト故早速斷ツタラバヨカラシナド云ヘルニ、被告ハ之ヲ眞ニ受ケ如何ニシテ斷ハラシカト其方法等ヲ尋テタリト云フ。夜中ノ事ノ原因ハ不明ナルモ○田ト格闘ヲナシタルハ事實ニシテ、看守モ物音ヲ聞キテ驅ケツケタル際被告ハ○田ノ體上ニ跨リ格闘シ居タルヲ發見セリト云フ。併シ首ヲ扼セリ云々ニ就テハ○本○田ノ陳述ノ外、外ニ證據トスベキ證據ナシ。他ノ同房者ノ一人ハ當夜寢ツカレズウトトナシ居タルニ、被告ハフト目ヲサマシ暫時○本○田等ノ寢息ヲ視ヒ其熟睡セルヲ見ルヤ起チテ○本ヲ扼セシモノナルガ如キモ自分モ眠カリシ故詳細ハ記憶セズト云へり。

六月九日獨房内ニ於テ縊死ヲ企テタリトノ報告アリタルニ依リ同月十四日日本人ニ就キ之ヲ糺セルニ左ノ如ク

答へタリ。

「九日の、さうでムいます時刻はよく覚えてませんが、晝御飯過ぎて間もない頃と思ひます、室の隅に箒などを掛ける釘がありますが、それへ下帯をかけて首をつる支度をしてゐます内に、看守さんに見つかりましたのです」。

其原因ニ就キ問ヒタルニ、

「はい、別に何といふこともありません。何となく監獄にゐるのが心につらく、いつそ死んで了つた方がと思つてふと死んで見る氣になつたのです、別に苛められてつらくなつた譯ではありません、かうやつていつまで経つてもお調べもなく、此分ではいつお調べが終へるのやら分らず、多分もうお調べがついて罪が定まつて一生監獄へ入れられて了つたんだと考へて、誠につまらないやうな心になりましたのです、今日ではさういふ陰氣な考もありませんが、折々何となく氣がぼうとしてつらくて堪らないことがあるのであります」。

爾來看守人モ特ニ注意シテ其動作ヲ警戒シ居タリシニ、七月二十六日午後三時二十分夕配食ニテ看守人等多忙ナルヲ奇貨トシ、再ビ憤鼻揮ヲ監房裏窓硝子ヲ破リテ懸ケ縊死ヲ企テ既ニ絶息シ居タルヲ看守ノ發見スル所トナリ、部長看守四五名ニテ直ニ人工呼吸ヲナシ、醫ノ注射ヲ受ケナドスル中、微カニ呼吸ヲ恢復シテ蘇生シタリト云フ。八月十二日余檢診ノ際此ノ自殺ニ就キ訊問セルニ、

「全く夢中でやりましたので少しも覺えがありません。その日妹のヌエが面會に參りましていろ／＼家事の話

をして行きました。又妹に向つて自分はよくは覺えないが、聞けば妻を斬つたりお母さんを殺したりしたのださうだが、そんな大罪をしてつて申譯がないから、もう之から差入は食べないつもり故斷つてくれと云ひましたら、傍で教誨師さんからそんなことする必要もないといろく御親切にすめられまして、二十六日から又毎夕食だけ差入れて貰ふことにいたしました。その日は一日いろくの事が考へられ、母や妻に申譯のないやうな心持もし、又思ひかへしてよく考へて見ると妻を斬つた事の覺えもあるやうに臆る氣に思ひつきまして、どうもすまない事をしたと悲しく思ひ、いろく先きの事も考へ、大きな罪を犯したのでそれでいつ迄も裁判がかかるのであらうなども考へ、その中に頭がぐらくとして夢中になつて了ひました。首を吊つたことは覺えてをりません。何時頃でせうか、多分午後と思ひますが時間は分りません。どんな方法で首を吊つたか覺えませんが、氣がついた時には監房の憚りの所に坐つておましたから、多分手拭で自分と自分で首をしめたのであらうと思ひます。どうもくらくとする夢中になりました少しも覺えがなくなります。多勢様に御手敷をかけて、そのお力で氣がつきましてから、監房の外へ出て空氣を吸へと申され外へ出ました。看守さんやなどにいろく何か話しかけられましたが、何を話しましたが少しも覺えてをりません。その中又監房で寢てゐると申されまして寢ました。夜になつて看守長さんから私が首を吊つてゐて皆さんで助けて戴いたといふお話を伺ひました。その時注射した跡が痛むかとお尋ねになりました二の腕へさばつて見ましたが、少し押すと心が痛いやうな心持がしましたが、注射されたことは存じません。呼吸を吹きかへしてからは何となく全

身がだるくて肩がはりまして、手を張つて肩を伸ばすと急に目がくらくと廻るやうな心持がします。目のくらむのはほんの一時で、身體を横にして寢るとすぐ恢復します。それからこつち烈しい頭痛が時々起りまして一時間位つづきます。食は一體に進みますが申譯がないやうな心持がいたしまして、今朝も實は戴かすにおきました。申譯ないのでたべる氣にならないのです。

依ツテ食事ノ事ニ就キ更ニ詳細ニ問ヘルニ差入辨當ニ就テハ左ノ如ク詳述セリ。

「七月十二日には田舎の兄が上京して参りまして、私が田舎で講に入つてをりました無盡の掛金の話をしに面會に來ました。その時教誨師さんの御立會で兄に面會しました。その時兄が差入をしてやると申し、その晩、その翌日の朝と夜たべました。十四日には差入が参りませんで十五日の朝参りました。それから十七日の朝もたべました。十八日に辯護士さんが見えましたが差入の話をしたのに夜一本づつたべたらよからうといふので、さういふ風に願ひまして、十九日の夕方辨當が参りまして受取りましたが、看守さんがとり上げて了ひましてたべません。それで二十日には夕方差入が來ましたが、返して了ひました。二十一、二十二、二十三、二十四、二十五日は辨當が参りましたさうですが、どういふ譯か渡して下さいませんのでたべません。二十六日には首をつつたのでその晩は戴きませんが、それ以來は一本も差入が参りませんので、ここ二週間許りお上のおまんま斗りいただいてをります。擔當さんにどうか早く處分をつけて罪をきめて下さいと頼みましたが、己ばそんなことを定めることは出來ない裁判の開くのを待てと云はれましたが、何でも早く罪をきめて

いただかない中は申譯ないやうでそれ斗り氣にかかります云々」ト答へたり。
之ヲ要スルニ一時意識ヲ喪失シ夢中トナレル間ノ出來事ハ全ク之ヲ記憶セズ、之ヲ追想スルコト甚ダ難ク時ニハ全然不能ナルモ、意識清明ノ間ノ出來事ハ些事ニ至ル迄ヨク記憶シ、事實ヲ誤ラザル追想ヲナスコトヲ得ルモノナリ。

之ヲ要スルニ被告ハ現在ニ於テ意識清明ナル時ハ格別著明ナル精神的症狀ヲ有スルモノニアラズ、唯常ニ沈鬱ニシテ思想概シテ悲觀ニ傾キ舉止活潑ナラズ、加フルニ教育ノ程度低ク低級ナル生活ヲナシ居タルタメ智力亦至テ貧匱ニシテ、物事ニ對シテ充分ノ理解ト洞察トヲ有スルコトナシ。然ルニ生來感動シ易ク過度ノ勞作又ハ心勞又ハ感動ノ後ニハ血液上衝シ、一時意識ヲ失ヒ精神朦朧トナル發作往々アリ、此朦朧狀態ハ少時ヨリ往々アリタルモノニシテ時ニハ原因不明ニ起リ來レルコトモアリ。殊ニ感動ニ基キ一時意識ヲ喪失セル時ハ之ニツツク朦朧狀態ノ間ニ往々一圖ニ其感動ニ基ク行爲ヲ暴發シ充分ノ智力ニヨル制御反省ノ能ヲ失ヒ全ク反射的無意識的ニ衝動性ノ動作ヲ行フコトアリ。在監中鑑定時日中ニモ二回此發作中ニ自殺ヲ企テ、七月二十六日ニハ既ニ一旦死亡セルモ人工呼吸ニヨリ蘇生セルモノナリ。而シテ精神的固有症狀ト做スベキ指南力喪失、病識缺如、記憶減失、意識喪失、妄覺、妄想等ノ症狀ハ常態ニ於テハ認メラルルコトナシ。

診。斷。

上記ノ家系歴竝ニ本人ノ現在證ニ徴シテ之ヲ按ズルニ、被告ニハ精神病的變質者タル母系祖母及ビ叔母ニヨリ

縁ヲ引ケル精神病及神經病ノ深キ遺傳的素因アルガ如キモ、目下被告ノ身體證狀及精神證狀ニ於テ彼ガ重キ精神病又ハ神經病ノ常態ニ在リトノ微證ナシ。タダ生來小膽内氣ニシテ快活ナラズ寧ロ沈鬱ニシテ作業能力乏シク、往々一時性ニ頭痛・頭内朦朧ヲ訴へ、劇シキ感動ノ後ニハ一時夢中トナルコト少時ヨリ屢々アリ、大正六年七月先妻ノ病死ノ前後ノ苦慮ニヨリ一層腦ヲ惡クシ精神的作業ニ堪ヘズ且嫉妬ニ傾キ稍々心配症ノ氣味アリテ著シク悲觀ニ陥レルハ其精神界ニ變質的徵候タル感情刺戟ノ亢進症アルモノト解スベク、又過劇ナル身體的勞作ニ堪ヘズ、身心ノ過勞ノ時ニハ頭部ハ發汗シ意識朦朧トシ眩暈ヲ感シ卒倒スルコトアリト云フハ生來性變質タル「ヒステリー」ト稱スル疾病ニカカリ居リ神経系ノ神經作用ニ異常ナル過敏性アリテソノタメ其疲勞性亦大ニシテ且是等ニ基キ意識喪失或ハ意識朦朧ノ發作ヲ發作スルモノト認メラル。

即チ被告ノ精神歴竝ニ身體ノ現症ヲ案ジ、鑑定時日中ニ數回ノ意識朦朧ノ發作アリシ狀況ヲ親シク見、更ニ既往ノ病歴ヲ參照シテ考フルニ、被告ハ生來性體質性變質ニヨル「ヒステリー」ニ罹レルモノト診斷セラル。生來性神經質乃至「ヒステリー」ニ罹レルモノニハ身體的竝ニ精神的證狀ニ固有ナルモノアリ。身體的ニハ感覺作用ノ異常、運動異常、血液循環異常等アリ、殊ニ視野狹小、聽覺異常、皮膚感覺異常等著ナルモノ多ク、一般ニ體質少時ヨリ虚弱ナルヲ例トシ、身體症狀トシテハ頭痛、頭壓、食思不振、心悸亢進ヲ告へ、往々睡眠障礙ヲ示ス、反射機能ハ亢進シ、筋肉疲勞シ易ク、全身羸瘦セルモノ多シ。精神的ニハ智力ノ發育不平均或ハ不良ナルモノ多ク、感情及意志界ニ於テ特ニ著シキ變調ヲ示ス。即チ感情過敏ニシテ不安ナルヲ常ト

シ、平素些細ナルコトヲ氣ニ留メ所謂心配性苦勞性トナリ、時ニハ強迫觀念、恐怖症ヲ呈スルコトアリ。往々感情轉換シ易ク、所謂「ヒステリー」性氣質ヲ呈ス。一旦感情ニ激セル時ハ一時的精神異常ヲ起シ一時意識濁濁状態ニ陥リ又ハ數日ニ互リ意識濁濁ヲ有スル朦朧状態又ハ譫妄ニ陥リ、或ハ又意識濁濁甚ダシカラザルモ一時性ニ鬱憂病ノ如キ又ハ躁病ノ如キ病狀ヲ示スコトアリ。「ヒステリー」性精神病ハ他ノ精神病ト異ナリ其特徵トシテ多ク感動ノ變化ニ誘ハレテ一時性發作性精神異常ヲ示スニアリ。意志界ハ平素一般ニ抵抗弱ク努力屢勉ノ勇ニ乏シキモノナリ。一般ニ本症者ハ日常ノ行爲ニ著變ナク唯感情ニ激セル時ニ(或ハ常人ニハ感ジ得ザル程ノ輕微ナル感情の變化ニ應ジテ)一時性ニ意識濁濁乃至朦朧状態ニ陥ルコトアルノ外敢テ異常ナキヲ例トスルモ、平素頭痛、頭壓、眩暈ヲ告ヘ作業能力減退シ疲レ易ク努力スルノ勇氣乏シク其性行ニ不平等ナル點アルモノ多シトス。

上記ノ一般的記述ヲ被告ニ比シテ考覈スルニ、克ク一致適合スル所アルヲ見ル。即チ被告ニハ「ヒステリー」ノ特異證狀タル(一)皮膚感覺ノ病的異常著シク、(二)視野狹小甚ダ著明ニシテ、之ニ加フルニ(三)機能性ノ聽覺減退、(四)身體諸部ノ壓痛アリ。精神的ニハ(一)悲觀性沈鬱性ナルコト、(二)感情ノ激動ノ際往々發作性ニ一時平常ノ人格ト異ナル異常性格ヲ示シ、或ハ一時性意識朦朧状態ニ陥ルコトアルハ最モ「ヒステリー」ノ診斷ヲ確證スルモノトス。但シ一時性發作性ニ意識朦朧状態ヲ來スコトハ「ヒステリー」ノミナラズ癲癇ナル疾病ニモ之アル所ナルモ、癲癇ニハ特異ナル痙攣發作ヲ伴フヲ例トシ、且發作ハ感動ト無關係ニ發來スルモノニシ

テ、且他ノ身體的特徵ヲ缺クモノナルヲ以テ、被告ノ場合ニハ適合セズ。又生來性體質性神經衰弱症及ビ體質性沈鬱者或ハ腦ノ器質的ノ疾患ニ於テハ感動ニヨリテ發作性ニ意識朦朧状態ヲ呈スルコトナキヲ以テ、被告ノ病症ハ「ヒステリー」性ノモノナルコトヲ承認セラルルモノナリ。

之ヲ要スルニ被告ハ目下敢テ重キ精神病者又ハ神經病者ト名クベキ常態ニ在ルモノニ非ズト雖モ、其家系の原因トシテ「ヒステリー」性變質ニ罹リ居ルモノノ如ク、其症候トシテ平常頭痛・頭内朦朧ノ感アリ、感動ニ激セル時ハ逆上シテ夢中ニナリ爲メニ一時性意識濁濁ヲ示シ又神經系疲勞シ易ク心身ノ過勞ニ堪ヘザルモノト認ムベシ。

説明。

「ヒステリー」ハ生來性體質性ニ屬スル精神並ニ神經病的状態ニシテ、感動ニヨリ又ハ其他身體的又ハ精神的刺激ニヨリテ一時意識濁濁ノ發作ヲ起シ、其他身體證狀・腦證狀トシテ諸種ノ病的徵候ヲ呈スルモノナルガ、其平常ニ在リテハ外見上常人ト何等著シキ逕庭ナシ。其ノ病的徵候モ其起ル原因ガ身體器官ノ實質的變化アルニ基クモノニ非ズシテ感動ノ變化ニ基キテ變化シ易キ精神的機能的ノモノナレバ、時ニヨリ殊ニ感情ニヨリテ恒定的ナルモノニアラズ。其ノ典型的ノ病例ニ在リテハ身體的特徵、精神的特徵共ニ著明ニシテ且類回特殊ナル痙攣發作ヲ來スヲ以テ固有トスルモ、多クノモノニ在リテハ體質性「ヒステリー」性氣質ノミニ止マリ、唯感動ニヨリ往々意識濁濁状態ヲ起スノ外ニ著シキ徵候ナク經過スルモノナリ。

被告ハ其ノ病歴ヲ按ズルニ、少時ヨリ屢々眩暈・立ちくらみ・頭内朦朧トスル發作アリタリト云ヒ、加之幼時頭部ニ火傷ヲ受ケ又十八歳ノ時高處ヨリ墜落シテ頭部ヲ打チ一時人事不省ニ陥リタルコトモ亦腦ノ病的素質ヲ資長セルヤノ疑アリ。長ズルニ及ビ常ニ生活難ニ迫ハレ辛苦ヲ重ヌル中屢々腦ノ病的症狀ヲ現ハシタルガ、殊ニ大正六年三月先妻〇〇〇精神病ニ罹リテヨリ其看護ニ一方ナラズ心勞シ同年五月〇〇〇死去セルヨリ急ニ落膽シ、其感動ノタメ一層腦症狀ヲ増悪シ常ニ頭痛・頭内朦朧ノ感ヲ感シ仕事ニ生氣ナク且錯誤多ク心氣亦沈鬱ニ陥リシガ爾來漸次増進ノ兆アリ。然ルニ先妻ノ歿後大正七年十一月現妻ヌイヲ娶リシモ收入意ノ如クナラザルニ出費多ク生計益々困難ヲ加ヘ常ニ心勞セシ所ヘ、大正八年正月來義母マツハ顔面ノ腫物ノタメ苦惱シ同年三月二十二日三井病院ノ診ヲ乞ヒタル結果母ヨリ手術料入院料トシテ金圓ヲ要スル旨ヲ聞キ急ニ當惑シ、日頃ノ心痛一時ニ胸ニ迫リ左思右考思案ニ餘リ、急ニ不眠ニ陥リ幻視ヲ生ジ意識濁濁シ朦朧狀態ノ發作ニ陥リ、其發來中反省熱慮ノ能力ナク唯衝動ニ任セテ一家ヲ襲殺シ自己モ亦自刃シテ以テ此生計上ノ苦惱ヲ逃レントシ、先ヅ有リ合フ兇器ヲ以テ妻ニ斬リ付ケタルモ妻ハ驚キテ逃ケ去リ、後母マツヲ斬リタルガ、マツハ格闘逃避ノ途乏血ノタメ死亡セルモノノ如シ。本人モ亦直チニ咽喉部及上腹部ヲ自ラ斬リテ自死ヲ圖リタルモ創淺ク且急所ヲ外レテ死ニ至ラズ、苦悶中逮捕セラレ、〇〇〇病院ニ收容セラレ入院加療中朦朧狀態ノ末期ニ至リ漸次意識清明トナリタルモノトス。入監以來モ自己ノ前途家族ノ行末ヲ思ヒ心痛苦慮ノ餘リ意識濁濁ノ發作ニ陥リ朦朧狀態ノ間ニ自殺ヲ企テタルコト二回アリ。而モ其一回ハ既ニ絶息セルモ人工呼吸ニヨリ蘇生セルモノニシ

テ、後ニ其事情ヲ問フモ明答ヲナスヲ得ズ、朦朧狀態中感動ニ任セテ反省制御ナク此舉ニ出テシモノト解セラレ。元來「ヒステリー」ノ朦朧狀態ノ際ニハ意識濁濁ノタメ到底正當ナル理智ノ判斷ヲ行フノ能力ナク、其當時行ヘル動作ハ一見定マレル目的思慮アリテ爲セルガ如ク見ユルモ、實ハ感動ニ基因セル思想ガ自動的聯合作用ニヨリテ誘發セルモノニ過ギズ。即チ一ノ反射作用ニ過ギザルモノナリ。朦朧狀態中妄想・幻覺等ノ加ハレル時ハ更ニ是等ノ影響ヲ受ケ、妄想・幻覺ニ盲從スル行動ヲナスモノナリ。然モ該狀態中ノ行動ニ就テハ尋常人格ノ意識的抑制反省ノ機能ナク、暴發スルニ任セテ全ク止マル所ヲ知ラザルモノトス。後平靜ナル意識ニ恢復スルモ朦朧狀態中ノ行動ニ就テノ記憶ハ全クナク或ハ甚ダ不完全ニシテ明ラカニ之ヲ追想喚起スル事不可能ナルモノナリ。今犯罪事實條下ニ述ベタル所ヲ參酌シテ、被告ガ妻ヌイヲ傷ケ母マツヲ殺害セル當時、此ノ朦朧狀態ニ在リタリト認ムベキ事ノ證據ヲ列記スベシ。三月二十二日夜十時被告ガ歸宅シテ母ヨリ金策ヲ迫ラレタルニ急ニ胸迫リタル心地シタリト云フハ其意識多少茫然トシ始メタルモノト解スベク、母ニ手ヲツカヘテ詫ビ今迄ノ自己ノ不行届ヲ陳謝スル有様平素ト様子全ク異ナリ只事ナラズト思ハレ母ハヌイヲ呼ビテ被告ヲ鎮メシメタリト云フハ其際被告ハ多少意識濁濁ノタメ一圖ニ感動ニ驅ラレ之ヲ制御スルノ能ナク一見平素ノ人格ト異ナル如ク思ハシメタルナラン。夜中ヌイニ向ヒ離縁云々ト語り人が迎ヒテ來ルナドト云ヘルハ、現時之ヲ糺スモ覺エナシト答フレドモ、多分當時何等カノ幻覺アリシモノト察セラル、是等ハ朦朧狀態ノ前驅期ナリシト考フベク、翌朝三月二十二日便意ヲ催シ便所ニ赴キタル際ヌイノ姿ヲ認メ、急ニ朦朧狀態ノ間ニ感動ニ驅ラレ

テマイ及マツニ對シ兇行ヲ行ヒ自己亦自殺ヲ圖レルモノト察セラル。同日○豫審判事ハ犯行現場ニ於テ被告ニ訊問ヲナシタル際、調書記録ニヨレバ自ラ兇行セル事ヲ認め、且其理由トシテ「マツが病氣で三井病院に入院するといふ事であり、夫れに就ては随分金も要ることと心配した結果いつそ殺して自分も死ぬ氣になりました云々」ト物語レルモ、當時ハ尙ホ朦朧状態ニ在リテ恐ラク同状態中ノ記憶多少アリシモノト察セラル、當時ノ記録ニ被告ノ舉止ニ格別ノ異常アリシ事記載セラレズ、之レ「ヒステリー」性朦朧状態ニハ悟性アリ一見常者ト見ユルモノ稀ナラザレバ、短時間ノ觀察ニヨリ精神意識潤濁著シキヲ觀察セラレザリシモノナラン。被告ハ右兇行現場ニテ訊問セラレタル事ニ就テハ現時何事モ記憶セズト云ヒ、又現場ヨリ○病院ニ運バレンシ事モ知ラズ、入院中數日ヲ經テ○村マサノ來訪中急ニ意識ヲ恢復シタリト云ヒ、爾後ノ出來事ハヨク之ヲ喚起スルコトヲ得、被告ガ第二回豫審廷ニテ四月十七日ニ述べタル言中、犯罪事實ニ就キ精シク之ヲ認容シ「私が氣がムラ／＼として夢中となりやつたのですが、殺すつもりでやつたと云はれても致方ありません」「人を傷けたから生きては居られぬと思つて自殺しましたが、マイ、マツ等が死んだかどうかは今以て知りません」ト自白セル如ク調書ニ記載セラル、モ、現時ハ之ヲ全ク否認シ全然記憶ナシト云ヘリ。之レ彼ガ故意ニ伴リテ記憶ナシト云フ乎。聯想試験法ニヨリテ檢スルニ彼ガ故意ニ伴レルノ證據左ヲ舉グルコトヲ得ズ、又其ノ平素ノ人格ヨリ推スルモ故意ニ伴ル如キ大膽ナルコトハ彼ニ能ハザル所ナルガ如シ。元來朦朧状態中又ハ其直後ニハ其當時ノコトヲヨク記憶シ居ルモ時經ルニ從ヒ意識清明トナルヤ之ヲ失念スルコトアリ。之レ吾人モ日常睡眠ヨリ覺メタル直後

ニハ睡眠中見タル夢ヲヨク知り居ルモ、後時經テ醒覺スル時ハ全ク之ヲ忘却スルコトアルト等シク、「ヒステリー」者ノ朦朧状態ニハ在リ勝ノコトナリトス。然モ八月十二日鑑定人ニ述べシ所ニヨルニ、七月二十六日ニハヌイヲ傷ケシ當時ノ記憶多少朦朧口氣ニ生ジタリト云ヘルハ、余等ガ兇行ノ訊問ヲナシタルタメ多少其ノ稀匱ナル記憶ヲ喚起シ得タルモノアリシナラント推セラル。入監後モ屢々意識潤濁ノ發作アリシ旨看守人ノ證言アリ、又七月二十六日ニハ感動ノタメ朦朧状態ニ入り其ノ間感動ノ暴發ニ從ヒ自殺ヲ遂ゲ後人工呼吸ニヨリ蘇生セルモ、自殺前ノ景況ハヨク之ヲ想起シ得ルニ反シ自殺ノ方法動機等ニ就テハ全ク記憶セザルコトノ事實アリシニ徴シ、愈々被告ガ三月二十二日內縁ノ妻ヌイヲ斬リ義母マツヲ殺害シ且自ラ自殺ヲ企テタル行爲ハ意識朦朧ノ間ニ遂行セルモノナルコトヲ信セラル。

「ヒステリー」性變質者ノ感動ノタメ起リタル一時性意識朦朧状態中ニ行ハレタル行爲ハ心神喪失ニヨルモノト做スベキカ心神耗弱ニヨルモノト做スベキカ又其執レニ屬セザルカハ法官ノ判定ニ委セントス。蓋シ心神喪失或ハ心神耗弱ト云フ語ハ元法曹家ノ術語ニシテ吾人醫師ハ之ガ明確ナル定義ニ就テ専門的知識ヲ缺クヲ以テナリ。

依テ彼ノ犯行以前ノ性行、病歴、入監殊ニ鑑定時日內ニ示セル病的状態ニ基キ、之ニ犯行ニ對スル彼自身ノ追想ノ供述ヲ參酌シ、頭記鑑定命令ニ對シ鑑定下スコト左ノ如シ。

一、被告○一〇ハ生來性體質性變質ナル「ヒステリー」ナル疾病ニ罹リ居リ、從來屢々感動ノタメ意識潤濁ヲ來

ス發作アリタルモノナルガ、同人ガ大正八年三月二十二日〇野マツヲ殺害シ〇野マイヲ殺害セントシタル當時ハ、其ノ前夜來苦慮感動ノ原因アリテ其ノ爲メ意識朦朧ノ發作狀態ニ在リタルモノニシテ、該狀態ハ更ニ其後數日間持續セルモノナリ。

二、「ヒステリー」性意識朦朧狀態ノ發作中ニ於テハ到底正シキ理智的判斷ヲ營ム能力ナク、其當時行ヘル動作ハ一見深キ考ヘアリテ爲セル如ク見ユルトモ、畢竟感動ニ基因シ何等理智ノ制御ナク自動的聯合作用ニヨリ暴發セルモノニシテ、健全ナル判斷、辨別、決意ノ過程ニヨリテ行ハレタルモノニ非ズ、從テ其ノ朦朧狀態ヨリ醒覺セル際ニハ自ラ其ノ遂行セル所ヲ認知セザルモノナリ。即チ被告ノ兇行ハ其ノ正常ナル精神狀態ニ基キテ行ハレタルモノニアラズ。

右鑑定候也。

但右鑑定日數ハ大正〇年月〇日ヨリ同年〇月〇〇日ニ至ル七十一日間トス。

大正〇年〇月〇〇日

東京市本郷原駒込西片町十番地
鑑定人 醫師 杉田直樹

妄想に基き放火・中傷等を爲したる一例

大正十年〇月〇〇日東京地方裁判所豫審廷ニ於テ豫審判事〇〇〇ハ田中九〇右〇放火未遂被告事件ニ付キ余ニ對シ左記事項ノ鑑定ヲナスベキコトヲ命ジタリ。

鑑定事項

一、被告人田中九〇衛〇ノ犯罪當時ニ於ケル精神狀態如何。
依テ予ハ之ヲ受諾シ宣誓ノ上同日ヨリ右鑑定ニ著手シ先ツ一件記録ヲ精讀シタル上被告ガ嘗テ精神病ノタメ入院療養セシコトアル東京府北豐島郡巢鴨町庚申塚保〇院院長醫學士池〇隆〇ニ就キ被告在院中ノ模様ヲ仔細ニ聽取シ且被告ノ精神並ニ身體症狀ヲ親シク東京監獄ニ於テ數回檢診シ是等ノ所見事實ヲ參照シテ本鑑定書ヲ作成セルモノトス。

本件ニ於テ被告ガ起訴セラレタル犯罪事實ハ調書ニヨルニ左記二件ニ係ルモノトス。

一、被告ハ東京府北多摩郡千歲村字粕谷田〇龍〇方ハ放火セントシ大正十年四月五日午後十時三十分同家物置北側軒下ニ豫テ放火ノ仕掛ヲナシタル竹筒ヲ裝置シ之ニ放火シタルモ自ラ良心安ンセズ一旦斷念シテ消火シタル上其竹筒ヲ附近桑畑ニ投棄シタリ。

二、被告ハ再び前記田〇龍〇方ハ放火セントシ同四月十三日午後十時三十分頃同家居宅續キ便所内ニ放火ヲナサンタメ同家木小屋内ヨリ筵切ヲ持チ來リ之ニ豫テ準備シ來リタル石油ヲ注ギ便所肥汲出口ヨリ該筵ヲ便所内ニ押入レ之ニ放火シ被告ハ其場ヲ逃走シタルモノナルモ、該筵切ノミ燒失シ建物ハ延燒スルニ至ラザ

リシモノナリ。

右ノ外本回起訴トナラザリシモ右放火ニ附帯シテ左ノ如キ行爲アリタリ。

三、被告ハ兩度ノ放火ノ成功セザリシヨリ他ノ方法ヲ以テ右龍〇ニ復讐セントシ、龍〇三女ふく(當二十一年)ガ豊多摩郡高井戸村字〇〇〇岡〇米〇方ニ本年三月嫁入シタル事實ヲ聞知シ之ガ名譽ヲ毀損シテ幾分龍〇ニ對スル怨ミヲ晴サンモノト、本年四月三十日五月十五日五月十九日ノ三回ニ互リ右ふくノ惡口ヲ認メタル文書ヲ同女ノ嫁入先附近ニ毎回数枚宛夜陰潛カニ貼紙シタルガ、近隣ノ者ノ爲ニ其所爲ヲ發見セラル、ニ至レリ。

右犯行ノ理由トシテ被告ノ陳述スル所

調書ニヨル右掲記セル三件ノ行爲ハ凡テ被告ガ田〇龍〇ニ對シテ復仇セントノ目的ヨリ之ヲナシタルモノト云フガ、然ラバ何故ニ被告ガ斯ク迄龍〇ヲ怨恨スルニ至レルヤノ理由ヲ問フニ、其ノ論旨ノ核子ニ於テ甚ダ不思議ナル點少ナカラズ。今被告自身之ニ就キ鑑定人ニ對シ陳述シタル所ヲ採録スレバ左ノ如シ。文中調書中ノ記載事項ト重複スル嫌ナキニアラザル節アルモ、亦調書中ニ記載セラレザル事實ヲモ含ムヲ以テ、茲ニ之ヲ全文ノマ、引用スルコトトセセリ。

「田中(被告自身)ノコトヲ指ス、軍隊ニ在リシ頃ノ慣用ニ從フモノナラン)ガ五反(田〇龍〇)ノコトヲ指ス、以下(同シ)を恨むに至つた原因は甚だ深く且遠いのでありまして、之を詳しく之から申上げやうと思ひます。一體田中は軍隊に居りました頃から斯様に口は吃りますが、射撃が一等上手で學科も成績が非常によいものでは

ら中隊長小〇源〇郎殿からも大層ほめられ、右翼上等の上特別班といふのへ編入せられ、選抜一等卒といふ名譽ある班に入れられまして上等兵になる候補者として特別教育を受けつゝあつたのであります。田中も除隊の時には上等兵となつて名譽を擧げたいと楽しんで勉強して居りました。所が同じ隊に安野〇〇〇といふ古兵がゐました。之は田中と同郷の者で以前は知りませんでした。隊へ入つてから話し合つて聞きますと同じ粕谷の五反の龍の〇家の作代をして居つたと云ふこととして、同郷のことでしたから安野と田中とは度々打解けていろいろ話し合ひました。所が此安野は非常に成績が悪いので、田中が上等兵候補者になつた時は泣いて口惜しがつたさうであります。後から田中は上等兵を泣かしたと云つて大層悪く云はれた位です。それで安野が田中を大層嫉みまして、外にも後にお話するやうな複雑な譯もあるのですがまあ田中を甚しく憎みまして、どうかして田中を上等兵にしないやうに邪覺してやらうと考へまして、安野は舊主人の五反の處へ手紙を出して頼んでやつたものですから、五反は中隊長殿へ宛て、田中のことを「心迷ふやうな迷はした」といふ惡口の投書をしましたのです。そのため頭田中は班中の八番目に落されて了ひまして、上等兵になれませんでした。それで中隊長は投書などされるやうな人間は上等兵にすることは出来ぬと云はれました。田中は誰が田中のことを投書したのかと思つてゐたら中隊長の從卒をしてゐる者から五反が手紙を出したとめだといふことを詳しく聞かされましたし、又中隊長自身でもさういふやうな意味のことを云はれましたので、其時から非常に残念に思ひました。即ち田中が成績が甚だいゝにも拘はらず上等兵になれなかつたのは全く五反の手紙のため

だと分つたので、田中は口惜くて／＼何時も／＼泣いてゐました位であります。それからもう一つ五反の怪しからんことは安野が田中に向つて五反で田中の頭髪を欲しがつてゐるから呉れろといふからやりまし所が、安野〇〇〇は之を五反へ送り、五反では其毛を東岳院といふ寺へ持つて行つて田中が上等兵にならんやうに祈つたといふことであります。之は東岳院の住職が如何にも田中が可愛さうだと云つて田中の父の田中善〇郎にその話をしたさうでありまして、父が田中に隊へ面會に來た時にその話をしましたので、田中も之を聞いて誠に口惜しく思ひました。田中は髪の毛で祈られたために上等兵になれず満期除隊になりましたが、其後間もなく腦病になりました。巢鴨の保〇院といふ氣狂ひ病院へ入れられるやうになりました。田中の家は決して氣狂の血統ではないのに田中が斯ういふ病氣になつたといふのは、つまり五反が髪の毛で祈つた崇りをうけた爲めであらうと思ひます。此の祈つたことに就ては田中が第一中隊の大〇中尉の従卒をしてゐる時分中尉殿と二人で其事實を調べまして事情が分りましたので中尉も田中に非常に同情してくれまして「神祈りをされてゐるのだ、髪の毛を渡すなとは以ての外的事だ、五反といふ奴に遇つて祈つたのは誠にすまなかつたといふ詭手紙を取つて陸軍大學内の大〇中尉の所へ持つて來い、俺が解決してやる」と云はれた位です。此の方は今は久留米に居られます。しかし安野〇〇〇が田中を斯く遠恨んで田中の邪覽をするにも相當の譯があるのです。安野が隊にゐる頃田中に話した所によりますと、安野と五反の娘フクとは子供の時分からくつきあつてゐたのださうで、安野は

五反の婿になるつもりでゐた所、どういふ譯か婿になれなかつたので安野は口惜し泣きに泣いて口惜しがつたさうです。しかし安野が五反の婿になれなかつたのは田中が何か邪覽をしたためだと云ひふらして安野が田中を恨むやうになつたのです。又安野は五反のかみさんと通してゐるので之も私は八九年前に聞込んで或人に一寸話したら其人が五反の親類の所へ行つて又其の話をしたといふので、五反でも安野でも皆田中を怨むやうになつたので、そのために田中を祈つて病氣にしたのに相違ありません。

田中が十六歳の時に五反の龍〇が田中の家の庭へ藁ぼつちを澤山おいてあつたのに放火をしたことがありました。大事にはなりませんして、初めは誰が何のために火をつけたのか分りませんでした。安野が隊にゐた頃話した所によるとそれは五反の龍〇がしたのだと云ふことでありまして、益々五反と田中とは怨みの深い仲だといふことを知りました。五反の娘には直接會つたことはありません。久〇山へ嫁に行つたといふことは聞きましたが何といふ人の嫁になつたのか詳しいことは知りません、しかし何とかして五反への怨みをかへすために娘を苦しめてやらうと考へました。五反がその娘の婿のことで田中に投書して田中を不名譽にしたのですから、田中も若し五反の娘が兵卒にでもなつてゐるなら隊長に投書でもしてやるのですが、女ですから仕方がないから、貼紙で意趣返しをしてやつたのです。貼紙の文句はフクが安野と子供の時分から關係があつたといふことをかいたのです、それは安野が田中に直接喋舌つたことですから確かです。安野には隊を出てから一度もあひませんが、東京で八百屋をしてゐるといふことでした。此男は前にも申上げた通り五反の作代

をしてゐた男で田中と同村の粕谷の者であります。安野はただ田中の成績がいいのを羨ましがり田中を妬んだだけですから、田中は安野に對しては怨みはないが、五反は村會議員までしてゐ乍ら田中を祈つたり又田中を投書して陥れたりするのはひどいと思ひ、身命を啗しても此怨みを晴さうと、隊を出てから今日迄一日も此の怨みを忘れる事はなかつたのであります云々。

其他滔々トシテ調書中ニモ記載セラルル意味ノコトヲ陳辯セリ。余ハ田○龍○其他關係者が法廷ニ於テ被告ノ云フ如キ事實ナキ旨ヲ述べタレバ是等ハ被告ノ思ヒ違ヒナラズヤト語り聞カセタルモ肯ンセズ、「何と云つても五反が一番悪いのです、田中の一生は五反のために誤られたのです云々」ト抗辯シテ已マザルモノナリ。

斯ク被告が犯行ノ理由トシテ述ブル所ハ被告ニトリテハ現在ニハ牢固タル確信トナリ、遠ニ他人ノ辯解或ハ反證ニヨリ翻スコト能ハザルモノナルモ、被告以外ノ者ヨリ之ヲ見レバ、其ノ思想中ニ織リ入レラレタル人物ハ或ハ凡テ實在ノ人物ナルベキモ、其ノ今日ニ至ル迄ノ經緯竝ニ怨恨ノ論據タルベキ點ニハ甚ダ訝シムベキ所多キノミナラズ、一安野ナル者ノ言ヲ斯ク迄信ジテ他ノ何人ノ言ニモ之ト同等ノ信ヲ措カザルノミナラズ、其ノ爾ク信ズル安野某ナル者ノ素性現住所現況等ニ就キテハ少シモ確實ナルコトヲ知ラズ、或ハ之ガ架空ノ人物ナラズヤトノ疑サヘ起リ得ル程ナルハ、之レ被告ノ現在抱懷スル思想ノ根據ガ外界ヨリ確實ニ聞知經驗セラレタルニ基クモノニアラズシテ、寧ロ己レ自ラノ内界ヨリ空想的ニ作爲セラレ判断能力ノ病的障礙ニヨリ之ヲ確實ナル事實ナルカノ如クニ妄信シ後ニ至リ漸次之ニ想像的ニ演繹ヲ施シテ一ノ系統アル妄信ヲ構成スルニ至リシモノト察セ

ラル。加之常人ニ在リテハ一概ニ信ジ得ラレザル如キ論理竝ニ論據ニ對シ少シモ之ヲ自ラ實證證明セントスルコトナク、タダ都合ヨキ様ニ之ヲ信ジ居ルハ其ノ思想構成ガ病的ナルコトノ證トナスニ足ル、即チ被告ノ目下有スル思想ハ精神病学ニ所謂妄想ト名クル症候ニシテ、其ノ内容ニヨリテ之ヲ系統的被害妄想ト名クベク、被告ノ思想ガ此ノ妄想ニ屬スベキモノナルコトハ後文ニ記スル如キ被告ノ併有スル他ノ身體竝ニ精神症候ヨリ推スルモ想定スルニ難カラザル所ナリトス。

被告ノ家系歴

被告ノ有スル病症ガ遺傳的精神神經變質素因ニ基クモノナリヤ否ヤヲ明カニセンタメニ先ヅ被告ノ家系ノ病歴ヲ訊スベシ、被告ノ實父田中善○郎ハ大正八年十二月廿四歳ヲ以テ胃癌ヲ以テ死亡セルガ、其前大正六年中ヨリ氣分勝レズトテ臥褥勝ナリシト云ヒ、其ノ他ニハ格別ノ持病ナカリシト云フ。右善○郎ノ同胞中弟直○勘○郎當六十餘歳ハ異母弟ニテ目下世田ヶ谷村ニテ農ニ従フ、妹轟○み當六十歳亦世田ヶ谷村ニ在リ。共ニ精神神經系ニ持病ナシト云フ。被告ノ實母トクハ當七十歳現存ス平素特記スベキ疾病ナシ。

右トクノ同胞ニハ弟伊○仙○(世田ヶ谷村ニ在リ)弟伊○久○(東京市四谷ニ在リ)妹竹○ふ○(府下杉並村ニ在リ)ノ外他ニ妹一人七八年前ニ死亡セル者アリ。孰レモ精神神經系ニ疾患アリタルコトヲ聞カズト云フ。被告ノ同胞ハ被告共五人ナリ、第一子ハきんと云ヒ他へ縁付キタルモ不縁ニテ目下生家ニ有リ子一人アリ、第二子ハ田○政○當三十六歳現戸主ニシテ子ナシ、第三子ハあきト云ヒ、中野驛附近田端村武○半○郎妻ナリ、當三十三四

歳子三四人アリ、第四子ハ民○ト云ヒ神代村相○國○方へ婿養子トナリ當三十一歳子三四人アリ、第五子ハ即チ被告ニシテ未婚、子ナシ、凡テ之等ノ血族中被告ノ外ニハ精神神経系ノ疾患ヲ有スルモノ一人モナシト云フ。被告ノ父系祖父直○力○同曾祖父直○九○衛○ノコトニ就キテハ不詳ナリ、母系祖父母ノコトハ亦不明ナリトス。

之ヲ要スルニ被告ノ家系ニハ上記ノ如ク精神病神経病其他變質性遺傳負因ヲ證スル如キ疾病ニ罹レルモノハ一人モナシト云ヒ、被告ノ家系遺傳病ノ有無ニ就テハ充分證憑アル事實ヲ探リ得ザリシモノトス。

被告ノ病歴

被告ハ明治二十八年四月二十八日府下北多摩郡神代村字○○ノ實父田中善○郎宅ニ於テ生レ幼時格別ノ大患ニ罹リタルコトナク、附近ナル瀧坂小學校ニ通ヒテ舊制高等科三年迄修了シ成績ニ異常ナカリキ。爾後ハ自宅ニ就テ家業タル農事ヲ手傳ヒ居リタリ。二十一歳ノ時徴兵検査ニ合格シ府下鴻之臺第十七聯隊野砲隊(今ハ茨城縣四ツ街道所在)ニ入營シ三年間服務シテ二十四歳ノ時除隊トナリ歸農セリ。一般ニ其素行ハ怠惰ニシテ且過激ノ方ナリシモ在隊中ニ大ナル過失モナカリシト云フ。

被告ハ十八九歳ノ頃突然精神ニ異常ヲ來シ無斷家出シ行方不明トナリタルコトアリテ警察ノ捜査ニヨリ捉ヘラレタルコトアリ、被告自ラ其當時ノ事ニ就キ鑑定人ニ對シテハ「兄貴と一所に野良仕事をしてゐたのですが、兄が仕事のがのろいから早くやれ」とせき立て、あんまりうるさく愚圖／＼云ふから一晩何處かへ行つて驚かし

てやつたのです」と云ヒテ平然タリ、然ルニ大正九年二月末ニ至リ再び突然精神異常ヲ發呈シ、幻視、幻聽、不安、衝動動作等劇シク存シタルモノノ如ク、同月二十三日府下東鴨町庚申塚保○院ニ入院セシメラレタリ、其當時ノコトヲ被告自ラ回想シテ鑑定人ニ物語ル處左ノ如シ。

「あの時は大正八年押しつまつてから流行性感冒に罹りまして大正九年の一月迄臥せつておりましたが、一月の二十八日は亡父善○郎の四十九日に當ります。田中(自己ノコトヲ指ス)は母屋には寢ませんで毎夜物置の建物の中に番人代りに寝ることになつておりましたが、その時分から毎晩誰であるか田中の寢てゐる所へ来て、雨戸へ泥をぶついたり羽目板を棒でこ／＼つついたりしますので田中はそのために眠れません。田中は暗やみの中へ獨り寢てゐまして懐中電燈を持つておませんから、其悪戯をする奴の姿は見えないのです。之は尤も満期除隊になつて早々の頃からあつたことですが、田中は度々起きて建物の廻りを警戒したりなどしましたが、誰がするのかわつきり姿を見たことはありません、終には夜寢てゐますと梯子段をづしん／＼上つてやつて來ますので、田中は起き上つて見ますが人影は見えず誰の仕業かは分りません、又物を言ふ聲も致しません、ただ足音や羽目を叩く音斗り聞えるのです。二月へ入りましてからは一層烈しく、殆んど一晩おき位にこつこつやるのです。どうも之は鼠の業ではありませんで確に人の業です。しかし翌朝見ましても足跡などもありません。一度一寸姿を見たことがあります。それは梯子段を上りかけて來る時チラと見たのですが、姿から察すると男のやうでした。田中は物置に獨り寢てゐるものですから兄や母などは此物音を知りませんし、又田中

も家の者に誰にもこの話はしませんでした、毎晩のことでもありませんから遠慮して話さなかつたのです、二月の中頃に棒を持つて家の廻りを歩いたといふは斯う云ふ譯です、實は昨年八月田中の兄の政○が三千圓斗りで地面を買ひましたので、それで兄が三千圓の金の用意してゐると思つて泥棒が始終覗つて居るのでして、丁度田中の寢所の下で泥棒の内密話をするのが聞えましたから、それで棒をもつて家の廻りを廻り歩いて探したのです、それは確かに密々に話しする人の聲が聞えたのです。二月の二十日は舊曆の正月ですから朝雑煮を喰べましたが、一口たべると急に胸がむか／＼としてそれから何も分らず夢中になつて了ひました。之は雑煮の餅の中に毒が入つてゐたのだと思ひました、それでも我慢して尙二つほど食べましたが苦しくて／＼堪らず、後で水がぶ／＼澤山飲みました。それからからだが變になつて了つて苦しいものですから外へ飛び出し他人の家へ夢中で駆け込んだのです。さうして一晩そこへ泊めて貰つて工合は治りましたが、皆の者が勤めるものですから二月二十三日に保○院へ入院致しました、元から田中は他の人から精神病院へ入るのは殺されるやうなものだと云ふことを聞かされてゐますから、入院するのは恐ろしかつたので、入院してからも毎日／＼歸ること斗り考へてゐました、病院にゐて家へ歸らう／＼と云ひ張りますと、病院では直ぐ豊田先生と云ふのに覽藥をかけられるのです。一週間に一遍位何か知りませんが腕から澤山に藥を注射されましたが、四月二十六日に之をやられるとその後で寒氣^{サムケ}がして身體中がかつかとし力がぬけてぐつたりして了ひ氣が洗んで悲觀するやうになり氣分が悪くなつて了つたのです、今迄も之を度々やられましたのでから堪りません、悲觀

して了つてどうかして退院したいといふと考へてゐました處が、五月六日に兄の相○民○が見舞のため面會に參りましたから退院を頼んだが、どうしても病院で許してくれないと云ふのを無理に連れて歸つて貰つたので、それ以來宅へ歸つてから一年にもなりませんが、其間夢中になつたことは一度もありませんでした、丁度七十四日間病院で苦しめられてゐたのでした。今年四五月頃放火やら貼紙やらいろ／＼悪い事を致しました當時は半分夢中のやうな風でしてよくは今當時の事を思ひ出せません云々。

ト云へり、然ルニ兄政○が法廷ニ於テ供述スル所ニヨレバ、大正九年二月二十日被告ハ畑中ニテ作業中ノ政○ノ許ヘ二三度來リテ「殺サレサウダ」ナドト云ヒ其ノ素振不審ナルヨリ一旦家ニ歸ラシメシニ、被告ハ著物ヲ著換ヘ遊ビニ行クトテ外出セントスルヨリ、氣晴らしニヨカラント思ヒ之ヲ許セルニ夜ニ入ルモ歸宅セズ、如何セルカト心配中駐在巡查來リテ被告ガ府中警察ニ在ル故連レニ來タレトノ事ナリシ故出署ノ上被告ヲ連レ戻ラントセルモ中々應ゼザリシト云フ。依テ尋ヌルニ其日被告ハ隣村烏○ノ粉屋岩○廣○方ニ行キ「千歳村下祖師ヶ谷ノ福○傳○衛○ノ娘ヲ貰ハント思ヒタルニお前方ノ娘ガ邪覺ヲシタノヲ夢ニ見タ故眞カ偽カお前ノ娘ニ聞イテ吳レ」ト云ヒ頑固ニ云ヒ張ルヨリ、烏○駐在所巡查ガ岩○方ヘ出張シ被告ニ對シテ「お前ハドウカシテ居リハセヌカ」ト云ヒタルニ被告ハ「ドウモシテ居ラヌ、府中警察署テ身體検査ヲシテ貰ヘバ判ル」ト云ヒ同署ニ至リテ動カザリシモノナリシト云フ。依テ政○ハ同夜被告ヲ署内ニ留メオキ翌日親族伊○仙○ト同行シテ被告ヲ連レ戻ラントスル途中被告ハ「新宿ノ憲兵屯所ニ行クノダ」ト云ヒテ歸宅ヲ承知セザルヨリ仙○ト被告ト兩人ニテ新宿ヘ赴キ

タルニ、被告ハ屯所ニテ「御定法ニ從ヒ處分シテ呉レロ」ト云ヒ手ヲ背後ニ廻シテ動カヌヨリ屯所ニテモ已ムナク一應罪人ヲ入ルル所へ被告ヲ入レタルニ寢テ了ヒタリト云フ。其後醒覺後同行シテ歸宅シ就眠シタルガ翌朝又外出スルヨリ政〇等兩名ニテ之ヲ追尾セルニ再ビ烏〇ノ岩〇方ニ入り込ミ無斷ニテ奥ノ間ノ炬燵ニ入りテ動カヌヨリ、其炬燵ト一所ニ數人ニテ被告ヲ表テへ擔ギ出シ荷車ニ載セテ府立松澤病院ニ連レ行キタルモ、病室滿員ナリシタメ據ナク立戻リ再ビ烏〇ニ來ルヤ被告ハ又々岩〇宅ノ向側ノ土藏ニ入り二階ニ上リテ下リザルヨリ右岩〇等ト共ニ説諭シ階下ノ室ニ連レ來リ茲ニ一泊サセ、翌二十三日保〇院ニ入院セシメタルモノナリト云ヘリ、而モ被告ニ之ヲ糺ストキハ前述ノ如キ入院前ノ出來事ニ就キテハ目下全ク記憶ナシト陳述セリ。

保〇院入院中同院日誌中ニ記載セル所ニヨレバ入院當時被告ハ姿態尋常舉止亦從順、顔貌表情ニ乏シク、談話略尋常ナリ、住所姓名年齢等ヲ正答スルモ現時ノ月日ヲ正確ニ知ラズ、自己ノ精神病ナルヲ知ラズ、領解及ビ注意略良、記憶モ亦略良ナリ、幻視幻聽アリ、大神宮ノ姿ガ見エル御告ゲガアルト云ヒ又兄竝ニ嫂ガ自分ヲ毒殺セントスト云フ、被害妄想アリ、觀念聯合略尋常、感情稍強情、意志稍不安ナリ、爾來入院中多ク臥床セリ、時々不得要領ノ獨語ヲナシ運動ヲ勤ムルモ強情ニシテ應ゼズ、時ニ治療ヲ拒ミ又拒食スルコトアリ、絶エズ退院ヲ迫ル、四月二十六日頃ヨリ沈鬱悲觀シ緘黙トナル、睡眠不長ナリ、五月六日未治退院セリトアリ。即チ被告ノ入院當時ノ動作ハ全ク目的ナク連絡ナキ個々突發的ノ衝動的行動ニシテ行動ニ何等ノ系統秩序ナク、突飛且矯激ニシテ常人ノ仕業トハ思ハレザルノミナラズ、一行動ノ了ラザルニ直ニ之ヲ忘レテ他ノ行動ニ移ル如キ傾向アル

ハ全ク一時的的精神異常ノ際ニ妄想又ハ妄覺ニ動カサレテ之ヲナシタルモノト解スベク、其ノ當時ハ意識渾濁ヲ呈セルモノニシテ從テ行動後ニ於テ其記憶ヲ全ク失墜セルモノトス。

保〇院ヲ退院セル後自宅ニ於テハ被告ハ一般ニ安靜ニシテ格別矯激ナル動作ナク、時々政〇ニ對シ喧嘩ヲ吹キ掛クルコトアリ、又其仕事ノ不規則ニテ撻取ラザルコト等ノ外ニハ別狀ナク本件犯行時迄無事ニ經過セシモノナリト云フ。而モ被告ハ現時ニ於テハ其入營當時ヨリ田〇龍〇等ニ對シ怨恨ノ念ヲ抱キ居リタリト陳述スルモノナリ事ニ就キテハ除隊歸村後今迄一回モ口ニシタルコトナク、又本件犯行時以前ニハ一回モ田〇龍〇ニ對シテ害意アル動作ニ出デシコトナク、右龍〇ニ對シテハ平素被告或ハ被告ノ家族ハ何等交際アルモノニアラズシテ、單ニ同村内ニテ龍〇ガ名望アル家ナルヨリ其人ヲ識ルト云フ程度ニ止マリ、龍〇側ニ於テハ少シモ被告ノ素性ヲ知ラザリシト云フ。又目下被告ノ妄想中ニ根深ク織リ込マレタル安野〇〇〇ナル人物モ被告ノ云フ如ク田〇龍〇方ノ作代タリシコトナシト云ヒ、又被告モ除隊後今迄一回モ安野ノコトヲ口ニセシコトナク從テ斯カル人物ノ果シテ實在セシモノナリヤ否ヤ、又在隊中實在セシモノトスルモ被告ノ信ズル如キ事柄ヲ親シク被告ニ語リタル事實アルモノナリヤ否ヤハ頗ル疑ハシキモノナリ。察スルニ目下被告ノ有スル妄想ニヨレバ「八九年前ヨリ安野ト龍〇妻ト姦通セルコトヲ聞知シテ之ヲ他ニ語り傳ヘタルコトアリ」、「除隊當時ヨリ今ニ至ル迄龍〇ヲ怨恨シテ一日モ忘ルルコトナカリシ」ト云フ如キコトハ全ク有り得ザリシ架空的ノ事ニシテ、之等ノ點ヨリ推スルモ斯カル妄想ハ古キ以前ヨリ被告ガ抱有セルモノニアラズシテ、近時ニ至リテ發生セシ妄想ヲ溯及シテ舊時ヨリノ經驗ナルカ

ノ如クニ忘信シ居ルモノナラント思ハル。
 之ヲ要スルニ被告ハ生來格別ノ異常ヲ認メラザリシガ、十九歳ノ時一時理由ナク無斷家出セルコトアリ、兵役中ハ何等ノ異常ヲ傳ヘラレザリシモ、除隊後大正八年十二月流行性感冒ニ罹リテヨリ之ニ繼起シテ大正九年二月急ニ意識渾濁、錯亂、不安、幻覺、妄想等著明トナリ、劇シキ衝動動作アリ明ラカニ精神病ヲ發セルヲ似テ、保○院ニ入院加療セシメラレ、同五月未治退院セル後ハ比較的安靜トナリ家事ヲ助ケツ、以テ犯行時ニ及ベルモノトス。

被告ノ精神的現在證據

被告ノ鑑定人ニ對スル應對態度ハ全ク尋常ニシテ何等奇矯ノ風ナシ。其話法ヲ見ルニ吃音甚ダシク、少シク談話ニ興奮スレバ一層吃訥スル傾向アリ。殊ニ其ノ談話ニ熱中スル時ニハ著シクセキ込ミ早口トナリテ充分ニ聞き取り難キコトアリ、又前文ニモ引用セル如ク其ノ談話中一人稱トシテ「私」ヲ用フルコトナク、常ニ「田中」ト呼ビテ自己ヲ指稱ス。之レ恐ラク軍隊生活中ノ慣用ニ從ヘルモノナルベキモ、除隊後久シキヲ經タル今日ニ於テ其稱呼ノ必要ナキ場合マデ之ヲ用フルハ多少奇矯ナラズトセズ。之レ一ノ精神的衝奇症ト認ムベシ。顔貌一般ニ表情乏シク談話ノ内容如何ニ拘ハラズ常ニ眞面目ナル容色ヲナシ、笑ヒテ會釋スルコト少ナシ。態度概シテ禮節ニ慚ヒ、一見シテハ常人ト異ナレル所ヲ見ズ。

今被告ノ現在證據ヲ診定スルニ當リ其材料トシテ余ノ鑑定時日中余ト被告トノ對話筆記ノ大要ヲ掲出スベシ。

先ヅ指南力ヲ檢スルニ、

「今日は何月何日か」「よく知りませんが八月の中頃です(八月二十日)。

「此處は何處か」「東京監獄です」。

「お前は何處かに病氣があるか」「一度精神病に罹つたことがあつて保○院へ入院してゐましたが、今はすっかり治つて少しも病氣はありません、身體も丈夫であります」。

其他姓名、住所、原籍等ヲ正當ニ答ヘタリ。要スルニ自己ノ疾病タルコトヲ知ラズ即チ病識ヲ缺知スル外ニ指南力ニ障礙ナキモノト認ム。

記憶力・記銘力ニ就キテモ格別ノ異常ナク、前章既往歴ノ條下ニ述ベタル事項ニ照スモ其ノ舊時ノ經歷ヲ記憶スルニ著シキ障礙ヲ認メザルモ、其ノ知識特ニ學校教育或ハ社會的經驗ニヨリ知得シタルベキ知識ニ就キテ試問スルニ、題材ニヨリテハカナリ高度ノ缺陷アルヲ見タリ。即チ其ノ問答ノ一部ヲ抄出センニ、

「明治は何年迄あつたか」「よく覚えませんが、四十五年でしたか四年でしたかです」。

「先帝のおかくれの日は」「八月の三十一日です、一日位違つたかも知れませんが、田中は軍隊の事なら何でも知らないことはないが、其外の事は駄目です」。

「では軍隊の事を聞かう、兵役年齢は」「満二十一歳から四十二歳迄です」。

「豫備役は何年か」「四ヶ年四ヶ月」。

「後備役は」「十ヶ年です」。

「簡閲點呼は何時行はれるか」「毎年一回あります」。

「大演習は何年目に一回行はれるか」「三年かしらん、いや四年です」。

「兵種を挙げよ」「歩騎砲工に輜重兵。軍醫に衛生などです」。

「砲兵の單位は」「聯隊です」。

「砲兵聯隊は各師團に何個づゝあるか」「知りませんが、第一師團には第十三と第十七と二聯隊あります」。

「砲の種類は」「三八式一つしか知りません」。

「本邦に何個師團あるか」「二十二個です」。

「一個中隊平時の人員は何程」「田中は歩兵のことは知りません」。

「日露戦役は何年にあつたか」「三十七八年です」。

「日獨戦争は」「大正三四年です、田中は軍隊が百姓の事なら知らないことは一つもありませんが、歴史はだめです」。

「では百姓の事を聞かう、一段歩から米はどの位とれるか」「米の質で違ひますが、並で六俵とれます」。

「閏年は何年に一邊あるか」「それは知りませんが、それは曆の事です」。

「二百十日の厄日は何月何日か」「八月が九月です、日は知りません」。

「畑で作るものの種類を挙げよ」「芋、大根、小蕪、唐菜、白菜、山東白菜、馬鈴薯、甜瓜、西瓜、小麥、大麥、黍、稗、粟、そんなものです」。

「葱はどうか」「私の家では葱は作りません」。

「他家で作るものも挙げて見よ」「まあ今云つたやうなものです」。

「日本に府縣は何個あるか」「知りません」。

「頼山陽を知るか」「知りません」。

「西郷隆盛を知るか」「歴史はだめです、知りません」。

「一日は何時間か」「二十四時間です」。

「一時間は何分か」「六十分」。

「一分は何秒か」「(考ヘテ)三十秒です」。

「一年は何日か」「三百六十五日です」。

「月の大小を知るか、大の月は何々か」「(指ヲ折リツツ)大の月は三十一日ある月で、一、三、五、七、八、十、十二です」。

「流通貨幣の種類を挙げよ」「一錢、二錢、五錢、十錢、二十錢、五十錢、一圓、五圓、二十圓、その上はとんで百圓です」。

「暗算で三十五に七を乗じて見よ」(三十秒)二百四十五。
其他簡單ナル加減乗除ノ暗算ヲ試ミシムルニ皆解セリ。

以上ノ外幾多ノ智力問題ヲ課シテ試ミルニ、大體ニ於テ先天的智力缺陷ヲ認メザルモ、發病以後ニ於テ新事實新事項ヲ覺エントスルノ努力全クナク、又今モ之ヨリ新タニ技術ヲ習ヒ覺エントノ志微塵モナク、試問ニ對シ答ヘ得ザリシ事柄ノ解答ヲ教示シテ聞カスモ之ヲ覺エ込マントセズ、聞流シ居ルヲ常トス。即チ後天的ニ智力ノ減退學得力ノ消失ヲ示スモノト認メラル。

妄想ニ就テハ著明ナルモノアリ、既ニ犯行原因ノ章下ニモ述ベタル如ク、特ニ誇大的妄想、被害的妄想ノ著シキモノアルモ、白ラハ病識ヲ缺クタメ此妄想ヲ事實ナリト固ク信ジ居ルモノニシテ、其言フ所ニ矛盾スル點アルヲ予ガ特ニ詰問ヲ試ミルニ拘ハラズ、少シモ自説ヲ捋グルコトナク、飽ク迄モ其妄想ニ固著スルモノナリ、今其妄想ノ一斑ヲ左ニ問答録ニヨリ抄出シテ掲グベシ、但シ其ノ妄想内容ノ大要ハ前章犯行ノ理由中ニ述ベタル所ヲ參照セラレンコトヲ望ム。

「五反が中隊長へ手紙を出してお前を中傷したのは何年何月頃か」大正四年の四月か五月で、田中が一年兵の時であります。

「五反は其手紙を何と宛名したか」第六中隊の宛名で、中隊長の小〇源〇郎殿が見たさうです、それには田中九〇衛〇が田中留〇衛〇と書いてあつて、心迷ふな迷はしたといふ文言だったので、中隊長が女の心を迷は

すやうな者は上等兵には出来ないといひました、大正七年にも五反から中隊へ手紙が来たさうであります。

「被告はそれ迄は上等兵になれる見込だったのか」さうです、田中は中隊中で一番射撃が上手で學科もよく、田中程いゝ兵はないといつてほめられた位でしたが、そんな手紙が来たために大正四年の八月には右翼から八番へ落されて、上等兵候補者になれなくなつたのは残念です。

「髪の毛で斬られたといふのは何時か」四年の五月に安野〇〇〇が田中に五反から手紙が来て田中の髪の毛が欲しいといふから呉れと云つたので、田中は安野に髪の毛をやりました。五反がその髪の毛で斬つたといふことを田中の父善〇郎から聞いたのは八月時分です。

「除隊になつたのは何時か」大正七年です。

「大正四年から七年迄も始終五反を恨んでゐたのか」それは明暮れ怨んでゐました、實際泣いて口惜しがつたのです。除隊になる三年目の(大正七年)一月に又五反から第六中隊へ田中のことを悪口した手紙が来たといふことです。

「その手紙を被告は自分で見たのか」見ませなければ小〇大尉の従卒をしてゐる者から確に聞きました。

「安野とは今は交際はないか」田中が入營した時に安野は三年兵で、しかも隊で一番成績が悪かつたのです、田中が二年兵の時に安野は除隊になりまして、それから一度も會つたことはありませんが、青山邊で八百屋をしてゐるといふことです。

「それはどうして知つたか」「誰からか一寸聞いたやうに覚えてゐます」
「しかし被告が五反に放火する迄に、五反を怨んでゐるといふことは、在隊中も除隊後も被告は一度も口外したことがないといふではないか、それ程怨んでゐるなら兄や母にも話して相談したらよいではないか」「兄は分らずやですから話したつて駄目ですから話しません、父には一度話したことがあります、それから作代の男にも一寸話したことがあります、大正九年の五月の十日か十五日に姉のキンが五反へ行つて田中の話をして、五反に神祈りをされて氣狂ひになつたのだと云つたら五反ではすまないと答へたといふことを聞きました」。

「それは確かにキンが行つたのか」「行つたといふことです」。

「大〇中尉に話したといふことを前に鑑定人に述べたが、それは何時の事か」「田中が大〇中尉の従卒をしてゐる間の事で、二年兵の時です」。

「祈られて被告が發狂したといつて怨むやうであるが、發狂したのは大正九年ではないか、二年兵の時分にも發狂してゐたのか」「いえ發狂はしませんが、祈つたといふことは聞いて知つてゐたのです」。

「安野に初めて會つたのは何時か」「田中が十九の時の夏、五反のそばで通りすがりに會ひましたが聲はかけません、その後二十の時調布町から甲州街道ですれ違ひに會ひました」。

「しかし今被告は被告が入營した時安野は三年兵だつたと云つたが、して見ればお前の十九か二十の時には安

野は入隊してゐた筈であらう」「それではもつと前に會つたのかも知れません」。

「被告の十八九の時安野と五反の妻と密通してゐることを方々に云ひふらして大に五反の恨を買つたと調査中にも申立てゝゐるがその時分から被告は安野を知つてゐたのか」「はい、少しは知つてゐました」。

「しかし、被告は隊で安野といふ男に始めて會つて、話し合つて見たら同村の者といふので、それから親密にしたと申したではないか」「親密に話し合つたのは隊へ入つてからです、安野が五反にゐることは前から知つてゐました」。

「安野と五反の娘と密通してゐたといふのは何時頃か」「それは安野が云ふには子供の時分からだといひます、それで安野は五反の聲になるつもりでゐた處、聲になれなかつたのは田中が邪魔をした爲だと云つて安野は田中を泣いて恨んだといふことです」。

「では安野の方でも以前から被告をよく知つてゐたのか」「それは知つてゐたらうと思ひます」。

「五反の龍〇が被告の家へ放火したことがあると安野の言によつて被告は知つたと云ふが、それは果して事實か」「田中の十六七の時です」。

「その時分から安野は五反にゐたのか」「安野は五反の作代をして餘程前からゐたのださうです」。

「その安野といふ男を五反は知らぬと云ふが如何」「それは嘘でせう」。

「何故五反ばかり恨んで安野を怨まぬか」「五反は村會議員をして乍ら人を祈るといふことが怪しからんから

です。

「もう五反に怨はないか」「一旦怨をかへすつもりで放火をしたのですから火が大きくならなかつたのは不運で、とにかく怨みは返したのですから、田中は今後は五反は怨みません、専ら家で之から農業をやりたいと考えてゐます」。

「刑を受くることは納得か、それとも不服か」「どうも五反が悪くて田中が正當に復讐したのに、田中獨り罰を受けるのは困りますが、之が法律だといふのなら、甘んじて罰を受けてもかまひません云々」。

之ヲ要スルニ其ノ妄信スル所ノ根據ハ薄弱ニシテ架空的構想ノ分子多キコトハ、明カニ此問答ニヨリテモ瞭知シ得ラルベク、被告ノ懷抱スル信念が全ク妄想ニシテ、事實的根柢アルモノニアラザルコトヲ認承シ得ラルベシ、尙其被害的妄想以外ニ多少誇大的念慮アルコトハ前記問答中ヨリモ察セラルルガ、其他左ノ問答ニ徴スレバ一層明カナリ。

「除隊後被告はよく兄の政〇と喧嘩したといふことであるが如何」「喧嘩するものではありません、田中が兄に説諭するので。元來兄の政〇は自分勝手な男で、其上親不孝で、家の中が治まりがつきません、政〇の嫁セイと田中の母トクとの折合が悪くてよく口喧嘩をしますが、その時政〇はいつも嫁の味方をして一所になつて母と争ひますから、田中はそれを苦にして政〇に意見をして諫めてやりますと、それが又政〇の氣にいらないのでつひ喧嘩のやうになるのです、田中は親孝行で、なるべく一家を圓滿にして自分は犠牲になつてゐやうと

思ひますから兄に諫めるのです。田中が悪くて喧嘩するものではありません」。

「被告は怠け者だといふが如何」「それは以ての外です。村内で田中ほどよく働く者はないと云つて近所の評判になつてゐて、誰でも知つてゐます、實際其成績に於ては二人前位働らくのです」。

「尺八が上手だといふがそれも村一番か」「いえ尺八はさううまではありません、師匠にいたのではなく村の衆と一所に獨り稽古で習ひ覚えましてから、さ程上手ではありませんが、村の衆並にはやります」。

「飲食では何が好物か」「菓子、せんべい、まづ鹽煎餅が一番好です、何人前でも喰べます、酒はのみません」。

「女道楽はどうだ」「隣にゐる時分はよく誘惑はありましたが、不品行なことは一度も致しません、田中は學科に於ても品行に於ても成績が一番よかつたのです。しかし祈られてから自暴ヤケになりましたから満期後には調布町の貸座敷へ四五回は行つたことがあります」。

「亂暴な舉動は平素ないか」「今迄決して亂暴なことをしたことはありません、兄とはよく口喧嘩をしました、が外の人は一度も争つたことはありません、村の若い者の間では一番おとなしいのです」。

「何をやつても被告は一番成績がよいさうだから、今度家へ歸ることが出来たら、一つ世間の爲になるやうな技能を習得しては如何だ」「いえ、今迄は何でも一番よくやらなければ氣がすまない性分でしたが、もう一度祈られて精神病に罹つて了つたからだめです、もう何も覺えたくありません」。

「今は何が一番上手か」「作垣ならば近郷近在田中ほど上手のものはないといふ評判です」。

即ち其精神内界ニハ種々ノ矛盾撞著アリ、又是等矛盾撞著アルコトヲ平然トシテ輕々シク口外シ、其矛盾ヲ詰ラ
ルルモ少シモ恥ヅル色ナキハ、之レ高度ニ判断力ノ障礙ヲ蒙レルタメニ歸スベキモノトス。而シテ右妄想ニ關聯
アル事柄ニ就テハ凡テノ事ヲ妄想的ニ曲解スル傾向アレドモ、全然妄想ト關係ナキ事柄ニ就テハ稍々常識的ノ
判断ヲ下スコトヲ得ルモノナリ、即チ右妄想以外ニハ觀念聯合作用ノ特別ナル障礙(意想奔逸、迂遠、散亂、聯
合澹滯等)ナク、其ノ談話ノ進行ハ全ク尋常ナリトス。

感情界ニハ一般ニ感情發動ノ鈍麻アリ。タダ自己感情ノミハ昂進スルモ其他ノ愛他、同情、道義等ノ情操ハ全ク
鈍耗シテ、自己一人ノミニテ生活スルモノノ如クニ振舞フ。自己ニ不利ヲ與ヘタル者(又ハ與ヘタリト信セラル
ル者)ニ對シテハ飽ク迄復仇セントシテ之ヲ怨嗟スルコト甚ダシク、怨恨憤怒ニ對シ之ヲ道義心ニ訴ヘテ再考反
省シ又深ク事情ヲ公平ニ究メントスルノ努力且冷靜ナク、一圖ニ其ノ自己感情ノミヲ遂行スルモノナルガ、前記
問答録ニ於テモ見ル如ク、本件犯行ニ於テ怨恨ヲ懷ケル田○龍○方へ一旦放火ヲ試ミテ未遂ニ了リ且己レハ捕
ヘラレテ獄裡ニアルモ、之ガタメニ却テ田○龍○ニ對スル怨嗟ノ情ヲ増大スル如キコト更ニナク、今ハ全ク舊怨
ヲモ忘レ去リテ平然トシ、又犯行ニ對シテモ悔恨スルノ情ヲ見ザルコトハ、其ノ舊怨ガ深キ根據アルモノニアラ
ズシテ全ク妄想ニ過ギザルモノ故其ノ感情ノ薄弱ナルタメニモ因ルベク、且元來感情ノ發動ニ鈍麻症アルガタメ
ニモ因ルベシト思ハル。即チ被告ガ愛他、同情、道義等ノ高等ナル感情ニ著シキ鈍麻アルコトハ、被告ニ全然社
交性ナク全ク孤獨ノ生活ヲ營ミ且己レニ不利ナルコトニハ之ヲ爭ヒテ己マザルノ平生ニ徴スルモ知ラルベク、

其他本件犯行中竝ニ犯行後犯行ニ對スル態度ニヨリテモ知ルヲ得ベキモノナリ。目下ニ於テモ家族、郷黨ニ對シ
テ少シモ之ヲ懷カシムノ感情ナク、「兄なんぞどうせ我儘者で役立たずですから會ひたいとも思ひません、母だ
つて會つても仕方がないです」ト云ヒテ平然タリ。

意志界ニ於テハ被告ハ未ダ顯著ナル障礙ヲ示サズ、單ニ進取的發動的ニ仕事ヲナサントスルノ努力ヲ缺キ、刺戟
ナキトキハ終日ト雖モ茫乎無爲ニ過シ、外來ノ刺戟ニ對シテハ割合ニ反應鈍キニ拘ハラズ、精神内界刺戟例へ
バ妄想ニ基ク怨恨ノ如キニ對シテハ比較的強烈ナル反應性行動ヲナスガ如シ。之レ意志界ニ平衡ナル抑制力コントロール
ヲ失ヘルタメナリ、爲メニ一たび動念動クトキハ徑チニ之ヲ行動ニ移シ、深ク反省熟慮スルコトニヨリテ行動ヲ掣
肘スルノ機能ナク、又判断障礙、道義感情鈍麻ノタメ之等ノ力ニヨリテ行動ノ抑制ヲ被ムルコトモナシ。故ニ屢々
第三者ヨリハ動機不明ナルニ拘ハラズ衝動性ニ或行動ヲ暴發スルガ如キコトナシトセザルナリ。

之ヲ要スルニ被告ノ精神の現在證ニ於テ著明ナルコトハ判断障礙ノタメ、被害性及ビ誇大性ノ妄想ヲ生ジ之ガ
多少牢固ナル系統ヲ構成シテ被告ノ精神内界ヲ占領スルガ故ニ、被告ノ行動ハ此妄想内容ニヨリ左右セラルルノ
状態ニアルモ、右妄想ニ關係ナキ他ノ事柄ニ於テハ叡智界ノ損喪ハ輕度ニ止マルモノニシテ、單ニ多少ノ智力ノ
缺陷ヲ認メラルルニ過ギズ。而シテ其他ニハ一般感情鈍麻、自己感情亢進、輕度ノ意志減退、行動抑制作用減退
等ヲ認メラル。

保○院院長醫學士池○隆○氏ノ言ニヨレバ被告ガ同院入院當時竝ニ其直前ニハ劇シキ錯亂アリ、幻視幻聽著シ

ク、時々獨語、不安、拒絕症狀、緘默症、不眠、沈鬱等ノ精神症狀ヲ示シタル由ナルモ、現時ニ於テハ右ノ如キ
症狀ハ全ク消失シテ認メ得ザルモノトス。而シテ被告ハ其當時ノコトハ全ク夢中ニテ明確ニ記憶セズト云ヘリ。

被告ノ身體的現在證狀

被告ハ當二十七歳ノ男子ニシテ身長ハ五尺五寸二分脊高キ方ナリ體重ハ十五貫四百匁(九月二十日)アリ。以前ハ
十六貫以上アリシモノナリト云フ體格強壯、身體發育並ニ榮養亦佳良ナリ。其全身皮膚(殊ニ前胸部、上腿部等)ニ
互リテ長毛髮叢生シ、所謂毛深キ質ナリ。毛深キ質ハ醫學上淋巴性體質ト名クル特異體質者ニ見ルコト多ク、且
淋巴性體質者ニハ生來性ニ中樞神經系ノ發育並ニ機能上ノ變質ヲ有スルモノ多シト云フ。之レ一面ニ被告ガ精
神ノ病的變質ヲ生來性ニ有セルコトト關係ナキニアラザルベシ。

被告ニハ一般ニ其ノ身體症狀トシテ著甚ナル病的症候ナシ。入監以來ハ引續キ睡眠佳良、食思亦尋常ニシテ何等
病感ナシト云フ。唯十月四日夜ニハ少シク發熱セル模様ニテ腹痛ヲ覺エタリト云ヘルモ、之ハ一時ノモノニテ翌
日ハ自然ニ治癒シタリト云フ。其ノ胸腹部臟器ヲ檢スルニ聽診、打診上何等認ムベキ病變ナク、體溫攝氏三十六
度七分、脈搏一分六十八至(十月七日)、氣分亦爽快ナリト云フ、十月七日ニハ數日前ニ腹痛發熱アリタリト云フ
ニヨリ、腹部ヲ觸診セルモ當時膨滿鼓腸等ナク、便通亦快速スト云フニヨリ、要スルニ持續的ニハ異常ナキモノ
ト認メラル。頭痛其他ノ疼痛ナシ。

感覺器官トシテハ視覺、聽覺、嗅覺、味覺、觸覺、痛覺等凡テ機能上ノ異常ナク、視力、眼底、外聽道、鼓膜

等ノ狀態ヲ器械ヲ用ヒテ精査スルニ病變ヲ認メズ。瞳孔ハ左右同大、室內光線ニテ直徑約四密迷、光線ニ對スル縮
瞳反應、凝視物ノ遠近ニ對スル調節反應共ニ尋常ニ存在ス。膝蓋腱反射、アヒレス腱反射並ニ上膊二頭筋、三頭
筋、大胸筋ノ直接叩打ニヨル反射等凡テ亢進シ居リ、腹壁反射、提舉筋反射ハ尋常ニ存ス、但バピンスキ―氏足
現象、足間代等ノ病的反射亢進ハ之ヲ認メズ。其發語ニ吃音甚ダシキコトハ精神症狀ノ下ニ言及セル所ナリ。
變質徵候トシテハ全身毛髮發生ノ異常アル外ニ尙齒牙發生異常アリ、即チ其齒列ヲ檢スルニ上顎左第二大臼齒齶
蝕シ、下顎右第二小臼齒第一第二大臼齒共ニ齶蝕ノタメ義齒ヲ用ヒ、左第一大臼齒亦同様ナリ。而シテ上下顎左
右ヲ通シ未ダ一本モ智齒ノ發生ヲ見ザルハ一ノ變質徵候ト做スベキモノナリ、又其頭蓋外形ヲ見ルニ後頭突起
著シク突出シ、其測定結果ハ左ノ如シ。

頭圍	五七・〇仙迷	(五五・〇六仙迷)
從徑	二〇・〇	(一九・八九)
鼻根後頭圍	三七・三	(三五・三七)
橫徑	一五・三	(一五・〇六)
耳前頭圍	三一・〇	(二九・八二)
耳後頭圍	二八・〇	(二三・四〇)
耳顫頂圍	三四・五	(三六・三三)